

平成26年白老町議会定例会6月会議会議録（第1号）

平成26年6月17日（火曜日）

開 議 午前 10時00分
散 会 午後 5時44分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 行政報告について
 - 第 5 一般質問
-

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1 番 氏 家 裕 治 君	2 番 吉 田 和 子 君
3 番 斎 藤 征 信 君	4 番 大 淵 紀 夫 君
5 番 松 田 謙 吾 君	7 番 西 田 祐 子 君
8 番 広 地 紀 彰 君	9 番 吉 谷 一 孝 君
10 番 小 西 秀 延 君	11 番 山 田 和 子 君
12 番 本 間 広 朗 君	13 番 前 田 博 之 君
14 番 山 本 浩 平 君	15 番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3 番 斎 藤 征 信 君	4 番 大 淵 紀 夫 君
5 番 松 田 謙 吾 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副	町 長	白 崎 浩 司 君
教 育	長	古 俣 博 之 君
理	事	山 本 誠 君

総合行政局長	岩城達己君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	大黒克己君
税務課長	小関雄司君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
生活環境課アイヌ施策推進担当課長	廣畑真記子君
産業経済課長	石井和彦君
産業経済課港湾担当課長	赤城雅也君
健康福祉課長	長澤敏博君
健康福祉課高齢者介護担当課長	田尻康子君
上下水道課長	田中春光君
教育課長	高尾利弘君
教育課(仮称)食育防災センター開設準備担当課長	葛西吉孝君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君
監査委員	岡英一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日6月17日は休会の日ですが議事の都合により特に定例会6月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から6月6日、11日及び13日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可します。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので6月6日、11日及び13日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成26年白老町議会定例会は6月30日まで休会中ではありますが会議条例第6条第3項の規定により休会中にもかかわらず議事の都合により6月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は平成26年定例会6月会議の運営の件であります。まず6月13日に議案説明会を開催し6月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして各会計補正予算3件、条例の一部改正2件、組合規約の変更2件、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任同意2件、人権擁護委員の推薦2件及び議会への報告議案2件の合わせて議案13件であります。提案議案のうち組合規約の変更2件は一括提案し個別議決といたします。

また議会関係としては農業委員会委員の推薦、議員の派遣承認、意見書案及び委員会報告等を予定しております。

次に一般質問は既に6月6日10時に通告を締め切っており議員9人から13項目の質問の通告を受けております。このことから一般質問については本日から19日の3日間で行う予定としております。

次に農業委員会委員の議会推薦については議員2名を議長発議により推薦することといたしました。

次に意見書案は各会派から5件提出されております。このうち意見書案第4号、第5号は苫小牧広域農業協同組合からの提出要請のあった意見書であります。提案する意見書案5件は全会派一致により提案いたします。

なお一般質問及び本日まで上程されている議案の審議についてはおおむね3日間を予定したところでありますが6月20日を予備日としております。

以上議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会6月会議の再開は議案等の審議の関係上おおむね3日間としたところでありますが、議事の進行によっては6月20日も開催する予定といたしますのでご承知おきください。

全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき定例会3月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで議会に関するもの、または町及び各団体からの出席要請があったもののうち議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果についてはお手元に配付のとおりであります。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会6月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

初めに6月7日、8日に開催された第25回白老牛肉まつりが白老牛銘柄推進協議会を中心に関係機関協力のもと開催されました。回を増すごとに来場者もふえ今では町内最大のイベントにまで成長してきております。ことしは両日ともあいにくの雨にもかかわらず道内外から3万人もの皆様にご来場いただき白老牛を堪能いただきました。改めて感謝を申し上げますとともに白老牛が広く道民の皆様認知され本町を代表するブランドとして確立してきたものと確信

しているところであります。

次に6月13日に閣議決定されたアイヌ文化の復興等を促進するための民族共生の象徴となる空間の整備及び管理運営に関する基本方針についてであります。この基本方針には国立の（仮称）アイヌ文化博物館や民族共生公園、慰霊施設等が平成32年7月のオリンピック・パラリンピック東京大会にあわせ本町がポロト湖畔で一般公開されること、運営についてはアイヌの人々の主体的な参画を確保すること等が盛り込まれております。閣議決定は政府全体の意思決定であり政府一丸となって本政策の推進に取り組むという証しであることから、町では本決定をより大きな一歩として歓迎し引き続きアイヌ協会やアイヌ民族博物館等と連携・協力しながら伝承文化の保存活用と人材育成、加えて同博物館の知見を確実にその管理運営に引き継ぐため尽力してまいります。また一般公開に向けて国内外から多くのお客様を迎えるための準備を白老町活性化推進会議等によりオールしらおいの体制をもって積極的に取り組んでまいり所存であります。

次に定住自立圏構想の推進についてであります。定住自立圏構想は人口減少や少子高齢化が続く中で地方から大都市への人口の流出を食い止め圏域の市町が連携・協力しながら互いに役割分担を行い、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など圏域と全体の活性化を図ることにより地方圏への人口定住を促進する国の政策であります。5月23日に開催された東胆振広域圏振興協議会総会において1市4町による東胆振広域圏として定住自立圏の形成に向けた取り組みを推進することに合意をしたものであります。今後は中心市となる苫小牧市が中心市宣言を行った後、年内の定住自立圏形成協定の締結に向け苫小牧市との協議を進めてまいりたいと考えております。

次にソフトバンク白老ソーラーパークの建設についてであります。本事業については石山工業団地内の町有地約5ヘクタールを賃貸借し、事業者はS B エナジー株式会社、施行者は京セラコミュニケーションシステム株式会社となっております。工期は6月18日から10月末までを予定しております。事業期間は20年間で出力規模は1,990キロワットを予定しており全量を北海道電力に売電するものであります。本事業により本町から北海道への電力供給体制が確立されるとともに地元企業の受注機会の拡大につながるものと期待しているところであります。

次に町政執行60周年記念事業についてであります。町政施行60周年記念のキャッチフレーズを町内の中高生に募集しておりましたが527名の方から応募があり厳正な審査の結果、白老中学校3年生の小見浪理捺さんの作品「時代をこえ つながっていこう 希望と笑顔 元気まち」が特選に決定いたしました。このキャッチフレーズは記念事業のいろいろな場面で活用させていただきます。また6月15日には記念演奏会が開催され陸上自衛隊第7音楽隊を初め白老吹奏楽団や町内の中学校、高校の吹奏楽団にご参加いただき無事盛会のうちに終了いたしました。今後も記念事業を各種実施してまいります。

最後に6月6日から13日にかけての大雨についてであります。降り初めから13日午後4時までの総雨量は森野で492ミリ、白老で325ミリと6月の平均降水量よりそれぞれ2倍以上の雨量を記録したところですが、人的被害や住宅等への被害はなくポイント沼、ポロト湖の増水による

私道の冠水や通行どめ等の被害対応に当たったところであります。

なお本6月会議には議案9件、諮問2件、報告2件を提案申し上げておりますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君）　これで行政報告は終わりました。

次に本日から3日間一般質問を予定しております。9名の議員から13項目の通告が出されておりますが一般質問される議員並びに説明をお願いを申し上げたいと思います。一問一答方式ということをご理解をいただき簡潔な質問に心がけていただきますとともに町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう議長から特にお願いを申し上げます。

◎一般質問

○議長（山本浩平君）　日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君）　13番、前田博之議員登壇を願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　13番、前田です。地域の医療・介護状況と町立病院についてであります。白老町は加速度的な人口減少、少子高齢化、財源不足そして医療環境も悪化している中で町民のニーズを再考して早期に町立病院の方向性を決めなければなりません。そして積極的に町民とともに病院のあり方、将来を考えることが必要であります。そこで地域の医療・介護の状況と町立病院について質問いたします。

（1）、平成25年度町立病院事業の決算について伺います。診療の状況について。経常損益（真水分）と一般会計繰入金（他会計補助金）を合算した場合、これは医業外収益です、この計上損益について。次に医業収支比率、経常収支比率、職員給与比率、病床利用率について。

（2）、病院経営改善契約の達成状況について伺います。

（3）、平成26年4月、5月の町立病院と老健施設きたこぶしの収支状況と経営環境について。

（4）、町内の医療と介護の状況について伺います。1つ、町内医療機関の医療提供体制について。2つ、要介護認定者数と介護施設等への入所者数と介護施設等の状況、施設数と定員数についてであります。3、介護施設等への入所希望待機者について。

（5）、望ましい地域のあり方と町立病院の将来ビジョンについて伺います。

（6）、町立病院の方向性の決定の選択と進捗状況及び決定時期と今後のスケジュールについて伺います。

○議長（山本浩平君）　戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君）　地域の医療・介護の状況と町立病院のあり方についてのご質問であ

ります。

1 項目め、平成 25 年度町立病院事業の決算についての 1 点目診療の状況についてであります。平成 25 年度における町立病院の患者数実績ですが入院が年延べ患者数 9,909 人、1 日平均患者数 27.2 人であり、前年度比較としては年延べ患者数 1,692 人、1 日平均患者数 4.7 人の増となっております。また外来は年延べ患者数 2 万 9,786 人、1 日平均患者数 121.6 人であり前年度比較としては年延べ患者数 2,823 人、1 日平均患者数 12 人の減となっております。

2 点目の経常損益についてであります。病院事業会計における収支決算ですが医業収益は 4 億 5,210 万 4,000 円、医業費用は 7 億 7,133 万 8,000 円であり実質的赤字額である医業損失は 3 億 1,923 万 4,000 円であり前年度比較 5,140 万 9,000 円の収支改善となっております。また一般会計繰入金 2 億 9,207 万 5,000 円を含む医業外収益 3 億 1,468 万 4,000 円と医業外費用 290 万 5,000 円を加算した経常損失は 745 万 5,000 円であり、前年度比較 5,646 万 3,000 円の収支改善となっております。なお公立病院特例債元金償還金及び地方財政法施行令に基づく資金不足解消分として一般会計繰入金 1 億 3,500 万円の特別利益を加算すると、病院事業会計収支では 1 億 2,752 万 1,000 円の純利益となっております。

3 点目の各財政指標についてであります。今年度総務省に提出している決算状況調査に係る財政指標ですが医業収支比率 69.8%、経常収支比率 99%、職員給与費比率 57.7%、病床利用率 54.4%となっております。前年度比較では医業収支比率 4.9 ポイントの増、経常収支比率 6.9 ポイントの増、職員給与費比率 10.4 ポイントの減、病院利用率 9.4 ポイントの増と全ての財政指標において改善された状況にあります。

2 項目めの病院経営改善計画の達成状況についてであります。昨年 9 月に策定した病院経営改善計画では 1 日平均患者数目標値を入院 26 人、外来 118.6 人と設定しており、患者数実績では入院・外来ともに達成している状況にあります。また収支計画における医業損失及び経常損失額は 2,000 万円以上の収支改善となり、出納閉鎖時に一般会計繰入金のうち 1,000 万円を戻入した上で総務省の指導である地方財政法施行令に基づく資金不足額を解消することができました。

3 項目めの町立病院と老健施設きたこぶしの収支状況と経営環境についてであります。町立病院の入院・外来 1 日平均患者数ですが、4 月・5 月の累計平均では入院が 32.7 人、外来が 125.7 人と推移しており経営改善計画の平成 26 年度患者数目標値である入院 30 人、外来 125 人を達成している状況にあります。また 5 月末の病院収支状況ですが医業収益 8,459 万 2,000 円に対し医業費用 7,878 万円であり 581 万 2,000 円の医業利益であり、前年度同月比較 1,412 万 6,000 円の収支改善となっております。

次に介護老人保健施設きたこぶしですが 4 月・5 月累計の 1 日平均入所数 22.6 人、平均介護度 2.87 と推移しており前年度比較として入所者数は 0.62 人の増、平均介護度 0.1 の減となっております。介護老人保健施設事業特別会計の 5 月末の収支状況ですが歳入 1,651 万 2,000 円、歳出 1,073 万 1,000 円であり 578 万 1,000 円の収入増となっておりますが、前年度繰上充用金 810 万 5,000 円を含んだ収支状況では 232 万 4,000 円の累積赤字額となっております。

4項目めの町内の医療と介護の状況についての1点目町内医療機関の医療提供体制についてであります。白老町における医療機関の状況は町立病院のほかに法人格を有する2つの有床診療所と無床診療所が存在し4つの医療機関が地域における医療連携を軸として町民の健康維持・増進を図り、安全・安心なまちづくりのための地域に根差した医療を提供しているところであります。また白老町が有する一般病床数は町立病院58床、有床診療所38床の合計96床であり、診療科目としては主に内科・外科・小児科及び放射線科の4診療科であります。なお、町内における北海道知事告示の救急指定医療機関は町立病院のみとなっております。

2点目の要介護認定者数介護施設等への入所者介護施設等の状況についてであります。25年度末における要介護認定者は1,325人で65歳以上の高齢者数に対して占める割合は18.99%となっております。また5月末現在の町内にある9カ所の介護施設等の状況についてですが、介護保険施設3施設のうち特別養護老人ホーム2カ所の合計定員100人に対し入所者数は98人、介護老人保健施設3カ所の合計定員192人に対し入所者数は182人、地域密着型居住施設のうち認知症対応型グループホーム3カ所の合計定員63人に対し入所者数は62人、特定施設のうち介護つき有料老人ホーム1カ所の定員52人に対し入所者数は50人となっております。

3点目の介護施設等への入所待機者数についてであります。5月末現在で特別養護老人ホームは167人、介護老人保健施設は6人、認知症対応型グループホーム13人、介護つき有料老人ホームは2人となっております。なお特別養護老人ホームの待機者数のうち約7割の方は既に入院や他の施設に入所されております。

5項目めの望ましい地域医療のあり方と町立病院の将来のビジョンについてと6項目めの町立病院の方向性の決定については関連がありますので一括してお答えいたします。まず地域医療については病院などに来院された患者さんの対応だけでなく町民の皆さんの健康状態を常に把握し予防・治療・療養さらには介護や育児支援など幅広い総合的な医療活動を行政機関も連携して取り組み、町民の皆さんが笑顔で生きていける医療形態が望ましい地域医療のあり方と捉えております。また病院の方向性については現状の病院経営や病床数の適正な規模、有床・無床の診療所か指定管理者制度の導入さらには民間移譲などを検討しておりますが、地域医療における公的役割を考慮するなど町民ニーズに即した方向性を見出すため治療体制や老朽化の著しい施設の問題なども検討し9月をめぐりお示しする考えであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本題の質問に入る前にちょっと答弁の中で確認しておきたいのですが、2項目の病院経営改善の達成状況の中で、多分収益が向上したということだと思いますけど、出納閉鎖時に一般会計繰入金の内1,000万円を戻入したとなっているのです。それと地方財政施行令に基づく資金不足が解消すると。この2点についてもっと詳しく答弁願います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 当初、地方財政法の資金不足解消分といたしまして7,000万円を予算として組んだところなのですけれども、最終的に流動負債等の地方財政法の資金不足

解消分といたしまして最終的に資金不足を計算したところ、何とか収支改善になったということで1,000万円を戻入できるという見込みになりました。そういうところで財政とも確認したのですけれども、当初予算を例えば追加繰入金で増額する場合は補正予算が必要だというのですけれども、歳入決算といたしまして1,000万円を戻入したということでその辺で問題ないかと私は感じております。

地方財政法施行令の資金不足の解消でございますけれども、まず1つといたしましては毎回議会等でご説明はしているのですけれども、当初23年度に地方財政法の資金不足を全額解消するという計画を出したところなのですけれども、収支がいかないということで25年に地方財政法資金不足を解消するという総務省の許可をいただきまして、25年度は当初の時に資金不足を解消するためには7,000万円程度の資金不足解消分の繰り入れをいただければ解消できるという見込みを立てておりました。

それで地方財政法資金不足というのは単年度の資金不足、企業会計上になりますけれども流動負債から流動資産を差し引いたものに固定負債、この固定負債というのは特例債の元金償還金分が含まれております、それを足し込んで資金不足を解消するということだったのですけれども、例年であれば一時借入金という最後のものが約6,000万円から8,000万円の一時借入をしたところ、やはり収支、収入等が上がったのだと思うのですけれども一時借入が何とか4,000万円が抑えられたというところで現用金等も何とか9,000万円弱を確保できたというところで1,000万円を戻入するということが検討いたしまして戻入する形になりました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 議論するつもりはないのですが財政課長に伺います。この戻入というのは、会計管理というのか、運営上の問題というのか、一般会計と病院会計は違いますよね。これは戻入になっていますけど。私が覚えているのは戻入というのは誤払いとか過払いとか資金前渡とかあるいは概算払い、そういうものしか戻入できないはずなのです。それが会計計画が違うのに戻入措置でいいのだろうか。本来はちゃんと予算の中で整理しないと、今いった病院が改善されていると、これだけの金額をただ戻入という形で処理できるのだろうか。町の財政運用規則あれから見ればちょっと違うと思うのですけれども、その辺議論つもりありませんけれども見解だけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回病院のほうで資金不足解消のため7,000万円繰り出しを例年より多く見込んでいましたが、最終的に決算状況等事務長の説明のとおり戻せるということになりましたので、例年病院は戻していただいていたのですけれども特別会計では下水道会計それから介護保険会計は今年度も同様に決算を見越して、うちから繰り出ししている金額が決算状況で上回る部分を介護で600万円、下水道で1,500万円を戻入かけて、今回病院も1,000万円という形で各特別会計からそのような手法で戻していただいております。下水道会計は例年決算時に戻していただいているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは病院の経営状況について伺います。

今事務長からも資金運用関係の答弁がありましたけれども、地方公営企業法改定によって26年度から新会計基準が適用されています。そしてキャッシュフローの計算書の作成が義務づけられています。当然町の予算も26年度の病院事業会計予算には予定キャッシュフロー計算書が添付されています。そこで26年度の予算の会計を見るとキャッシュフロー計算は資金期首残高が8,578万6,000円、期末残高が7,303万円となっています。これまでは毎年度3月末に補正予算で一般会計からの繰出金で資金運用を確保してきました。当然25年度は当初予算で計上して今答弁あったとおりです。だけど26年度のキャッシュフローとしてこの資金はどのように確保されるのかその辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 町長の答弁にございましたけれども、26年度の4月、5月、2カ月経過した時点で入院患者数、外来患者数とりあえず改善計画の数値を上回っているということで、収支的にも現状では医業損失ではなくて医業利益という今まで余りないケースなのですけれども利益的になっているのですけれども、今後引き続きやはり自助努力によりまして事業収益の増収というのはやっていかないと考えております。その中で単年度資金不足であります不良債務解消分の追加繰入というのは現状ではいただかないという中で自助努力していきたいと考えております。その中で現時点の捉え方でございますけれども、やはり入院、外来患者数とも目標値に増加するということがキャッシュフローである現金確保ということに努めますので、前年同様やはり一時借入金の縮減ということで流動負債の減額を達成できれば何とか不良債務というものは回収できるのかと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは今答弁のありました資金不足の発生した場合そのような会計処理しますと。そうすると不幸にも患者減などで損益構造が悪化して追加繰出例年どおりでおかなければいけないとなったときの部分については、今答弁あったように繰出金はもらわないということは未処理金の欠損金として病院は、従前の赤字がいっぱいたまった時のような処理の仕方をするという考えでよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現状の段階ではこれからの患者数が減員していくということは今のところは考えていないところなのですけれども、やはり患者数の入り込みというのは大きい変動がございますので、確かに最終的に資金不足というものが不良債務が出る恐れはあるかもしれないのですけれども、現時点といたしましては病院の自助努力によりまして何とか不良債務解消が出ないような努力というものを続けたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 財政費用の主要費用について答弁ありました。医業収支比率、経常収支比率、職員給与比率等の比率が全て改善されたといっていましたけど、この数値のポイント何%上がったといっていますけど、これも意味するところというのはどういう評価の部分でどう見たらいいのか説明してください。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず主要の比率、財政主要がございませけれども、医療収支比率というのは医業収益と医業費用の割合でございませるので入院・外来患者数に伴う料金収入の増だとか、健診等の料金が入ってくる実質的なうちでの売上げ的なものを増収させるということは確かなのですけれども、やはり高いほど収益性が高いとそういうふうにいわれております。

あと経常収支比率につきましては医業収益と医業外収益を合算したものに對し、医業費用と医業外費用を合算したものを割り込んだ数字となります。その中で100%未満となると経常的に悪化しているという状況になります。

あと職員給与比率なのですけれども、これにつきましては医業収益に対する正規の職員の給与費の割合ということで病院のためには重要なポイントと捉えております。これもやはり低いほど病院として収益が上がっているという状況になると考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） わかりました。それでこの費用の中で1つだけお聞きます。職員給与比率これは57.7%です。これは100に近いほうがいいという意味ではないですから、下がっているほうがいいということです。それで今答弁もらったように10.4%減となりましたといっています。ということは医業収支比率とか経常収支比率の改善に連動しなければいけないのです。今の答弁よりはもっと上がらないとだめなのです。実際にそこに余りはね返っていません。ということは正直な話、経営が全般的に支出が多いということの数字の表れだと思えます。しかし職員給与比率が下がっています。それはその指数が今改善されたというけれども、これは職員等の給与削減が後押ししている部分であって、改善の努力は認めるけれども大方はこの給与削減が後押ししているという実態にあるのではないかということとその辺を整理しておかないと、改善されたことは認めるのだけどそういう要因がそこにあるのだという部分があるのではないかと思いますけどいかがですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 確かに議員いわれるように職員給与比率につきましては目標値よりも下回って57.7%と町長からも答弁ございましたけれども、それにつきましては確かに医業収益、料金収入も上がったという答申はあるのですけれども、1つとしては今外科の常勤医の先生を嘱託化しているというその時点での給与費の削減と、確かに医師を除く正職員の給与のカットをやっていますので、そういうところで今後給与費の戻し等も考えられるというこ

とになりますけれども、病院サイドといたしましては病院の収益を上げるという自助努力につ
きまして医療収益の拡大に努めまして職員給与比率も下げていくとそういう努力は必要と考
えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私、悪い意味の答弁を引き出そうと思って質問しているわけでは
ありませんから改善された部分については認めます。

今答弁でありましたけども26年9月までの経営予測についてお聞きおきます。4月・5月の
2カ月の実績は答弁であったように患者の動向、収益が好転し収支状況が順調に推移していま
す。そして今の状況を維持して経営努力を重ねていくと9月末の上半期の収益目標は達成でき
ると私は思っていますけれども、担当のほうとしてはどのように予測されていますか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず何回もいっていますけれども入院・外来患者数の増員と
いうものが必要と考えているところでございます。その中できょう現在入院も37名入っている
状況でございます。そういう中できょう時点で入院の1日平均患者数もほぼ30人を超えている
状況というところで。外来につきましてもほぼ前月並みということでこのまま収支を保って
いくと。確かに給与費も結構落ちています。あとうちの院長の方針になります薬品等の材料費
の在庫管理の見直しも徹底してございますので、そういうところと職員の費用等で削減できる
ものはどんどん削減した中で何とか9月までは収支は保っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 総括的に確認の意味で伺いますけれども、1問目で答弁がありま
した平成25年度の決算の診療状況、経常損益、各財政指標、25年度の病院経営改善計画の達
成状況、そして26年4月、5月の収支状況については答弁あったとおりです。おおむね目標に
達していると理解してよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 病院サイドといたしましては昨年つくりました経営改善計画
の目標値に伴いまして25年度は入院患者数、収支等も一応クリアできたと。現段階の5月末の
収支状況ですけれども今のところの前年度よりもかなり数字が上がっているというところで、
今後も引き続き病院サイドとしては何回もいいますけれども自助努力によりまして収支改善に
努めるとともに、職員の病院が変わっていったというスタイルで患者さんに接する態度でござい
ますとか、あとはあいさつ運動とかそういうものをした中で患者さんに来ていただくという病
院側のソフト面の強化といいますか、そういうものも続けながら何とか収支改正に努めていけ
るとはっきり申すことはできませんけれども何とかそのように努力していきたいと私どもは考
えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは次に町立病院の原則廃止と存続についてであります。これは町長に答弁を求めます。

まず町立病院を存続するのか廃止するのかの判断によって、一日も早く決めないと必要な医療提供体制の構築、策定はできないと思っています。9月という答弁がありましたけどそれは別として。町長はさきの3月議会で私が質問した原則廃止の定義と経営改善計画目標達成の許容範囲について次のように答弁しています。原則廃止の定義は25年度病院事業会計の決算状況と26年度上期の経営状況を見きわめる。目標達成の許容範囲については病院経営改善計画書に掲げる26年度患者目標値の確保、さらに一般会計からの繰出金の縮減が一定の判断基準である。総合的に勘案して判断するといいました。私は今まで先ほど担当のほうからいろいろな部分答弁いただきました。総括的には大体クリアしたといいました。そうすると今いったように25年度の決算の状況、病院経営の改善計画、26年4月、5月の収支状況の答弁を踏まえ、町長が約束しました町立病院の原則廃止の定義と経営改善計画目標達成の許容範囲の条件をクリアしていますよね。よって町立病院を原則廃止するための根拠がなくなったのです。原則廃止について町長はどのように判断されますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 9月をめどに方向性を出すということですので、まだ途中でありますのでいろいろなシミュレーションを考えて方向性を出したいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 9月までということクリアされているのに判断されませんでした。そうすると今町長も答弁しましたが9月をめどに判断するといいました。それでは答弁あったように4月、5月の病院収支状況は改善されているのです。これは認めていますよね。そうするとこれから6月、7月、8月の3カ月の収支状況を判断することになります。9月に判断するのですから。そこで町長に聞きますけれども、これから3カ月で仮に収支が下回って原則廃止の定義の条件をクリアできなかった場合は町立病院は原則廃止になるということでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 9月に方向性を出すといったこと変わりありません。今おっしゃったとおりです。この改善計画だけをもとに病院の方向性を決めるというふうには1回も言っておりません。この改善計画と白老町の医療のあり方、もしくは町民が望む町立病院のあり方、いろいろなことシミュレーションして総合的に判断をしたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ここで存続のご答弁いただければ別な質問に移って病院に対して

提言したかったのですが町長はなかなか煮えきりません。今いったようにあと3カ月ですけど。

それでは聞いていきます。悪いけれども曖昧な答弁ですよね。私が今挙げた数字のクリアに対して別な判断もあるという言い方をしていますから。それでは1問目で町内の医療機関の医療提供体制に対する答弁がありました。事実として。そして原則廃止の判断基準の1つに町長はさきの3月議会でもう1つに町内の医療体制等を総合的に勘案すると答弁しているのです。具体的にどのような事情を勘案しなければならないのか。そして何が検討材料として上がっていて、これらの検討材料の何をクリアしたら原則廃止にならないのですか。それはどういうことですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的に病院の関係につきましては原則的な考え方は今まで何回かの議会の中で答弁したとおりです。今の経営状況がどうなのかというのが大きな考え方の視点の1つということと合わせて総合的に判断ということは、町内の医療体制の中で診療科目もそうでしょうし、それから救急の体制がどうなのか、あるいは先ほどいった小児の医療体制とかそういうことも含めて検討すると。その総合的な判断をする検討のシミュレーションとしては診療所化がどうなのか、あるいは有床、無床がどうなのかという総合的なシミュレーションをpushした中で9月に最終的に判断したいというふうに思っています。

確かに今経営状況、改善計画の数値につきましてはクリアしているといえますか、そういうような状況でいい状況にきているのは確かなのですけれども、やはり他の今いう項目というのは町内の医療体制がどうなのか、今後町立病院としての経営をどういう方向に持っていくのがベストなのか、そういうことを総合的に判断して9月にもお示ししたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうしたら先ほど答弁で病院の方向性について有床、無床もそうですけど3つか4つを検討して方向性を出すといっていました。それでは9月に方向性を示す作業は町長がこの4つなら4つの対応策から最適案を選択するための4項目をそれぞれの原案作成なのか。あるいは町長がある程度もう方向性を決めおいて4月にこうだというための理論武装の仕事なのか今どちらをやっているのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 今大きく2つあってどういう方向での検討をされているかということではありますが、最初の部分は町長があくまでも9月に方向性を示すという部分でありますけど、そのための判断材料が今副町長話した部分のベースも確かにあります。今の体制をどうしていくかということです。多分前田議員がご質問したいのは方向性がどちらかはっきりしないと次の作業の方向性も見出せないだろうという視点でのご質問かと思っておりますけれども、そのことも判断できる材料を今我々が一つ一つ積み上げていっていますので、その上でやっぱ

り町長が最終的な判断を示すということになるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは町立病院の目指す方向として1問目の答弁で民間移譲などを検討しているといっているのです。そこで民間移譲についてお聞きします。財政健全化の特別委員会がありました。それに先立って昨年4月の全員協議会でも民間移譲を視野に入れて一定の方向性を決めると説明されているのです。それから1年2カ月たっていました。これまで民間移譲のために町長は精力的にトップセールスを行ってきていると思います。そして指定管理者制度、公設民営化を含めて、それでは民間移譲も含めてこれまでの交渉経緯と民間移譲の可能性はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 確かに昨年来から民間移譲のこともいろいろ、医療圏大きな視点でも協力を得ながら協議をしてきているのが実態です。その中でいろいろ法律、これは医療法にかかわることなのですが、民間移譲にすることが決断された場合、その時点で公立病院は廃止になります。そうすると今の病院はなくなるということですので、今の診療体制それから病床も含めて全て廃止になります。ご承知のとおり特に胆振という大きな医療圏は病床数が国の基準を1,600床から1,700床ほどオーバーベッドの状況ですから廃止となればベッドは全て国にお返すことになります。これは病院のことで医療法がかかわりますから診療所は別の議論になりますが、そういう環境下にあって民間病院が新たに新規に開設するということは実質上困難ということになりますので、非常にまだ決断は9月の中に民間移譲はどうだということはきちんとお示ししますが、現状では法律的にはそういう難しい部分をクリアしなければならないという状況でございます。

指定管理者制度も検討してございます。指定管理者制度は民間のノウハウを入れるという部分では非常にメリットがあると思います。ただし指定管理者においても民間さんですのでやっぱり経営が大事になっていきます。その部分の赤字が出た場合、町側がそれを補てんするかどうかという契約行為が必要になってきます。今回の病院の発端は経営上もうこれ以上一般会計からの繰り出しが厳しいという中からこういう議論が出てきましたので、指定管理者のこともメリット・デメリットは整理していますが、一方では契約段階で大きな問題が出てくると。また独立行政医療法人こういう手法もございしますが、これは公務員型と非公務員型の医療従事者の体制はありますがこれもほとんど指定管理者と同じようなメリット・デメリットがそれぞれございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今の公立病院のベッドを民間機関に移るということは非常にハードルが高いと不可能に近いような答弁でした。だけれども民間移譲しますといっているということは、前段私がいったように9月までにいろいろなことを検討していますということになる

と、それでは仮に民間移譲、今はまだ捨てていませんからあるとしたら、ただ民間移譲ではなくてこういう病院の診療体制とか、こういう公的な病院の役割をしてもらうような民間病院としての診療体制や医療行為をするという形のものは今検討しているのですか。ただ民間に移せばいいというものではないですよ。今の町立病院の役割の中で公的な政策医療を含んだ民間医療になるということのそういう像を町長が選択するために9月まで出てくるということですか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） これは議会の特別委員会で報告があったとおり、公的役割機能はやっぱり必要だという一定の報告がございましたとおり、我々も民間移譲となれば救急、小児こういったものも公的役割の一つに入りますが、そのことも民間さんでできるかどうかそのことも検討はしております。そのことも含めて可能性あるいはそういう方向にいかないその辺のこともきちんと整理してご説明したいと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は全て町立はそのまま存続するという念頭での質問ではないですから。だから今の質問もしているのです。3月の議会で民間移譲や民営化について副町長はこういつているのです。状況としては非常に厳しい協議しかできていないと。なかなか方向性としてはそれに向かうというのは厳しい状況であると答弁しているのです。そうであるにもかかわらず今回も民間移譲も検討あり、具体的な方策を練りますといつているのです。そうすると新たな展開となるのでしょうか。そういうことが検討、まだ可能性があるということは否定されていません。実際にはもう3カ月しか残っていないのです。そうすると民間移譲、民間の病院はある程度絞り込まれていると思いますけれども、どうですかともう話し合いされていると思うのです。もし焦点が絞られて交渉しているのだったら民間移譲する可能性というのは実際に何合目ぐらいまでいつていますか。可能性はなくても協議は何合目までいつていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 1から10までを物差しで測ってどこまでできていますとかそういう答弁は申し上げられませんが、今前段の部分で私が申し上げた医療法という法律の中では非常に厳しいというのは今前田議員もご承知いただいたと思うのです。ただ今この場でそれはもう検討材料ではなくて、9月にお示しする時には民間移譲は結果的にどうあったかということをごきちんと最終的に町長が申し上げますと、お示しするということであって、今そんな難しいのならやめてしまえとかそういう判断ではなくて最終的なことはきちんと町長が申し上げます。言えることは繰り返しになりますけれども医療法という中では非常に難しい部分があるという部分をご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 3月に私のほうで答弁していることを言われましたので私もちょっと答弁させていただきます。今の考え方の状況としては今担当課長が答弁したとおりです。状況としては3月の時点での状況を答弁した以降どうこう変わったということではなくて、3月

の時点での判断も今の状況も同じということでこちらのほうは押さえております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今までの質問、答弁を見ると大体方向性は見えます。多分町立病院は存続する方向でいっていると思います。今の議論の中でいけば多分そうなると思います。そういう前提の上で、9月に出るといいますから、ある程度こういう病院をつくりたいと出るとお思いますので、その前に私としてこういうものだけはぜひ検討してほしいということだけ申し上げておきたいと思っております。

改善策を何点か申し上げたいと思っておりますけれども、町立病院の健全化を図るために平成25年3月に経営診断、運営方針を民間コンサルタントに委託して町立病院が今後取り組むべき事項等を報告しているのです。この中に病院としての改築、在宅医療、人工透析の導入に触れているのです。私はこの3点について考え方をお聞きしておきたいと思っております。これからする医療提供体制の中でぜひ取り組んでいってほしいと思っているのですけれども、まず在宅医療と終末期医療についてです。町では第6期介護保険事業計画の参考するために介護サービス利用アンケート調査を行った結果を4月に報告しているのです。この報告書を見ると今後の病院のあり方に示唆すると思われる事項があるのです。ということは将来希望する生活の仕方についてであります。将来どのような環境で生活を望みますか。これに対しては介護サービスを利用しながら住みなれた在宅で暮らしたいは全体の72.7%です。そして町内の特養や老健施設、高齢者向けの施設に入所・入居を望む人は20.6%になっているのです。いかに在宅医療や開業施設の入所を希望しているかということです。これは団塊の世代に入るともっと高くなると思っております。このアンケートで示された町民の意識は病院の方向性を決めるための大きなインパクトになると思うのです。この点について町長はどのような認識をしていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） これにつきましては町立病院のあり方も含めて地域医療のあり方というふうになってくると思うのですが、国の施策も今前田議員がおっしゃっていた方向で進むと思っておりますし、これから超高齢化社会を迎えて今いった在宅医療も含めてできるだけ自分の家で暮らしたいという高齢の方がふえておりますのでこの辺は総合的に判断をしたいというふうを考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） もう1回確認します。ということは多くの町民が自宅などで住みなれた環境での療養を望んでいるのです。町長もそう認識していると思っております。私もその一人です。それで高齢になって自分らしく生活を支える在宅医療の提供体制を構築することは町民の生活の質の向上にも資するのです。国も病院中心の医療から住みなれた地域や在宅で支える体制の転換に打ち出しています。町長にお聞きしますけれども、今答弁もありましたけど在宅医療や終末期医療を新たな町立病院の方向性の中に位置づけるべきではないかと私は思っておりますけれども町長はいかがでしょう。再度答弁願います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 先ほどの答弁と重なりますが確かにそのとおりでございます。町立病院のあり方の話が昨年出たのは財政健全化の中で出てきておりますので総合的というのは財政も含めて考えていきたいというふうに思っておりますが、先ほどいった在宅医療や終末期医療は今後は必ず必要となりますので、この辺は何でもサービスができればいいと思いますが財政も含めて町立病院そして白老町の医療のあり方を考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） あと2点ほど伺いますが人工透析です。今の病院が存続するかどうかという議論の中で結構人工透析をしている人からも私のほうにどうなるのかという話がきているのです。町立病院の人工透析についてはこれまで議会でもかなり議論されています。中身は省略します。それで現在人工透析をされている方が何人いてどのような通院をされていますか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 人工透析の治療を受けている方の人数でございます。当方のほうで把握している人数につきましては現在74人となっております。その中で苫小牧市内の病院で治療を受けている方が56人、室蘭・登別市の病院が8人、札幌等の病院で治療を受けている方が10人となっております。通院方法といたしましては1つには社会福祉協議会のほうで通院の移送サービスを受けている方がいらっしゃるしまして、こちらのほうは現在3台の車で室蘭方面に1台、苫小牧方面に2台で毎日運行しております。その利用者数が5月の実績なのですが現在26人。そのほかに5月は入院していた方がお2人ほどいらっしゃるかと聞いております。それ以外の方につきましては病院の中には送迎をしているところもございましてそういう方々についてはちょっとうちのほうで把握はできておりません。またそれ以外の方につきましてはご自分で車で行くか、ご家族の車に乗っていくか、または公共交通機関を利用して行っている方がいらっしゃるかと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 毎回聞くごとに人工透析の患者がふえているようであります。それで非常に通院もせつないと私は聞いていますので、それは多分これから病院のあり方を見直すときに当然診療体制、病床数も見直されると思っておりますけれども、これは合わせて人工透析の実施に向けて取り組む考えがあるかどうか。多分これは病院の経営改善にどうなるかという問題もあると思っておりますけれども、それを置いておいてもこれだけの患者数を白老町が見ないのもどうかと思うのですけれどもその辺の町長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 人工透析の話なのですが確かにおっしゃるとおりでございます。ただ人工透析の場合は医師の確保や看護師の確保、またはそれに対する機器類、設備も含めてなのでそのことも全て考えて進まなければならないというふうに思っておりますし、今は病院だけ

ではなくて在宅でも透析ができる国の方針も進んでおりますのでこの辺も考えたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 最後にしますけれども病院の改築についてであります。病院の運営方針の報告書、先ほどの経営診断と合わせて報告があります。この中で見ると病院の改築等の事業資産として建築の総工事として医療機器の購入額も算出されています。あの診断書を見れば病床数35床として出しているのです。そうすると総工事費10億3,800万円、医療機器が1億5,000万円、合わせて11億8,000万円かかりますとなっています。それで多分担当のほうでもただいま申し上げました改築事業費をもとに財源内訳を試算していると思うのですけれども、財源処置とか起債の償還あるいは1年間の元利償還金、どのぐらいの額なのかはわかりませんが出しているのかどうか。それをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） ムトウのほうで出した報告書の中での35床の概算試算の数字だと思うのですけれども、確かに建築費につきましては約10億3,824万円ということです。国等の補助金とか交付金を取れるのかということ調べたところ、国民健康保険の調整交付金直轄診療整備分という制度をもし活用できれば、これは面積だとかそういうもので算定されるわけなのですけれども、国費が約1億5,403万円ぐらいと。あと地方債なのですけれども公営企業債と過疎債、これは50%増をとりまして各起債額が約4億4,200万円程度と。そういうところで計算いたしますと一般財源につきましてはほぼ100万円ほどもない状況になるかと考えております。その中で公営企業債と過疎債の元利償還金をシミュレーションしていただいたところ、償還期限が30年、あと元金据置期間は5年、利率が1.4%で試算したところ6年目からは元利償還金が約4,210万円ぐらいと試算しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 一般財源は幾らぐらいになりますか。国と起債を抜いたほかの一般財源は幾らになるのですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 試算のところでは一般財源につきましては2、30万円かと。ちょっと計算してみたところ、起債額がほぼ100%取れるという設定の中で端数分というところで試算はしてみました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 起債を合わせたら8億8,000万円ぐらいなのですか。両方ですから。そうすると今いったように病院事業債、過疎債合わせて答弁では1年間の償還額が据え置き期間を除いては元利償還が始まるようになったときには4,200万円がいいのですよね。そう

すると極端な言い方をすると、今財政健全化をやっていますけどその中である程度整理すればできるはずなのです。私がいつもいっているように、町長に前に進めるかわかりませんが、今バイオマス燃料化運営施設約1億円です。これからそれを縮小するといいます。これをもっともっと縮小したら約1億円の内4,200万円も出るのです。そういうことを考えれば、病院建てればいいのかということではなくて今の財政の中で建てられる可能性があるのです。どちらかを削れば全体の枠をふやさなくても。バイオマスは9,000万円です、一般財源です。これを半分削減してごらん、生産で落とすとかして。そうしたら縮まるのです。4,200万円戻せるでしょう。新しい病院も入ると思うのですけれども町長いかがですか。これはやっぱり町長みずから選択と集中を実践すればこういう方策だって出てくるのです。こうやって数字をちゃんとほじき出したら。町長いかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 答弁が重複というか同じような答弁になりますけど、今言われるような数字的なことも検討の中に入れてやっております。やはり軸足というのは財政の健全化ということで今7年間のプランを立てましたので、そのことが経営にどう影響するかということでスタートしている話ですから、やはり今いわれるように例えばプラスになる要素があるのであれば全体枠がプラスになるのではなくて、その中でマイナス要素がないのかどうかそういうシミュレーションの中で財政の状況がどうなのかというのは今ご指摘の部分の検討といえますか、それは私どもそういう範囲の中で検討していくというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私も財政健全化の枠の中でやりなさいと。そして病院が経営努力すれば今いった額の部分は全て一般会計が持たなくてもいいわけです。そういうことを含めば多少の、まだ存続するか廃止にするかという結論は出していませんけど、私は先ほど1問目の答弁を聞いても多分存続するだろうともう腹は決めていると思います。そういう意味で申し上げますのでぜひ9月と言わず一日でも早くそういうもの示していただきたい。町民は待っていると思います。

それでこれの最後になります。地域医療のモデルといわれている存在の諏訪中央病院、多分知っていると思います。鎌田実氏北海道に来てかなり講演されています。その人は地域医療に求められる1つに在宅医療と緩和医療の充実だといっているのです。そして医療がいくら進歩しても人は結局年をとり死んでいくと。その不安を取り除き安心を支える医療の充実は不可欠だといっているのです。そしてどんな小さなまちや村でも在宅医療や緩和医療は地域で解決したほうが良いと思う、地域医療を守るために必要であるといっているのです。非常に大事なことをいっていると思います。失礼ですけどやはり町長が先頭に立って汗をかく覚悟をして事を行わなければ地域医療は守れません。もう先送りは許されないのです。町長の胆力が試されているのです。もう条件選択の準備はいいのです。やっぱり9月と言わず一日でも早い新しい病院像を示すべきです。そういうことで今度は町長として新しい病院像が明示されると確信

してよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 在宅医療と地域の医療のあり方は全力で行政がやらなければならないことだと思っております。新しい町立病院とお話ししましたが私の中では新しいとかそういうのではないのです。今の町立病院が改善計画に向かって頑張っている姿は新しいというよりは今までの土台の上につくってきたものであると思っておりますので、町立病院のあり方を一日でも早く示せということでありますので私も町民の不安を解消するために方向性は早く出したいというふうに思っておりますが、まだ昨年9月から1年間様子を見るというお話をしていますので今の段階では先ほどの答弁と同じくなるのですが、まず9月までこの状況を把握させていただいて地域医療の考えをお示ししたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 誤解されたら困りますから、私は新しい町立病院とはいいません。新しい医療提供体制をつくってくださいという言い方ですから、それに付随して改築がどうあるべきかと。するのであれば先ほどいったような財源見通しもありますといっていますので、まるっきり新しいものということではないですから。それが前提ではないですから、それだけは誤解しないでおいてほしいと思います。町長、ぜひ汗流して頑張ってください。1問目を終わります。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時15分

再 開 午前 11時25分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは2問目の質問をお願いいたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。それでは2問目の質問をいたします。

まず象徴空間の整備が閣議決定され白老町で事実上のスタートが切られます。これまで苦難の道を切り開いてこられました先人並びにこれまで誘致にご尽力いただきました関係者の皆様にお礼を申し上げます。巨大プロジェクトに対して再生白老にとってアイヌ文化の振興とまちの活性化を図っていく上でまちの政策力、地域力などが試されます。そこで民族共生の象徴となる空間、以下象徴空間といわせていただきますが、これらの整備とポロト温泉等について質問します。

(1)、象徴空間の基本方針（閣議決定）について伺います。

(2)、象徴空間整備と町としての地域振興策とのかかわり（整合性）についてであります。

(3)、象徴空間整備による白老町活性化推進会議の性格と役割についてであります。

(4)、白老町民族共生の象徴空間整備促進庁内検討委員会における課題設定、具体的項目、政策立案の取り組み及び今後の活動内容について。

(5)、ポロト温泉の資産と経営収支及び利用状況について。

(6)、ポロト温泉の位置づけと町としての施策について。

(7)、アイヌ民族の生活実態調査結果の内容と実態及び白老町地域の調査内容と実態についてであります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 民族共生の象徴となる空間整備とポロト温泉等についてのご質問であります。

1 項目めの象徴空間の基本方針（閣議決定）についてであります。13日象徴空間の整備及び管理運営手法についての基本方針が閣議決定されました。その内容はアイヌ文化復興のための拠点としての国立のアイヌ文化博物館、民族共生公園、慰霊施設を設置すること、公開時期は2020年7月のオリンピック・パラリンピック東京大会にあわせ一般公開すること、運営についてはアイヌの人々の主体的な参画を確保しつつ一体的運営を図るための協議会を設置することなどが盛り込まれました。今回の閣議決定により象徴空間の整備が政府全体の取り組みとして位置づけられ推進されることが明らかになりました。このことは大きな一歩であり国の具体的な整備がより加速するものと期待しております。

2 項目めの象徴空間整備と町の地域振興策とのかかわりについてであります。国による象徴空間整備はまちの活性化、魅力強化の絶好の機会と捉え、町では地域振興策である総合計画の重点プロジェクトにおいて民族文化を「食をテーマにした活力あるまちづくり」と「風土を育み、誇りと愛着がもてるまちづくり」、「自然と調和するまちづくり」に掲げ、活力・魅力プロジェクト、持続・安定プロジェクトに位置づけておりますので今後国、道や関係機関などと協議を重ねるとともに官民関係者が一体となって地域振興につなげてまいりたいと考えております。

3 項目めの町活性化推進会議の性格と役割についてであります。国によって象徴空間が整備されることに伴い町としてはアイヌ文化の理解と普及を前提として整備の効果を最大限に高め、活用できるよう推進会議を設置して町内の受け入れ体制を構築し周辺整備や商業・観光客の拡大、そのPR活動の強化や教育・学習・人材育成の検討を行い関係団体の協力によって取り組みを推進し地域経済や地域活動を活性化していくことを目的として設置した組織であります。またその進め方は情報共有を図るための全体会議や学習会を初め、理事会・幹事会・部会で構成し各部会には行政の関係部署が事務局となって会議を進めております。具体的には情報部会・活性化部会・基盤整備部会・教育学習部会で構成し全体の推進展望は26年度に推進構想をまとめ27年度に推進プランを策定し、28年度以降は事業推進整備段階に入るとともにPR活動やプロモーション活動も展開する予定であり民間と行政が全町一体となって活動を展開してまいります。

4 項目めの庁内検討委員会における課題設定、具体的項目、政策立案の取り組み及び今後の活動についてであります。庁内検討委員会は象徴空間周辺の環境整備や土地の整備などの議論を深め白老町としての考え方を取りまとめることを目的として関係課で構成し課題の整理を行ってまいりました。昨年 11 月活性化推進会議が設立したことから整理された課題は同会議の 4 つの専門部会において具体の検討がスタートしたところであります。今後庁内検討委員会は関係各課で情報共有を図りながら活性化推進会議への提案事項の検討を行うなど調整役として役割を担い活動を行ってまいります。

5 項目めのポロト温泉の試算と経営収支及び利用状況についてであります。ポロト温泉は現在株式会社白老振興公社が所有、管理しておりますが、資産については土地、建物、温泉権、その他機械類を含めて平成 26 年 3 月 31 日現在帳簿価格は約 2 億 1,000 万円であります。また温泉事業の収支については 25 年度の温泉収入 1,312 万円に対し温泉管理費が 958 万円で差し引き 354 万円の黒字であります。利用状況については 25 年度の入浴客数は 4 万 2,045 人、前年比 935 人の減、入浴料収入については 1,312 万円の前年度比 37 万円の減であります。

6 項目めのポロト温泉の位置づけと町としての施策についてであります。本年度の活性化推進会議での調査・検討を踏まえ、また既存施設の利用状況も考慮しながら温泉資源の有効活用と日帰り入浴を温泉施設の設置等を検討する方向で施設を構築してまいります。

7 項目めのアイヌ民族の生活実態調査結果と実態及び白老地域の調査内容と実態についてであります。北海道アイヌ生活実態調査は北海道を実施主体としてアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定するための資料として 7 年に 1 度実施されております。昨年 10 月に全道のアイヌの人たちが居住する市町村や北海道アイヌ協会、各支部の協力のもとに調査が実施され 5 月に結果が公表されました。調査は市町村調査、地区調査、世帯調査、アンケート調査の 4 つの調査からなり、生活、教育、就業状況、住宅などの調査内容となっております。調査結果の詳細は担当課長から答弁をさせていただきます。次に白老地域における調査内容と実態についてですが調査内容は先の内容と同様ですが北海道では各市町村別の結果は明らかにしないことから白老町においてもその調査結果を公表できないものと考えております。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 北海道アイヌ生活実態調査の主な結果を説明申し上げます。

最初に今回の調査対象としたアイヌの人たちの人数ですが全道で 1 万 6,786 人となっており、前回調査に比べ 6,996 人減となっております。この調査におけるアイヌとは地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また婚姻養子縁組によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方について市町村が把握し調査に協力をいただくことができた方を対象としており、道内におけるアイヌの人たちの全数ではありませんのでご注意ください。

主な結果として生活の状況、生活保護率の状況でございますがアイヌの人たちは 4.48% となっており、前回調査に比べて 0.65 ポイント増加しております。一方アイヌ居住市町村でも 3.31% とアイヌの人たちよりは低い数値ですが前回調査と比べると 0.85 ポイント増加してお

ります。昭和 47 年の調査以降アイヌの人たちとアイヌ居住市町村との保護率との差は縮小しつつありますが、その差はいまだ明らかにあり今回調査でも 1.4 倍となっております。

次に教育の状況、進学率の状況です。アイヌの人たちの高校進学率は 92.6%と前回調査に比べて 0.9 ポイント減少し、アイヌ居住市町村の高校進学率 98.6%とは 6.0 ポイントの差となり前回より差が拡大しました。次に大学への進学率は 25.8%と前回調査から 8.4 ポイントの増加となり着実に向上してきておりますが、アイヌ居住市町村の大学進学率 43.0%とはいまだに 17.2 ポイントの差がある結果となっております。以上主な結果についての報告とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） まずアイヌ民族遺骨の慰霊施設の整備についてお聞きします。慰霊施設はアイヌ文化博物館や民族共生公園の整備に先立ち設けると報道されておりました。私も側聞していますがこれはこのような状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問の慰霊施設の整備に関してのお答えでございます。今回の象徴空間整備に係る慰霊施設に関する整備につきましては今回の閣議決定されました基本方針の中でもその位置づけがはっきりとされ、従来言われておりました博物館や公園のほか今回の象徴空間の中心となる施設の 1 つとして整備されることになりました。前倒しということが報道されておりますが確かに国の会議の中でも前倒しをすることで検討が進んでございます。ただその内容につきましてはアイヌ遺骨をどのように返還をするかという議論がずっとされてまいりました。ようやく返すための方向性がまとまりました。しかしどのような施設をつくるか、どこにつくるかという部分の具体的なものについてはまだ会議等でも進んでございません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 前倒しするということは今の段階ではそういう方向でいっているということですね。そうするとポロト湖畔の土地利用計画ゾーンはもらった資料によると中央広場ゾーン、博物館ゾーン、体験交流ゾーンの 3 つのゾーンに設定されます。この中に慰霊施設のゾーンは含まれていないのです。ということは中核施設整備に先立って設置するとなると土地の選定を急がなければならないと思います。慰霊碑の施設は建物でなくてその周辺も公園的な整備をするというような構想になっているみたいなのですが、そうするとこのポロトの湖畔以外に相当の土地の面積が必要になりますけれども、設置場所や土地の大きさはある程度もう絞り込まれてはいるのですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問の慰霊施設の土地の関係でございます。その面積等についてははっきりとした広さ等につきましては全く検討はされてご

ございません。そしてその周りにどのぐらいの大きさの施設を建て、そして公園的な整備をどのぐらいするか等も具体にはされてございません。ただポロトの中核施設はあの面積しかございませんので当然それ以外の部分の土地を探すということで、現在の具体のことは申し上げられませんけれども一応町内の民有地でどうかということで国のほうは検討を開始いたしました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 具体的な場所については今ありませんけど、それでは白老町にある程度の打診はされているということでよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ある程度の打診ということで町内にかかることですので適当な場所というところでは相談をいただいております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に象徴空間の整備に伴って町としての政策づくりについてちょっと伺います。これから具体的に整理が展開されていくと思います。そうするとこれからは国が行う政策の領域、北海道が行う政策領域、そして白老町が行う政策領域がだんだん明確になってくると思います。今後この場面はだれが担うかという非常に困難な場面に遭遇ことも多くなるとは思いますけれども、こういうことの今後の展開はこのようなことで見通しておいていいですか。それとも全て国に依存するという考えになるのか。その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今政策づくりということで具体の話にこれから入ってくるのかと思います。ただ今現時点でどのような方向性、例えば建物の大きさだとか、それからその周辺だとかというのは先ほどの1問目で答えたとおり周辺については白老町が行うというようなことです。これに例えば北海道が道路の整備でどうかかわるかそういうようなことが今後具体的に話されていくというふうに思っています。ただ今現時点で北海道あるいは国とどのような組織の中でやっていくというのはまだ具体にはなっておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これからのことを聞きますけれども、ということはこれまでの地方自治体、白老町もそうですけど事業の推進に当たってはともすれば国に依存しがちなものはありましたけれども、そういう体質を改善してまちが自ら政策を創出する政策機能を強化して政策力によってまちの再生や魅力あるまちをつくっていかねばなりません。当然象徴空間と合わせてという意味です。そこで象徴空間を生かしてまちの経済活性を図っていくためには、今当然財政健全化プランやっていますからまちの限られた財源と資源と能力、知恵や知識です。これを結集して自前で政策をつくり積極的に国へアイデアや企画を提案して関係省庁を説得し実施してもらえるよう働きかけるべきだと思うのですけれども町長がどういうふうにお考えし

ていますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどの答弁とちょっと重複するところがありますけれども、今いわれるようにこのタイミング、こういうような国の大きなプロジェクトの事業を絶好の機会と捉えてとすることでどう地域の活性化に結びつけるか。当然そういう思いの中で活性化推進会議を立ち上げました。これは単に政策づくりを行政だけがするというのではなくて地域振興ですから関係団体も構成の中で意見をいただいた中でまちづくりの青写真をつくっていくというふうに思っています。当然ゾーンの中のことについては基本的には国の事業ということで、その部会とか何とかに私どもも入っていきますけれども、そういう中で吸収できるものはそういう会議の中で申し上げたいというふうに思っていますし、それから周辺につきましてはやはり活性化会議が中心になってそういう地域づくりに向けてどう押さえていくかというのはそこの中でも検討していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私もだと思っています。

それでその活性化推進会議ですけど、この活性化推進会議で推進の構想、推進プランを策定するとあるのです。ここに推進設置要綱があります。これは私の見解と違いますから後から別にお聞きします。この活性化会議が何を構想して、推進計画とありますが具体的に何が反映されてくるのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 活性化推進会議の関係でお答えいたします。ただ今議員からの質問で推進構想、推進プランについてどういう内容なのかというご質問だと思いますけれども、ただ今活性化推進会議のほうでは町がこの象徴空間整備に伴ってどのような活性化がしていけるのかということでございますけれども、これは官民一体となってこれからのまち全体の活性化に向けて象徴空間を生かしてまちづくりを進めていくということでさまざまな白老町が今まで培ってきた利点ですとか、まだ不足している点ですとかそういうものを洗い出してどのような進め方をしたらいいのか展望を持つということが推進構想でございます。これを今年度中にまとめていって具体的な事業計画と申しますか、推進プランを来年度にまとめていくということでそれを軸にして28年度以降事業に着手していくという形で進めております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今の答弁は1問目の答弁でわかっているのです。それでより具体的に何をするかと。私は象徴空間に伴って国がやるものは国でやると。それに伴って今副町長もいったように周辺整備、まちの活性化これを全体的にどうするのかということに対しての視点で質問しているのです。象徴空間についていって何かをやるかという話ではないのです。そ

れをもとにしてどうするかということを行っているのです。だからこの推進会議で何をするか
と行っているのです。もう1回聞きますけれども、この行っている推進構想というのはグラン
ドデザイン、全体の構想をつくるのか、推進プランは実施計画、具体的なものを考えているの
ですかということです。そして活性化プランの会議において今行った政策構想、推進プランの
政策フロー、課長は多分十分に知っていると思うけどこの流れはどのように形成されているの
ですか。28年にただ実行しますといってもその過程が何も見えないのです。それはどうなるの
ですかということを行っているのです。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 1問目でお答えしていましたように現在具体的
な検討を4つの部会で進めております。それで情報推進部会につきましては要するに象徴空間
ができるということが全町民の中で浸透するような情報の伝達ですとか学習、理解を普及させ
るような役割を担うということでございます。

それから活性化推進部会のほうでは主に現在の商業・観光関係のものをいかに生かしていく
か、もしくは新しいものを開発していくかというような視点、後ほどご質問にも出てくると思
いますけれども例えば温泉施設をどうするかとかそういうものを考えていきたいと思えます。
具体的には例えば何かの施設をつくりたいといったときに行政が資金を集めるのか、民間を資
金集めにするのかとかそういう町内資本でできることなのか、もしくは外的資本が必要なのか
といったような検討も進めて具体的な事業化につなげていきたいということでございます。

それから基盤整備部会のほうでは象徴空間ができることによって道路ですとか交通網、誘導
サインですとかさらには駅から象徴空間までのアクセスですとかそういう周辺整備をどうい
うふうにしていくのかということ。

それから教育学習部会のほうではさらに白老町という場所に国立の博物館ができるというこ
とで、やはりこれから育っていく子供たちにもそういう文化なりをさらに広げていくというこ
とでの将来に渡った人材育成会とか、文化理解そういうものをどのように広げていくかという
検討を行って事業化につなげたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 施策フローについては答弁ありませんでしたけど、答弁でも関係
部署が事務局と行っています。そこで活性化推進会議の設置要綱を読んできると、この会議の
組織は地域経済や地域活性化活動に資する目的に賛同する構成団体の代表となっているのです。
趣旨に賛同した団体等の集まりです。活性化推進会議が策定したことになっていきますけれども、
この構想推進は今課長の答弁にあったようにいろいろものをつくりますといっていますが、
このプランに対したものは、これは私が今行ったように趣旨に賛同した団体の集まりなのです。
それではこの団体が会議がつくって構想や推進プランに対する責任や拘束力、これは聞いてで
きたと、どういう過程でつくるかはわかりません。この担保力はどうなのですか。町ではない
のです、任意の会議なのです。そうしたらその辺はどうなってくるのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今要綱というのか、そういうものを見ているというふうに思います。当然構成団体の中に町が呼びかけて構成をつくります。当然のことながら町が入って会長として町長がなっているというようなことで、先ほどのご説明のとおりその進め方としては部会をつくってやりましょうということで、その部会のほうは役場のほうの各担当部署が事務局を持ってということでやっております。進め方としては当然そういうふうに進めます。そういう中でプランなり、それから実施計画なりを練っていくわけですがけれども協議する中では実行できる計画ということになりますと役所のほうである程度、財源も当然のことながらこういう展開を持っていくというような意思を持った中でリードするといったらおかしいですがけれども、役所は役所としての考え方を持って皆さんとも協議していきたいというふうに思っていますので、担保するとか何とかということではなくて町としての責任を持った中で事業計画をつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これは見解の相違というのかもわかりませんが、私はそうではなくて国が描いている象徴空間イメージというのは壮大なものなのです。再生白老町にとっては大きなインパクトでありチャンスなのです。町長もそういっています。今お話聞くと具体的にされていませんけど個々の事項の検討や方策、そして手段という枝葉末節的なものの議論に終始するのではなくて、象徴空間の整備にあいまって中長期の視点に立ってアイヌ文化の普及を始めて地域経済やまちの活性化のためどういう方向に向かって進むのかそういう結果はどういうようになるのだという全体像としての先ほどいったランドデザイン、全体構想を町長が本当は自ら策定して作成するのが本来の姿であり責務だと思うのです。こういうものをつくって今いったこの会議にどうですかと議論をかけていろいろな意見を経験者とか経営者の話を聞いて、先ほどいったようにこれはもっと具体的に作る、民間ということでこういうことができる、これはだめだと本来は町が作成する責務があると思うのです。私はそう思っているのですけれどもどう思いますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 手法といいますか、その考え方が若干違うのかと思いますけれども、当然地域の振興策ということでどういう手法が取り入れられるかというのは行政も考え方を述べますし、あるいは民間の発想でそういう中でどうなのかというのを先ほどいきました活性化推進会議の中で十分協議していきたいというふうに思っています。当然行政としてある程度のデザインを入れた中でこれはどうでしょうかという進め方もありましょうし、それからこういう課題がある、それからこういう検討をしたらというような問題提起をしてその積み上げという手法もあると思います。今私どもは内部検討会議の中でこういうような課題があると、道路にしてもサインにしても、それから温泉にしてもそういう課題があるというような個別の項目を出しておりますので、それについて意見をもらおうと。プラス民間としてこういうような

発想はどうですかという検討事項も出してもらおうというような形でそれを積み上げていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうですよ。そうするとまず町内の関係部局が集まるということはまちがある程度のグランドデザイン、方向性の大きなものを示すと。そして積み上げるという話になると思うのです。そうするとこのグランドデザイン、方向性を明確にすることによって今いった話の関係機関や利害関係者、これは国も道も含めてです。こういうものはそういう会議だって理解できるのです。そうするとグランドデザインがないままに象徴空間の整備にかかわる活性化推進会議や役場の庁内検討会議、各団体との意見集約、これは部分的な計画になってしまうのです。そういう細かい議論に終始する可能性があるのです。ここにいる人方、会議にいる人はそうではないと思いますけど、やっぱり全体像を見失ってしまう可能性があるのです。だからグランドデザインがあれば全体と部分の関係を明らかにしながら計画を実行するという手段になっていくと思うのです。そういうことでこの象徴空間の整備によって地域経済、まちの活性化の起爆剤にするとみんな願っているのです。そうすると役場はやはり政策官庁として政策能力を磨いて町長みずから政策面でリーダーシップを発揮して、まちとしての希望を込めたグランドデザインを描く必要があるのです。それによって先ほど副町長がいった話につながると思うのです。町民はそれを知りたいと思っています。町長どう思いますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 前田議員おっしゃるとおりグランドデザインをつくって、それに向かってみんなで一緒にいくというのが理想だと思っております。グランドデザインをつくる、グランドデザインを製作する、製作過程の最中でございますので、このグランドデザインは象徴空間、中核施設であるアイヌ文化博物館がどういう大きさをどういうものでどういう観光客や入り込みを期待できるのかというのがこれから話し合われるので、その中に私も副町長も検討の部会等々にも入っておりますのでその情報を共有しながらグランドデザインつくっていききたいというふうに思っております。確かにグランドデザインが今できればそれに向かっていけると思うのですが、今はそのグランドデザインがつくる前段でありますので、ただ時間が6年しかないということを考えますと一日でも早くできればいいと思うのですが、町がグランドデザインを示しても象徴空間の具体的なものがどういうものかわからない今現時点ではなかなか難しいというふうに考えておりますし、その情報を早くキャッチしてグランドデザインをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 細かいことはいいませんが、象徴空間のある程度の方向性を見て合わせていくのではなくて、象徴空間はある程度この前新聞に出たような方針出しています。それに合わせて白老町は何をしなければいけないか。博物館が仮にできたらこれまでと客種が

違うのです。町長知っていると思いますけれども一つの例でいっても多くの研究者や学者が来るのです。彼らの泊まる場所だって苫小牧とか白老とかにいますけどそういう問題を先にご町内でクリアして滞在的な形の場所、地域を探すとかが設定するとかどういう資金を導入しなければいけないか。そういうものを先にある程度設定して、私がいっているのはこれはいくらでも国にお願いできないかと、周辺整備でこれだけのデザインがあるのだと、ぜひお願いしますと。そうすれば向こうだって乗る可能性があるのです。後追いをするのではなくて、行政マンですからプロです、白老町として象徴空間があったときにどういうまちがあったらいいのだろうというものを考えた中で示すべきだと思います。先ほど病院のときにいったように9月までそういう条件をクリアしていながらまだまだ検討していますとか、今いったように象徴空間はもっと具体化しなければできません。私はそれも一理あるけれどももう一歩進んでいかなければ、せっかく白老町の職員の能力があるのです、議会もあるのです、そうしたところで先取りしたグランドデザインなり政策力を高めなければ白老町は追いついていけないのです。そういうことです、町長。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 病院の話と一緒にしたけどこれは考え方が違うので、いっていることはわかります。今前田議員いっているように確かにいろいろなお客様含めて研究者も来ます。そのために白老町がどうあるべきかというお話をしているのですが、そのために庁内会議とこの推進会議をつくっていろいろな白老町の可能性を今探っている状態ですから、これで一段階ずつ階段をステップアップしていくということなのでいっていることは同じだと私は思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） どうなるかわかりませんが町が主体となって責任を持ったグランドデザイン云々といっていますけれども。それではその前段部分があるのです。ということは白老町アイヌ施策基本方針とあるのです。これは平成19年3月に策定されています。方針が策定されてから7年たちます。基本方針の存在、その内容はほとんど忘れかけていると思うのですけれどもその概要がどうなっているか教えていただけませんか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 白老町アイヌ施策基本方針についてでございます。こちらの基本方針は平成19年9月まちのほうで策定をいたしました。その目的はアイヌ民族の尊厳と自立を回復するとともにアイヌ文化を次世代、未来に引き継ぐとしております。そして民族としての独自性を保ちその文化を発展させていくためにアイヌ民族の歴史や文化、現状についての理解の促進や普及等の施策を推進するとしております。白老町としてはアイヌ民族の尊厳を尊重しその文化の理解を深めることをアイヌ施策における基本のスタンスとするものでございます。4つの目的と5つの重点施策がございます。4つの目的としましてはアイヌ民族の誇りを高める。2つ目としまして全町民がアイヌ民族への認識と理解を深

める。3つ目として互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める。4つ目として多文化共存による地域の繁栄を推進するとなっております。5つの重点施策としてはアイヌ民族、文化を正しく認識し尊重する社会を創造します。次にアイヌ文化の振興と伝承に努めます。次に歴史や文化に関する教育の振興を図ります。次に産業の振興、生活環境の充実に努めます。そして行政を総合的に推進するという5つの重点施策を持ってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 4つの基本方針、今答弁あったように明記している。これは広範な施策を推進する基本姿勢を示しているのです。アイヌ施策の本旨は、そうするとこのアイヌ施策基本方針という自身がグランドデザインのもととなることを示唆しているのではないかと思います。この4つの柱を立てて。これでやってもグランドデザインできるのです、白老町として合わせて。それでまちの基本的な方向を定めているのだけど特にアイヌ民族を先住民と位置づけたのが画期的なのです。そして広範的な施策を推進する基本姿勢を示しているのです。19年に基本方針できたのだけど、教育委員会で以前に14年に策定されたこれは古くなっていますからいいのだけど、進行基本計画と事業計画を19年以降に見直ししていますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいま議員からご質問のありました白老町アイヌ文化振興基本方針、こちら平成14年3月に策定されてございます。こちらのほうは教育委員会所管につき私どものほうからはお答えできませんが14年3月以来リニューアルをしたというところはございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） この方針からいけば白老町アイヌ文化振興基本方針及び振興事業計画の推進及び改正などといったのです。この改正というのは私調べたら教育委員会で平成14年につくっているのです。これをもとにしてイオルとか象徴空間の話が出ていますからこれに合わせてと思いますけれども、改正するといったのができていないのです。手法は別ですがそうすると町長がいったように本来はここでグランドデザイン的なものができていて、象徴空間が閣議決定されたらそれをある程度、それこそ皆さんの意見を聞いて軌道修正していくのが筋なはずなのです。ところがつくっていないですね。その辺についていかがですか。今後の考え方。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 何年か前の議会でも前田議員から教育委員会でつくった部分について改正と、今と同様な質問を受けました。その時もお答えしましたけれども当然内容が基本的な考え方が変わってくれば当然改正します。それと推進事業計画があります。その事業計画の中ではできるものは進みましょうということで年度は区切っておりませんが考えられる主な事業ということでつくっております。そういう中で今改正していませんかというような

ご質問ですけれども、全体的な状況が変われば改正すると。今まで14年につくって中身をどうのこうのといじくった経緯はありませんけれども、そういう中では今回象徴空間という大きな区切りがありますので、それと照合した中で白老町でつくっている先ほどの施策基本方針あるいはアイヌ文化のほうの振興基本方針、あるいは事業計画こういうものについては大きな象徴空間の方向性が出た中でこれをどう持っていくかということが照合してつけ加えることがあれば改正していきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） グランドデザインをつくらなければ根っこにこのアイヌ施策基本方針があったでしょうとこういうことをいっているのです。この中に4つの柱、先ほど課長いきましたけどもう一回いいますけど、産業の振興、生活環境の充実に努めると書いてあるのです。そうすると象徴空間ができたことによって地域の活性化、経済化を図るこれがぴったりなのです。そうすれば町長が今いったように白老町がグランドデザインつくらないでその会議に諮るといっているのであれば、白老町が責任持ってこの基本方針の中でつくってもいいと思います。ぜひ検討してください。

もっと質問したかったのですがもう時間ありませんからポロト温泉についてお聞きします。象徴空間の整備の作業部会で協議が始まった頃はポロト温泉の存在、活用も議論されてきました。しかし構想が進むにしたがって土地利用計画から外れたと聞いています。答弁では今の場所での事業の継続ができるのか、あるいは立ち退きになるのか。よくわかりませんが今のポロト温泉は現実として現地で存続できるのか。やっぱりもう立ち退きしなければいけないのか。その辺ははっきり答弁をお願いします。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 象徴空間中核エリアにおけます白老町の温泉でございますが、現在のところ中核エリアにおいては温泉施設を存続させるということの話はございません。ですから現在営業している湖畔のあの場所で続けることは困難であると考えております。ただその温泉源というのが近くでございますが、その活用等についてはまた別途の話になりますので現在の温泉施設についてはあの場所では営業はできないということでお答えさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） わかりました。それでは当初象徴空間の整備であって作業部会でアイヌの文化生活の中でも温泉はかかわりがあると、だから残していくと私も聞いていますし関係者も聞いていますし、当時の会議録でもそういうような旨があるのですけれども、なぜ途中でポロト温泉が象徴空間の中で活用できなくなったのか。その辺どういう理由があったのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　　まず今担当課長が答えたとおりに泉源を使ってとか温泉を使って云々というのは否定していないのですけれども、ゾーンの中にいわゆる入浴施設、前でいえばあれば宿泊もできたのかと思いますけれども、あそこの区域は博物館ゾーンがあって、その周辺は公園的なものとして活用すると。その公園もやはりアイヌ施設も含めてそういうような景観にしようという中に入浴施設があるのはいかがなものかというような視点の中で、今湖の脇にありますけれどもそれが景観的にいかがなものかというような検討の中で入浴施設は他の場所といたしますか、そういう中で自分たちも検討していきたいというような位置づけで思っています。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　　町民の関心ごとであるポロトの温泉入浴です。これは今答弁あったように泉源は移らないですよ。そうすると泉源の場所からして仮に移設するとすれば区域が限定されると思います。その移転場所とか、今入浴施設ですけど施設整備すると、それはまだ概念的なイメージとして町長は何か考えていますか。先ほども話が出てきていましたから。移転しなければいけないから、どこに移転するかとかそういうことの概念的なものを持っていますか。

○議長（山本浩平君）　　白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　　本当にまだ概念的で。当然先ほど答弁したとおりでゾーンの中、区域の中には入浴施設についてはちょっと厳しいだろうというようなことです。ただ1問目で答弁したとおりに泉源がありますし温泉が今4万3,000人の年間の入浴者数がありますので、その方々の温泉に入る環境もやっぱり考えていかなければだめだと。そういうときに泉源はあそこの今の施設から200メートルぐらいポイント沼のほうにいきますけど、そういう泉源の近くの中で活用できないかと。本当に概念ですけどもそういうような感覚で思っていますので、そういうような考えを持って先ほどの活性化部会の中にでも提起してご意見も伺おうというふうに思っています。

○議長（山本浩平君）　　13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君）　　それで私の考えですけども、ポロト温泉の代替としてポイント沼周辺に温泉を引いて施設整備を図ったらどうかと思っています。あそこの場所をぐるっと私も見てきました。そうするとポイント沼の自然の姿これを見るにつけ開発と自然調和に課題は残ります。それは解決してくれると思います。ポイント沼はご承知のように大手の不動産会社が所有しています。所有者の了解も得ずにここで土地のことについて申し上げるのは存じますけれども、象徴空間の整備についてこれは中核区域及び関連区域で構想するといっているのです。その関連区域の中にポイント沼も含まれているのです。よって私はここでこのことを踏まえて議論させていただきたいのですけれども、象徴空間ではポイント沼周辺をこういっているのです。豊かな自然を活用してアイヌ文化の理解、促進等への活用を検討するとしているのです。これは

いいことだと思います。よって私はそこまでいうのであればポロト温泉をポイント沼周辺に移転して再活用を図ることも1つの方法かと思うのですけれどもこれらのことも考え合わせられますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） いい提案だと受けとめます。今までも国との話の中でポロト湖がありますということの説明の中でこれは大きな沼ですと。何と比べて大きな沼なのかといったときにポイント湖がありますと。これは小さな沼ですと。私たちの説明はですが、あれはやっぱり一体のものだというふうな説明をしています。その奥には町の民俗資料館がありますと。それもアイヌの人方との共生でスタートした白老の歴史がありますとこういうような説明をしていますのでやはり一体的かというふうに思っています。当然私どもも民間の不動産というのは押さえているとおりのので、昔はあそこを使われていた状況も私も覚えていますが、そういうことでいえば今あそこを何も活用しないで残しておく手はないだろうというふうに思っていますので、今ご提案のあったことも含めて私どもも一体的な活用ができないのかということは検討していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひそうしてください。私もある程度の提言、具体的に持ってきたのだけど時間もありません。ここでいうより町がどういう方向性か示したときにまたいわせてもらいたいと思います。

次に生活実態調査についてありますけれども2つほど聞きます。ただいま答弁で市町村別の調査結果は明らかにしないよっていますけれども地区ごとの調査結果はまとめてはいるのですか。白老は白老町として。それは道が押さえていて公表しないというだけですか。それとも全体的な先ほど課長からあった押さえはしているけれども地区ごとの押さえはないということですか。白老町の実態の押さえはあるか確認したいと思います。ということは白老町はどのような形で調査したのかあると思いますから、それはアイヌ協会を通じてやっていると思いますからその辺はどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問の生活実態調査の白老の調査についてでございます。道の調査要領に基づきまして各アイヌ関係市町村と同様に白老町もこの調査に協力をするというで同じ様式において調査を行ったものです。こちらの調査につきましては市町村調査、地区調査、世帯調査、アンケート調査という大きく4つの調査となっておりますが、私ども役場が担当いたしましたのは市町村調査と地区調査でございます。世帯調査、アンケート調査についてはアイヌ協会支部協力のもとに行っておりますので私どももその内容については知るところではございません。ただ市町村調査、地区調査については白老としての調査結果をまとめたものをそのまま道のほうに送付してございます。ただ特に白老町として独自に行ったものは全くございません。道は基本的に先ほど申しましたように各戸の町

村が確定されるような調査結果については一切公表してごさいませんし公表するつもりもないということでごさいます。ですから白老町についての結果はということでのバックはごさいません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老町の部分の仮に何世帯か、何人かを調査した部分の先ほど答弁あった調査の内容についてどうだということは来ていないということですね。掌握していないということでもいいのですか。国勢調査をやっても白老の部分ってちゃんと把握あるでしょう、そういうことはきているのかということですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 先ほどもう上げましたように道の調査の要領に基づきまして調査をまとめましたのでその結果については把握してごさいます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういう白老地区の実態調査の結果をもって白老町の特性があると思いますけど、それらに基づいて町としてもアイヌ施策や生活指導を行って行けると、それをもとにしていけるのだということですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 今回7年に一度の調査ということで実態あるいは白老町の傾向というのは把握してごさいますが、それが実際の施策の中に、生活実態でごさいますから、それをどう生かしていくということは今お答えすることはできません。ただ現状としては今回の調査で把握することができました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 調査も全てではないと思います。それでアイヌ協会に加入していない人たちやアイヌ施策の制度を知らない人たちも多くいると思います。これは多分に不公平感をぬぐえない実態にあるのです。だから私は白老町で押さえているかと聞いたのですけれども。このようなことがやっぱり今全道的にも問題視されているのです。このような事例の実態把握と対策はどういうふうになっていきますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） アイヌ協会に所属していない方、また生活実態に関するアイヌ施策の制度を知らない方がいらっしゃるということで、まちとしてはどういう施策があるかということは当然広報してまいりますし、それからアイヌ協会でも会員の増大、それから施策の広報については努めてごさいますし、当然これからもアイヌの方で施策を知らない方がいらっしゃるとしたらそれを知っていただくような努力はしてまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） アイヌ協会の会員も白老町もかなり減ってきているということですから、それも十分に踏まえる必要があると思います。そこで先ほども質問しましたがけれども19年に白老町アイヌ施策基本方針を策定してアイヌ民族を先住民と位置づけました。これは町長に聞きますけれども、そして町はアイヌ施策推進の専門部署を設置するなどアイヌ施策を進めてきました。そこで民族共生の象徴となる空間の基本方針が閣議決定され整備が進みますけれども、これからはやっぱりアイヌ民族の暮らしや生活に根づいている普段着の生活文化に注視をして、そして経済面や教育面の施策にもこれ以上に取り組んでいかなければならないと思います。国や北海道はもとより地元白老町としてアイヌの人たちの間に不公平感を持たれることなく目配りのあるアイヌ施策を行っていくべきだと思いますけれども町長の主観を聞いて質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 象徴空間が閣議決定をしたことで大きな大きな一歩、前進だと思っております。それに加えてなぜ白老町に象徴空間が選定されたのか。それは長々とお話ししますが白老町の歴史が評価されてのものだと思っておりますし、アイヌ施策の基本方針は白老町独自のものですし、その基本施策にのっとなってこれからも進めてまいりたいと考えております。ただ象徴空間はゴールではなくてこれからスタートでありますので、2020年から本当の本格的なアイヌ民族の共生の象徴となる空間がスタートすると思っておりますので、この辺は私たちもおくれをとらないで白老町としてもアイヌの方々と一緒にこのまちづくりを行っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時24分

再 開 午後 1時25分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（山本浩平君） 一般質問を続行いたします。

4番、大淵紀夫議員登壇願います。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、日本共産党、大淵紀夫でございます。私は町長に1点、白老町の財政問題について伺います。まず5月31日付で出納閉鎖を行ったわけでございますけれども平成25年度の決算概要について伺います。

次に財政健全化プランをベースに組んだ平成26年度予算の現時点での執行状況、見通しにつ

いて伺います。

3点目に本年過疎法の指定を受けたわけですが、指定についてのまちの考え方とその運用について伺います。

4点目、財政健全化プランがスタートしたわけですが、その現状、懸案事項に対する現状認識と対応策の変化、方向について。特に病院、港、バイオマス施設、補助金の交付の問題、公共施設の運用について伺います。

最後に財政健全化プランの期間中に民族共生象徴空間の整備が国によって行われますが、白老町に対する財政の影響についてどう押さえているか。また周辺整備も含めて整備内容、財政規模、整備方法、考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 財政についてのご質問であります。

1項目めの平成25年度決算概要についてであります。現段階の速報値としては実質収支1億4,003万5,000円、財政調整基金1億4,146万円、各基金積立金4億723万6,000円の決算見込みとなっております。なお平成25年度は当初予算で2億2,000万円の収支不足となっておりましたが、地方交付税、町税の増加分と予算執行の不用額整理によって財源を補てんしたことから水道事業特別会計から借入れを行わずに収支が黒字となっております。

2項目めの平成26年度予算執行状況見通しについてであります。本年は財政健全化プランの初年度であります。歳入財源である町税のうち固定資産税が住宅適用地の調査及び新築住宅等で増額、町民税は税制改正による均等割の増額と所得割については前年を若干下回る減少にとどまったことから総額4,400万円が予算額より増加する見込みであります。地方交付税については7月上旬に確定され歳入財源の見通しができるものであります。一方財政調整基金は平成25年度の決算剰余金1億4,003万5,000円のうち8,000万円の積み立てを行い、残高は2億2,146万円となっております。また繰越金は5,414万円、予算措置額を2,500万円としており差し引き2,914万円が財源留保となっていることから、現時点で昨年度と比較すると補正財源を保有しキャッシュフローについても良好な状況になっていると捉えています。

3項目めの過疎法指定についての考え方と運用についてであります。過疎の地域の要件については直近の国政調査における25年間の人口減少率19%以上と全国平均の財政力指数0.49以下とされており、本町においては主力企業の撤退、従業員削減等による雇用の縮小や高齢化・少子化の進展などによる人口と税収の減少によって新たに指定されたものであります。このことは本町が取り組んだ雇用や少子化、定住対策などを超えた結果であると受けとめております。しかしいち早く過疎からの自立促進を図るため財政健全化プランに即した財政運営を進めるとともに過疎法による国の制度や優遇措置の活用を同時に進めてまいりたいと考えております。

4項目めの財政健全化プランの現状、懸案事項に対する現状認識と対応策、方向についてであります。財政健全化プランの重点事項である町立病院については経営改善計画に示した収支状況が順調に推移し現状では計画初年度の目標を達成できたと捉えており、方向性については

9月をめどにお示ししたいと考えております。白老港の整備については開発局との整備計画見直しにより平成32年度に整備が終了する計画としていますが、一部供用開始していることから移出を中心に利活用を行っている状況であり新たな利活用に向けポートセールスに努力しているところでもあります。バイオマス燃料化事業については今年度から施設の運営規模を変更して経費の軽減を図りながら運営を継続し可燃ごみについては登別市との広域処理としたところでもあります。今後は最も効率的な運転と新たな手法による施設全体の効果的な活用を調査研究し国や北海道と協議を行いながら施設の適切な運営に取り組んでまいります。補助金については見直しに関する基本方針に沿って全補助金について見直しを実施し各種団体にご理解とご協力をいただいておりますが、今後は、終期到来時に補助金の効果について検証を行い適切な運用を図ってまいります。公共施設の整備合理化は公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施していくため公共施設のあり方の見直し方針を基本に公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

5項目めの財政健全化プランの期間中の民族共生の象徴空間の整備による財政の影響についてであります。民族共生の象徴空間の整備につきましても基本方針が閣議決定され博物館、共生公園、慰霊施設等がポロト湖周辺に整備されることとなります。今後は国の整備内容等が明確にされ周辺のアクセス、誘導案内や商業施設等については北海道、白老町、白老町活性化推進会議等で検討され実施が見込まれております。しかし現段階では具体的な整備内容が決まっておらず本町が整備を進める規模、予算額が見込めないことから財政への影響については現時点では見通しがつかない状況であります。近年にない本町のまちづくりのビッグプロジェクトであることから事業の実施に当たっては財政健全化プランとの整合性を図りながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。まず平成25年度末での一般会計の起債の残高、それと起債の残高の総額が幾らになっているか。決算剰余金等々財政調整基金については1答目で答弁がございましたので結構でございますけれども、まず起債の残高と起債の総合的な残高が幾らかということをお伺いしたいのと、もう1つ、繰越金が1億4,000万円出たという要因。1億4,000万円というのは結構な金額ですけれども、これが出た要因は何と考えていらっしゃるのかその点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず公債費の残高でございますけれども一般会計では本年度当初で157億1,780万円ほどございます。全会計、特別会計も含めてのトータルでございますけれども278億9,100万円ほどございます。

それと今回の決算剰余金が1億4,000万円ほどに至った内容でございますけれども、詳細については今決算統計事務を行っておりまして調査しておりますけれども、25年度は当初より答弁したとおり2億2,000万円の歳入不足がございましたけれども年度途中で交付税の増額、町

税の増額もしくは予算の執行の不用額整理などでその不足財源については穴埋めできたと捉えておりますけれども、それを行ってその他に1億4,000万円の決算余剰金が出ましたことにつきましては、例年1億円から1億5,000万円ほどの決算余剰金が毎年出ている状況でございますけれども、25年度は24年度の当初からの歳入不足で予算編成についても相当厳しい状況の中で編成を組んで一般行政経費も経常費で2億2,000万円ほど削減はかけた状況でございますが、さらにまた出たということで各課での対応の中でできるだけ予算は執行しながら精査しながら行った結果ではないかと。ただし本当の詳細についてはどこで何がいくらというのはまだ決算統計事務を今進めている状況でございますのできょう答弁できないことをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今のお話で十分わかるのです。12月議会あたりでは8,000万円ぐらいではないかというようなお話もちょっとあったのです。それでこれは本当に嫌味な質問で申しわけないのですが、出たということについては非常に高く評価するのだけどそこら辺の予算の立て方と決算の状況はどういうふうに捉えていますか。嫌味な意味で聞いているのではないのだけどやっぱり1億4,000万円というのはずいぶん出たなという印象なのだけど、それで要因が何かと聞いたのです。そこら辺はどういうふうに捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 先ほども答弁いたしましたけれども昨年度予算編成時には24年度と比較しまして、経常費だけで約2億2,000万円予算編成段階で予算額を落としたわけでございますけれども結果1億4,000万円出ました。これにつきましては原課のほうで厳しいシーリングもかけているのですけれども、自分たちの各事業を執行するためにある一定の枠を持って予算を勝ちとると。財政側との攻防戦の中からしっかり予算をとって執行していったから、ある程度削減した中でも余裕がちょっと出た中で余ったのではないかという捉え方で、今後とも予算編成については余り乖離、結果的には議員いったとおり1億4,000万円の財源が財政調整基金に8,000万円、さらにはことしの補正財源になって有効な金額になっておりますけれども、それがなくなるとまたことしの補正財源もゼロ、財調も積めないということで厳しい財政運営をせざるを得ないという状況になりますけれども、12月議会では8,000万円ぐらいかと読んでいたのですけれども結果こうなったのですけれども、その辺は予算編成でもう少し絞り込んで的確な余り乖離の出ないような予算編成にしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。誤解しないでいただきたいのですが別に絞れとかそんなことをいっているのではなくて、議会側としてはやっぱりそこはきちんと聞いておく必要があるだろう、財政運営上は聞いておく必要があるだろうという視点でございますので1

億 4,000 万円出たということは非常によかったと思っています。

それで 26 年度末のプランによれば財調は 1 億 800 万円です。ところが現時点で 2 億 2,000 万円ということなのです。これは決して二度と同じ誤りを繰り返してはいけないという財政の視点からいくと、これで余裕が出たとかそんなことをいっている気は全然ありません。ただ少なくともこれだけ財調に積めるということはすごくすばらしいことと同時にここをどう捉えるかという財政規律からの視点が私は必要だというふうに思っています。そのところが 1 つ。

もう 1 つは実際に今回教育関係の整理の繰り返しも今回の補正で 1,800 万円ぐらいやっています。そういうことを含めると基金がそういう形になっている中で 1 つはそこら辺の視点がどういう視点かということと、もう 1 つは財調以外の基金の統合をするというふうに今までいろいろ話をされてきたのですけどいつまでどのような形で統合を考えているか。現段階で財調が 2 億 2,000 万円ある中で実際に当後のメリットは何なのかという点についてはお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 財政調整基金については財政健全化プランの 25 年度末で約 1 億円ぐらい増額されている状況でございますけれども、この状況については 27 年度、来年度が固定資産税の評価の見直しに当たる年でございます。ある一定の額、相当減額措置 1 億 4,500 万円町税減収は見込んでおりますけれども、前の財政計画の中ではそこがちょっと見誤った状況の中で収支不足を招いたということもございますので、そのためにもあるだけ財調を今のうちから積み立てておくことが将来的な財政運営に役立っていくのではないかと考えております。

それと基金の統合につきましては今現在事務を進めております。なぜ基金を統合しなければいけないかと申し上げますと、現状で常に使っている最近でいくと教育施設整備基金などはもうほとんど残高がない状況でございます。現在食育防災センターに約 1 億 1,000 万円ほどの基金を投入すると残り 1,000 万円ほどしか残高としてなくなりますし、その後積み立てをこの予算の中で積み立てていけるかとなるとそうはいかない状況でございますので、非常に使う目的の基金の残高が底をついてきているという状況でございます。また余り使わないような調査建設基金、これは平成 10 年に繰り返しをしまして残高的には今ないのですけれども将来的には 1 億 8,000 万円ほど残高的に戻ってくるのですけれどもそういう残高だとか、みんなの基金も毎年 200 万円ずつしか繰り入れしないところを 4,000 万円ほどあるとか、あと公園づくり基金も毎年 500 万円程度の繰り入れしかないのですけれども 8,000 万円ほど残高がございます。ですから常に使われる基金が底をついてきてある一定残っているものが残高が多くなるとなると、基金でいけば一定の目的でしか使えませんのでそれは大きく統合することによって非常に使いやすい基金になると考えておりますので、今年度中にどういう基金をどのように統合していったらどのようにまた活用していくかという計画を議会のほうにも説明しながら統合に向けては検討していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。

2点目の件でちょっとお尋ねをしたいのですが、本当に税収で4,400円っていいことだと思うのだけれども、これももちろん上がったり下がったりするし、税収が予算よりも下がったときは我々も非常に批判をして、そちらが予算見積もりを誤っていたというようなことになるのだけれどもふえたときは余りそういう指摘はないのだけれども、4,000万円ぐらいの範囲での誤差というのは当町の規模からいえばそれぐらいあって当たり前といったらおかしいけど、それぐらいで見るべき、予算の編成時の見方というのはそれぐらいのものという理解ですか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 町での4,400万円の今回の上振れと申しましょるか予算よりも上回っていますけれども、現実には詳しい内容については税務課長のほうから答弁したいと思えますけれども、予算編成するに当たって過去のように逆に歳入欠陥を起こすともう歳出を組んでいますからそういう状況には一切できないという思いがございまして、それを割れないという気持ちの中でどうしても予算編成するものですから、今回も固定資産税についてはある一定増額になるのではないかという思いの中で組んで、それも厳しい判断のもとでこういう予算組みした結果になりました。また住民税については内容的には760万円ほどしか現実には住民税だけとると上がっておりませんが、もうようやく底にきたのかと、とまったのかというような状況もございまして今後とも税の予算編成については厳しい状況を見ながら、下回ってはいけないという原課の思いもあったり私たちの思いもございまして、これがこの範囲だとはいはいたくありませんけれども、なるべく的確に本当は予算計上上狂いのようによければいいのでしょうかけれども、やはりこのぐらいまで出ても当然補正財源になってくる可能性も十分ありますので、その辺を予算編成の中でしっかりと積み上げながら今後編成していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ちょっと細かいことでお尋ねしたいのですが、起債のプランの計画というのは今回はかなり細かく組んでいます。何百万という単位まで組んでいるわけですがけれども6月の補正で1,460万円ふえて7億1,070万円になるということなのだけれど、これは今後当年度中起債がこれ以上ふえると、過疎債の関係もあるのだけれどふえるというような見通しになりますか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回起債増額一部ございましてけれども、ことし当初から計上している中ではもう今後増減は出ないものと考えております。ただ今後9月以降の議会の中で過疎債の計画策定を行っている中では振りかえもございまして、そのほかでちょっと状況の変化は出てくるかもしれませんが今の起債の額は現状ではふえないというような状況でございまして。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。財政規律の面からいくと起債をどういうふうにあつかっていくかということが非常に大きいと思うのです。それで過疎債もあり懸案事項もたくさんある中、十分そこは承知しているのですが、財政規律で最も大切なのはきちんと起債を計画どおりに抑えていくことだと私は思っているのです。もちろん収入がふえれば一番いいのだけれども、それは今回のようなことは稀でそんなにたくさんあるわけではないですか。そうするとプランの実施見通しでも起債額が何百万円単位で先ほどいったようになっていくという中で、今までは3年なら3年の平均で山坂つくって抑えるような答弁がずっとあったわけですが、具体的に実行する場合はそういう形の中で今も同じような考え方の中で起債は3年なら3年の平均トータルで抑えていくというような考え方で進めるのかどうか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 現在プランの中でも後半にいきますと後で出てくるのかもしれませんが象徴空間の関係で起債額は若干積み上げて8億円程度ということで7億円をちょっと上回っている部分、平均すると7億円を下回るような状況で今後とも過去の考え方と同様に山があったり谷があったりした中で平均的に7億円の範囲内で起債発行をしていくという考え方は従来どおりの考え方でいきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。財政の部分についてはよくわかりました。非常に今の状況というのをどう捉えて、そこを前回の轍を踏まないというそのところが非常に大切だと思いますのでそこはよく理解できました。

次に過疎法指定の見解がありましたけれども指定になる要因含めてわかりました。函館含めて合併したら大きな市でも要件を満たされれば指定になるのは当然なのです。しかし今1回目の答弁の中にもあったのだけれども過疎法の指定になるということはもろ手を上げて賛成できるような中身のものではないと。やっぱり今までの政策の反省点をきちんと踏まえて、全国的には人口全部減っているわけだから当然都市に集中するから過疎になるというのは理解しています。しているのだけれど政治を司る、まちの行政を司るとしたならば、過疎法の指定というのは本当は何も嬉しいことでも楽しいことでも全くなくて、それは政策上どこに欠陥があったのかということを中心に反省して生かせるものは生かすというふうにしなればいけないと思うのだけれどその点の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今いわれたとおりに私どもも思っています。過疎法の適用はいわれたとおりの条件といいますか、端的に言えばそれが悪くなったと。それに合致したから今回適用になったということは人口も減りました、それから財政力指数も減りましたということになったという結果ですから、これはやはりまちが単純な言葉でいうと力が小さくなったというふ

うに思っていますので、この法の適用になるというのはそういうまちだから過疎から脱却するために財政的な支援しますということですからそれを素直に、違う法律の適用になったみたいによかったよかったという話ではなくて、そういうような状況なのでなったのだということをもまずは押さえると。ただそういうことによって財政の支援があるからその部分については、言葉は正しくないかもしれませんが適切に有効な手段を使わせてもらうというふうに思っています。これから過疎計画を立てる中でどのような事業へ、あるいは新たな事業も発生しますのでそういうものに過疎債を使わせてもらうということと、当面は財源振りかえとかそういうような形でいきたいと。ただ前段でご質問のとおり財政規律ということの枠の中で当然考えますし、あるいはもう1点お話がありましたこれまでの運用のとおり3カ年の中でこぼこは財政規律を守った中での運用をしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の副町長の答弁でわかりましたけど指定になったからには十分検討して有利に運用するのは当たり前のことです。そう思うわけですが答弁がありましたように振りかえていくと、ことしは振りかえということになるのだろうと思うのだけど、具体的にどのくらいの金額をどのようにやったらどのように有利になるのかというあたりがもし今わかれば若干でもいいですから説明願えればというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 過疎債はご存じとおり100%充当率でございますので今現状の起債を借り入れるためには大体75%から100%の充当率は現状の事業の中でもございます。ですからまず振りかえることによって最低75%から100%ありますから、その差をまず一般財源が浮いてくるという状況でございます。

それと過疎債については12年間の償還、据え置き3年でございます。償還年数が非常に短いというのが難点でございますけれども、9年間で償還していく中でも元利償還金が国のほうで交付税の中で7割見ていただけるということでございますから持ち出しは3割で済むということでございます。従来でいくと借りたものは全額、以前も交付税算入になる部分が十分ございました。港湾等は6割から7割元利償還金含めて交付税に算入されておりましたので、それが今度はないものも含めると全体で7割交付税で措置される。ですから3割程度の財政負担でよくなるというような状況でございますが、従来からいっているとおり交付税が順調にその部分も含めて白老町にとって増加していけばそのメリットは十分にうちの町財政に反映できますけれども、国のほうで交付税を減額してくるとそうはいかなくなるので国の交付税の状況を見きわめながらやっていかないと、過疎債だからといって全額それに頼って行って国が今後将来、それでなくても今いわれているとおり国が借金して交付税をふやして地方が貯金をしているという状況がいわれていますので、それを見直すというような見解が今出ていますのでそういう状況を見きわめながら、どの程度の過疎債を発行して将来のための事業に充てていくのか。

それと細かい話をすれば今度償還の部分で3割は持ち出ししなければならない、7割の部分

は交付税にもう一般財源ですが色ついていないのですけど色をつけたような考え方で交付税の中の7割はそこから償還に充てるのだというものの考え方でいけば間違いは起こさないと。それを交付税全部違うもので一般財源という考え方でいくと過去のようなものになってしまうので、その辺はきちんと見きわめてやっていけば有利な方向に向かっていくのではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。非常に丁寧な説明をしていただいたのでよくわかりました。わかったのだけど私は財政規律がきちんとしなければならないのはここだと思うのです。例えば100%起債になったらその時点では起債ふえるわけでしょう。そうしたら今の計画の中での起債の額でいかなかったらだめなのです。もちろん3年据え置いて返すときには交付税きたのだけどほかに使ってしまったら今いったようになくなるわけです。2割5分をこれよりふやせば同じことになるでしょう。全然意味なくなってしまうのです。だから財政規律はそこできちんとしなければならないのと、もう1つは今課長がいったようなルールをきちんと、例えば7割分は起債で返す分だから、この過疎債の部分については絶対に手をつけないとかというルールづくりをきちんとして、それが全議員だとか全町民がわかるような仕掛け、仕組みをつくらないと過疎に指定になったからといってどんどん借りて7割交付税くるからと。交付税総枠減って来る金額は同じだけれども実際出しているのだというようなことになったら、そのときにこそ白老町は終わりになってしまうわけですから、そういう財政規律と財政ルールをきちんとつくる必要があると思うのですけどどうですか。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議員のおっしゃるとおりでこの過疎債の執行にあたっては今いったようなルールと財政規律を持っていかなければ、過疎債の指定を受けて過去から行っている自治体も財政状況が上向いたかということ中には逆に過疎債を借りすぎて公債費残高がふえて実質公債比率が上がっているという市町村も相当見受けられますので、この辺は本当にルールと規律をきっちり定めて行っていくことが今後の財政運営にとって本当に必要ではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そこはわかりました。

もう1つ、指定による交付税、今の起債の交付税は結構です、それ以外の部分で指定による交付税への影響。例えば病院だとかを含めたそういう部分での交付税への影響。その他起債以外で有利な制度の内容、有利な側面そういう部分は起債を借りること以外の部分で何かがあるか。そしてそれがどういように運用されていくと白老町にとって有利な財政状況になるのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 　ただ今の過疎債以外の優遇措置ということのご質問でございます。過疎法の中に従来ハード事業だけの過疎債ということでありましたけれども平成 22 年からソフト事業分にも充当されるということでそういうソフトへの活用が図られるということと、さらに補助率の効率化といえますかそういう事業もございまして、そのほかに税制上の優遇措置も若干ございます。それからあと過疎の交付金事業というのがございまして 1 事業につき 1,000 万円まで、これはいわゆる申請によって採択される事業についてですけれどもそういう採択を目指せば 1 事業につき 1,000 万円が交付金が受けられるというような制度がございます。

○議長（山本浩平君） 　4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 　4 番、大淵です。具体的に例えば白老町で今年度中に今の部分で当てはまるような事業としては何かありますか。

○議長（山本浩平君） 　安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 　先日ご説明いたしました企業立地の助成金がございます 600 万円ほど今回財政支出する形になりますけれども、先ほど高橋課長のほうから答弁した税制面での条例を制定することによって、あの規模の企業誘致については設備投資すれば税制の部分で優遇措置が逆にあちらのほうで拾っていけるというような状況が生まれてきますので、これは企業誘致にも拍車がかかってくるのではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 　4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 　4 番、大淵です。その点については後でまた全員協議会もございしますのでそこに譲ります。ありがとうございました。

次に町立病院の件について若干お尋ねをしたいと思います。25 年度の決算状況は先ほど答弁がございましたので特に町立病院の方向性が 9 月に出されるという状況であります。それに対する再建計画が出されてからの変化これが非常に大きく白老のまちが動いているというふうに私はいえると思います。町民の皆さん、また病院の皆さんと本当に変化が我々にも肌で感じるというような状況です。町民の皆さんの力による町立病院を守る会、また院長、医師、看護師長から看護師、事務局長から職員の大きな奮闘が病院の変化これは十分我々認めるべきだろうと。私も実は長い間議員させていただいていますがこの問題で具体的こういうふうに進んだというのは初めてでございます。こんなことは何度も指摘はありましたけれども初めてでございます。そういうことでいえば非常に進み方が早いですし動きも早いという状況の中で理事者はこの町民の動きや病院の動きについてどのような感想というか、どのような見方というか、先ほども答弁ありましたが町民の運動と病院の皆さんの努力が今の形をつくったのだと思うのだけどそこら辺は町の理事者の皆さんはどのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 　白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 　今のご質問のことなのですが、この町立病院の問題につきまして

は病院運営審議会あるいは議会の特別委員会等々で今後の病院のあり方というのは今まで過去何度か協議されてきていると。そういう中で今回新たな問題ではなくて病院の方向性というような話が出た中でやっぱり自分自身を感じるのは、前は一つの器の中でしか協議していなかったのではないのかと。例えば審議会なら審議会、町部局と審議会、町部局と議会がというようなことで、問題は新聞等、マスコミ等々に出て皆さんは知っているのだけれども運動といたらあれですけど全町にまで波及した取り組みになっていなかったのではないかと。私は過去でやっている問題と今の問題は基本的には同じだと思っています。やっぱり経営がきついと、それから病院の経営の繰り入れあるいは繰り出しがどうだというようなことは基本的には同じだというふうに思っていますけれども、今回の違いは先ほどいいましたとおりその取り扱いの仕方が器の中でやっている論議か、白老町全部巻き込んでやっている論議かというような大きな違いがあるというふうにまず前段思っています。

そういう中で今回一番最初にこういう問題が出たときに説明があったと思いますけれども、改善計画今までは外部にお願いしていた部分もあるのです。確かに今回も外部にお願いしている部分ありますけれども、それを踏まえて今回は町側の部局がということではなくて院長みずからがつくって、みずからその経営改革に乗り出そうというような目標を立てて、それを職員に周知して実行に移しているというようなことは今までなかったかというふうに思います。確かに現実的には自分たちの職場がどうなるかというのは大きな問題で非常に今も不安感があるというふうに思いますので、午前中の質問にもありましたけれども、なるべく早くそういう方向性を示したいというふうに思っています。重複になりますけどやはり今までの取り組みと今回の取り組みの違いは先ほどいったとおりのところかというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。実は先日社会福祉協議会と産業厚生常任委員会とで所管事務調査で話し合いを持ちました。その中で腎臓機能障害者の通院支援事業が話題になりました。現在の登録者数、これは社協に登録をしている数です。先ほど患者の方が74名いらっしゃるというお話がございましたけれども、36名で1日平均の利用者数24.4名。通院支援だけで960万円の支出を委託事業ですけどしているという状況であります。約1,000万円の金をここに出しているわけです。事業そのものはとてもいい事業だと私も思いますし、今まで何度となく本当に議会では何度も何度も何度も一般質問、予算委員会、決算委員会等で人工透析の問題が取り上げられてきましたけれども、最大の今までできなかった問題点とやるとした何がどう必要なのか。その点少し詳しく説明を願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） ただ今のご質問に答えます。まず新たな診療科の考え方といたしまして確かに人工透析というものは検討に入っていると思います。その中で人工透析にはお医者さん、もともとは泌尿器科医等に行っていたのですけれども最近では外科医の先生でも人工透析の経験がある方とかそういう方であればできると。それと人工透析には技師を必ず置

かなければだめなのです。透析の技師です。それとやはり看護師、ベッドを要しますのでベッドを要するということが人工透析の機械がかなり設備投資をしないとだめだということなのです。今若干調べているところで機械を入れるだけで約5,500万円ぐらいかかるであろうと。それに対して設置するだとかもろもろ買うとそれも約1,000万円ぐらいかかって6,500万円ぐらいかかると考えております。その中で人工透析は週3回患者さんが血流の関係で病院に行く。それと4、5時間人工透析にかかるといわれています。先ほどいいましたように人工透析にはベッド、10床を例えば想定したとしてその中でRO装置という逆浸透精製水製造装置というメイン装置を置いて、あとは各透析の液の供給装置だとか透析用の監視装置等の機器を整備すると。そういう機械の整備にかなり経費がかかるということと、先ほどもいいましたけれどもまず医師の確保、それと技師の確保、それと看護師を配置するということが、人工透析にはかなり水が使われると聞いております。そんな中で排水設備だとかそういうところも設置してそういう検討材料がうまくいって改築時等に合わせて設置するのがよろしいかと考えています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今説明あったように私も以前の議会で取り上げたとき泌尿器科の医師がいなかったらだめだというような答弁をいただいた記憶があるのですが、議事録調べていませんから正確ではないですけど私はそういうふうに思っていたのです。ところが今の答弁でいくとそうではないですね。当然今嘱託医師に外科になったと先ほど話があったけれども、実際は外科の単独のお医者さんはいらっしゃらないわけですね。外科のお医者さんでもいいということになれば、そこは町が努力をすることによって、今実質的には空席なのだからそこをきちんと確保するという条件が1つできると思うのです。あとは設備投資と採算ベースの問題が出てくるかとは思っているけれども、ただこれは74名の人が町外に通っていらっしゃる。松前で11名の医者が退職されるという話がありました。ちょっと松前から聞いたのですけど事実、あそこは人工透析をやっている透析の患者の方々から我々を見捨てるのかというような意見があったらしいです。これは非常に大きなウエイトを占めたというのです。それだったら函館に私は転居しますと。先ほどもありました、10名の方は札幌かどこか町外だということです。そうしたらこのことによって例えば人口ふやすということもできるわけです。ふえるかどうかはわかりませんが出ていく人を減らすことはできます。近くなるわけですから。そういうことでいえば象徴的施設の関係で考えてもあそこには相当の人が来るはずなのです。事前に予約ができればあるだけ近ければそういう人たちの受け入れもできるのではないかと。そういうふうに思うのです。それは考え方としてはそんなの甘いということになるかもしれませんが、しかし今の状況でいえば次の高みを病院として今すごい努力をした、けどこれ以上どれだけ努力するのかと。入院患者を100名にするなんてそんなことはできないはずですから病院として次の高みをめざすということになれば診療科目をどうするかということを考えてはいけないと思うのだけれども、そういう点で町はどれぐらいまでこのことに設備投資とそれから医師の確保を含めてどれぐらいまで入り込むという考え方を持っていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 病院全体像と方向性の関係ですから私のほうからお答え申し上げます。どのくらいまで入り込むかという部分は先ほど午前中の議論もございましたとおり町長もやっぱり人工透析のことは検討項目に入れているということですから当然その部分のシミュレーション、収支もどうあるかは試算したいというふうに考えています。今事務長からいわれたいろいろな課題があります。医師ですとか医療従事者の課題等々ございますけれども、それはこれからどう進めるかによって今ご質問あったとおり町の取り組み姿勢によって可能性が出てくるわけです。だから絶対的な部分がまずどうあるべきかをしっかり整理しなければならないと思います。それはきちんと9月に町長がお示しするわけですから、その点を判断できるようなシミュレーションはしていくという考えにございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私は病院を残すべきだという考え方でずっと質問していますからそうなるわけだけでも、9月に結論を出すときに病院が今努力をしているということを皆さんがもし認めると、認める発言も答弁もございましたから、存続かどうかというのはまだ決まっていないということは十分理解した上で、しかし次の高みがなければ、目指すべきものがなければ、病院というのはなかなか右肩上がりですとずっといくということは、はっきりしているのはどこかで必ず頭打ちになります。そのときに展望がきちんとあるということが9月に結論出すときもそのことできちんと町民が納得できるような形で出さなければいけないと思うのです。ですからいうわけですから。その点は十分一つ考慮した上でやっていただきたい。もし試算をしているということであれば人工透析によるメリット・デメリット、それから人口がふえるかどうかはわかりませんが少なくとも出ていく者は防ぐことができるのではないかとこの人工透析に関してどういうふうにならざるに今までの分析の状況の中でどういうふうになっていますか。答弁できる範囲で結構です。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） まだ分析経過といいますか検討中ですからこうだというふうにはいえません。いろいろな部分で収益という部分も我々は考えなければいけない。院長先生は昔から医は仁術なりといって算術になってはいけないという部分は当然お医者先生はあると思うのです。ところが私どもは病院が安定的に経営ができるというのは収益もちゃんと見据えたシミュレーションをしなければならない。そういう部分で今ご質問あったとおりメリットとしては、一般論ですが実際に人工透析を診療科目とされて実施されているところはその部分は収益あるという部分で、実際やられているところ、苫小牧、室蘭、登別にある病院では人工透析部分はいろいろな人件費費用等を差し引いてもプラスになっているという試算はある程度押さえています。そのことを白老町の場合に置きかえた場合にどうなるかはまだ今経過中ですから幾らということはまだ申し上げられません。デメリットというのは先ほどもちょっと

言いましたけどお医者先生含めて臨床工学技士ですとか看護師そういった体制をどうやってとれるか、その辺のことはデメリットにはならないのでしょうかけれどもそのことが確保できれば一歩前進するかと。高い目標を持って経営を努めるべきだという意見では今言ったことも検討材料の1つであるということでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。

次に移りたいと思います。港の問題で1点だけ見解をお尋ねしたいと思います。ポートセーブルスを今回もやられるのだというようなお話が先ほどございました。企業との関係等々たくさん問題があると思います。現状を見たとき町は常に行政を行う上で費用対効果これをいわれま。例えば窓口業務の諸証明の値上げ、これは費用対効果でどうなのか。上下水道の値上げ、これも費用対効果でどうなのか。これだけ多くかかっていると。スズメバチやいきいき4・6が危なかったときも費用対効果でございます。港の問題では我々は財政的な指摘をずっとしてまいりました。しかし現状でも毎年町の支出から2億円以上がまともに出ています。全体としては6億7,000万円ぐらいの支出になっているわけです。この点で町は費用対効果をどう考えていますか。この見解を町民の目線でご答弁を願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 費用対効果の関係ですが第3商港区につきましては利用頻度だとか入港船舶の大きさ等でいいますと現状ではやっぱり費用対効果は上がっておりません。ただ今後の利活用に向かってどんどん費用対効果を上げていかなければならないし利用されるように積極的に企業等や各方面への要請活動を行っていかうとしております。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。あまり詰めるとかそんなことで聞いているのではないのです。行政としての考え方の問題なのです。ですから先ほど同僚議員の答弁の中に病院とこの問題は違いますというご答弁がございました。私もそうだと思います。ただ病院に出すお金これは町民に還元されていくわけです。私はそれと港は全く違うだろうと。今まで費用対効果という町の使用料・手数料を含めたものを値上げするときの根拠になっていたものは一体何なのかというふうになるわけです。ですから費用対効果は港で数字として出せないけれども費用対効果が上がっていないとしたらここは町民にどう説明するのでしょうかとこうなるわけです。ですからそういう理論的な整合性をきちんととっていかないと、もちろん私は国との関係を含めて十分そういうことは承知した上でいっています。しかし今の白老町の抱えている財政問題、病院の問題、懸案事項を含めたときにやっぱりそこは町民の皆さんに真摯にきちんと伝達でき発信できるようなそういうものが必要だと思うのですが理事者の答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 各種事業といたしますか、やっていく中で今何点かありました費用対効果ということが非常に大切だと。おっしゃるとおりだと思います。ただ数字的に出てくる効果とそれから数字には表れないけれどもその効果は算定できるだろうというようなことがあります。港は直接的に入港の使用料だとか何とかというのは数字に出ます。ただその側面効果といたしますか、これについては入出があることによってその企業が企業としても収益的なことも効果があると。それから例えば私どももやっている企業誘致、これも空港が近い、港も使えるそういうようなことで企業誘致のセールスをやるときもそれについての優位性がある。そういうことも含めてあることによっての効果というのは数字には出ないですけれどもそういうこともあるだろうというふうに思っています。今までも経済波及効果というようなことでは税収のことだとか地元へ落ちるお金だとかこういうようなことも申し述べてきましたけれども、間接的にそういうような効果があると。今手元に数字持っていませんけれどもそのようなことが港があることによっての相乗効果は出てくるだろうというふうに押さえています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ここで議論をたくさんしようとは思っていないのです。ただ現実的には港のないところだって工業団地たくさんあるのです。事実として。私はやっぱりそういう相乗効果がゼロだなんて全然思いません。思っていないけれども本当に町民の目線からいったときにそれが町民が受け入れられる範囲なのかどうか。それは政策的にどこまで許容範囲があるかという問題なのです、今は。町民とどこで合意できるかという問題なのです。ですから何も比べるものではないのだけれども港と病院の関係というのはそういう関係の中で町民は受けとめるのです。受けとめるのです間違いなく。私もそう思っています。ですからそのところはやっぱりきちんと町側は真摯にここは受けとめないはずではないかと思って指摘をしたのです。これ以上の議論はしませんけれども見解がありますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 若干先ほどの答弁とも重複する部分がありますがけれども、やはり住民側からしますとこういう施設がある、こういう事業をやることによって直接はね返る部分は非常に効果があるというように受けとめますし、間接的にくる部分については直接自分にはね返りがないものについては客観的に見ている部分がある。確かに病院と港たまたま事例で挙げます。港から直接受けるというのはなかなか感じられない。ただ病院については自分が病院にかかったり、それから家族がかかったりというようなことでそのものも受けとめ方というのは若干の相違があるのかと。ただ数字に表れないところでも相乗効果というのは生まれてきますので、一概にはこれがあってこれはないという表現はできませんけれども、お互いに白老町に事業効果があるという判断のもとでいろいろな事業をやっていくというのは基本に思ってこれからもやっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。バイオマスの関係でちょっとだけお尋ねをしたいと思います。現状の健全化プラン後の方針についての変化はありますか。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） プランに対する変化の部分についてお答えしたいと思います。基本としては変化はございません。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。変化がないということであれば現状のまま進めるという理解でお尋ねをします。現在も副資材を購入して運転を継続しているわけですが、全体ではなく部分ですけど、副資材の中で紙製品の紙の関係の購入量と金額が幾らぐらいか。またその他の副資材より紙のほうが有利な点があるかどうか。価格も含めてです。副資材全体の中で紙製品の占めている割合がどれぐらいか。これをお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 副資材の紙の部分についてお答えしたいと思います。まず紙につきましては今年度の予算ベースの平均単価ですけれどもキロ当たり6.8円です、予定している購入予定量につきましては470トンと予定しております。

それから紙の優位性なのですけれども、紙につきましてはまず最初に塩素をもっていないという部分があります。それともう1つは水分も持っていないということで副資材としては、塩素対策だとか水分対策には非常に優れているということになります。それからそれ以外の副資材の部分につきましては廃プラ関係が450トンと予定しております。それ以外にもう1つありますけれどもチップダストにつきましては約1,000トンという形になりますので、この割合の中でカギを購入しているということでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今の答弁でありましたように実際に値段の関係はきつとあるのだろうとは思いますが、例えば段ボールや新聞、雑誌を含めた紙のリサイクルは森林資源の保護という視点から見ても全世界に叫ばれていることは十分承知しています。私もこのリサイクル率の推進については、新しい木を切らないということでは強く訴えてまいりました。しかし現在白老町のバイオマスの施設はまさに危機的な状況であります。現状はきちんと町民の皆様に認識してもらおう中ではお願いするところはきちんとやっぱり町がお願いすることが必要ではないかと思っているのです。何のことかということ当然理解得られない部分はあるかもしれませんが、町内会に例えば雑誌やリサイクルの紙を無料で集めていただくようなお願いができないものかどうかということなのです。私も今までこれは考えていたのですけどやっぱりリサイクルの関係で私は質問してこなかったのですけど、ここまできたらやっぱり1つは実際に紙を買っているわけだからまちの中で循環できるようなことが考えら

れないかどうか。

また値段の折り合いがつくかどうかわかりませんが町内会や子供会で売っているところもありますから、買い取るというようなことも含めて町内でそういうものを回せないのかどうか。やっぱり協働のまちづくりというのはまさに町民の皆様に町が困ったときをお願いしてきちんと頭下げると。そしてお願いをしてまちの将来はこうなるのだと。だから今バイオマスで一番必要なのはそういう部分なのだということでお話をして本当にそういうことができないものなのかどうか。私はやっぱりこういうことを進めるのが町の協働のまちづくりの1つだと思うのですよ。頭下げるとするのは町民に迎合するわけでも何でもなくて、私はそういうことが必要ではないかと思うのですけどその点どうですか。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 町内会で取り扱っている古紙の関係のご質問だと思います。まずそれぞれの町内会で新聞だとか雑誌を集めまして、それらを元の紙に戻すような形の中で取り組まれている事業があります。この事業につきましては大体1年間に490トンぐらいです。ですから燃料化施設で使っている部分での量としてはカバーができるような形になります。ただ買い取り価格が町内会で取り扱っているのがキロ当たり9円なので価格面からすれば施設のほうで取り扱っているほうが若干2円ほど安いという形になりますので、単純に単価だけ比べると町内会としてみれば紙に戻すようなリサイクルのほうが有利ですということになってしまいます。

それと先ほど議員もいわれましたように紙に戻せるものであればリサイクルとして紙に戻していくのがリサイクルだという考え方もおられますので、仮にそういうものに取り組むとすればそういった部分についての理解を得る必要があるかというふうには考えております。今町内会にある部分について再度町内会のほうにお願いするというところの結論は出していませんけれども、今の状況についてはそのような形になっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そこは十分理解できます。私はやっぱりそういうことを町内会に訴えて本当に無料で出してもらえる人には出してもらおうというような、それが病院の運動と同じなのです。そういう運動を構築できるかどうかなのです。ですから私は毎週エコリサイクルセンターの裏に、町長は行っていらっしゃるかどうか知らないけど私は毎週行ってあそこに新聞も含めて出しています。それがいいかどうかはあります。もちろん今答弁あったように森林資源を守るためにリサイクルというのは大切ですから、古紙を使って紙をつくるということ大切ですから。イギリスは50%以上の新聞は古紙でつくっていますから。ですからそこは十分理解できるのだけれども、しかし無理やり出せとかではなくてこれに協力してもらえようような宣伝、そしてもっときちんと運動になるような町内会への働きかけ、これは有料だけではなくて無料も含めてもっと積極的にやっていいのではないかというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 町内会に対する働きかけとか、あとはいわゆる燃料部分として使えるごみをいかにふやしていくかという部分の働きかけの形でお答えさせてもらいたいと思います。今施設のほうに雑紙ボックスというのがありまして議員の協力を得ながら回収しております。25年度の実績につきましては約23トンほどの燃料ごみが集まっています。ただことは稼働時間が短くなったことで少し量が減ってしまうのかというところがあります。ですから町内会に対する協力だとか燃料ごみとしての出していただけませんかという協力だとかPRだとか、それから事業系のごみにつきましては例えばセンターに直搬している部分につきましてはもう少し分別をしてもらって本当にごみになる部分と燃料ごみとして使える部分をPRした中で協力をいただくとかそういったような取り組みを今後も続けていきたいというふうに考えていますので、できる限り燃料ごみとして無料のごみがたくさん集まることによって施設の経費とかの部分にも反映すると思いますのでそういった取り組みは続けていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。次に移ります。補助金の関係で1点だけお尋ねします。一般質問、予算委員会、決算委員会でも取り上げられたと思うのですがけれども、今補助金がかかなり大変な状況になります。それで各団体から影響や苦情があるというようなことはありませんか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 財政健全化プランそして行政改革グループを所管している総合行政局に直接はこういうことでと団体からはごさいませんが、各団体を所管しているそれぞれの課においてはそれぞれ補助金を出す段階においてこれだけ下がったと、やはり自主財源を持ちながら大変厳しい活動状況になっているとそういう話は私どもに届いています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） そういう中で私も何度か取り上げてきましたけれども、やっぱり補助金団体がきちんと合併できるものは合併する、それからきちんとお金を使うところは使うということが必要だと思います。これは団体ですからいちにのさんで手を結んで合併するなんてそんな簡単にはいかないはいかないのだけれども、しかしやっぱり体育協会と文化協会なんかは登別でも帯広でも全部一緒です。そういう状況の中でその運営状況を含めてゲンキングも今は教育委員会の持っていらっしゃるということなのだけれども、そういうことでいえば逆方向にいつているような気もその点ではするのだけれども、体協と文化協会の関係、ゲンキングの関係また体協の財産の関係ここら辺は今どのような状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず体協の財産の関係ということで皆さん御存じのように出損

金の関係で寄附していただくということでは全部で6,200万円ほどの向こうでいう基本財産がございすけれども、そのうち300万円と残り一部自主運営分を残して町に寄附していただくということで最終的な調整を図っているという段階でございす。

あと体協と文連協の統合につきましては今のところまだ、以前何度か答弁しているかと思うのですけれども同様に、文連協にしましてもいろいろな任意団体が集まった中での団体ということでございすのでその部分の中でも統一がとれなければなかなか次の段階というか、統合しようという話し合いまでいかないということで時間のかかることかということで捉えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 当然そうなると思うのです。団体の合併はそうだと思うのです。ただ財産の問題が先にありましたけれども、統合は時間をかけてきちんと話をしてもしまとまれればほかの市町村なんかにも視察に行ってもらって将来的にそういうふうな形で考えるというのはいいのですけど、財政的な今の部分でいえば余りくどくはいいませんけれども、例えば期限、今年度中に今課長がいわれたような方向で形がつくられるというようなことでいいですか。私は財政問題でずっと質問しているわけですがけれども財政的にいえば今非常に大切ところでそういうことがきちんと各団体でも理解されないと補助金カットしているわけですから、切ったりしているのですからそういう中での話ですから。私が質問したのは取り上げるなんていっているのではなくて、将来的には例えば財政に余裕できたら体育振興基金で積むのは構わないけれども、今一時的にでもいいからそういうふうな形で運用できるようにしたほうがいいのではないかという意見なのです。ですからもちろん今課長がいったような形でも構わないけれども、例えばことし中にそういうことがきちんとできるというような判断になりますか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 今の体協の出損金のことに関しましてはこれまで私それから副町長、それから体協の会長を含めまして話を進めてきております。今の状況の中では今課長がお話しましたけれどもそういう状況の中で今年度中にはその出損金の、金額の問題は今いろいろとまだ進めなくてはならない部分はありますけれども、状況としては今の判断では今年度中には今議員がおっしゃったような状況は満たされると考えております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） わかりました。それについてはこれ以上いいません。ただそれはやはりことし中にはきちんと決着をつけると。そしてその内容も含めてきちんと知らしめると。やっぱりそういうけじめが必要です。今補助金の問題、財政の問題があるわけですから。そこはきっちり確認をしておきたいと思ひます。

次に公共施設の関係で若干お尋ねしたいと思ひます。虎杖中の利用が正式に決まったという

ことでこれは非常によかったと思っています。ただ竹浦中、森野小中学校、飛生小中学校、定時制高校いろいろなことがありますけれども、これからなるであろう白老小、社台小学校これはものすごい建物と土地なのです。建物は置けば置くほど劣化をして運用できなくなるというのはもう目に見えているわけです。それで実際に方向性だけでもやっぱりこれだけの量ですからきちん出さなければだめだと思うのです。こういう大きな部分だけでも方向性を出さなければだめなのです。例えば竹浦中は違うかたちで利用するとかそういうものをきちんと出さないと、置けば置くほど利用ができなくなります。パイプなんかは全部だめになってしまいますから。ですからそこら辺は本当にどのような考え方で今動いているのか1つそこだけお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 公共施設等の活用についてでございますけれども、今回竹浦中学校、虎杖中学校跡利用ということで竹浦中学校がまだ方向性を示しておりませんが、昨年来ずっと検討会議を中心に行政内部で検討してまいりまして、いろいろな状況で行きつ戻りつの議論が多かったのですけれども近々竹浦中学校の方向性についてははっきりさせていきたいというふうに考えております。また今回の経験から社台小ですとかそういうものについても余り統合する前にこうするああするという発表はしづらいのですけれども、事前に検討に入っていないと終わってからまた1年、2年たちますと今回のケースもありますのでなるべくそういうものの検討に努めてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今人口が非常に減っています。役場の職員も減っています。そういう中で学校も統合しています。ですから施設が余ってくるわけです。ここをどういうふうを利用してランニングコストを最小限に抑えて、その上でここを利用しながら白老町の人口規模や職員規模に合わせた入れ物をつくり、それ以外のものについては例えば土地を更地した場合は売れるというものについては場所によっては売れる部分もあると私は考えているのですが、そういうことを含めて早く手を打っていくということがすごく必要だと思うのです。例えば壊すとなったらべらぼうなお金がかかるわけでしょう。本当にはした金では済まない。国は今半額ぐらい出すとかという話も出ていますけれども。実際にそのところの対応策をきちんととる。ですから先ほどいったように団体の統廃合そして事務所を器一つにしてランニングコストがかからないようなことを役場も含めて考えるということが必要だと思うのですけどいかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 多岐に渡りますので私のほうからお答えさせていただきます。確かに現状としては各学校といますか、そういうような統合があつて学校施設の活用を検討しておりますけれども、教育財産から離れて今度町長部局でということで企画を中心に検討会を開いた中で、活用方法が今後の進展としてどういうようなことに活用できるかと。

それと学校という施設なものですから一般的な消防法だとかの他の法に触れるような施設にもなっていますのでどのような方向にできるかというようなことで、今いわれたとおり時間をかけないでというのは私どももそういうふうに思っていますけれども、なかなか全道的というか全国的にそういう統合した学校の施設はなかなか活用方策というのが見出せないのが現状なのです。

今いわれる1つのところには例えば土地の話がありました。前から議論されていますけれども学習センターもかなり老朽化していると。ということはあそこの土地を活用できないのかという論議もあります。そういうことも踏まえながら財産収入のことも一端にはありますけど、やはりまちづくりという視点の中でどうあそこの区域を使うか、あるいはどう施設あるいは土地を活用していくか。そこら辺が時間をかけないでというような思いの中ではやっていますけどなかなか方向性が見出せない状況です。いずれにしても役所のほうの企画を中心に担当部署も入れた中で今いわれる部分のとおり時間をかけないでというような気持ちで今後も協議して進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。これは回っている中でいろいろ話を聞くのだけど、例えば今役場の職員の数も一時人口2万4,000人いたときよりはすごく減っているわけです。そうすれば例えば教育委員会がこの本庁舎に入る。昔はここにいたわけですから。そしてそこに例えば学習センターがあそこに入ることができればかなりいろいろな形で使えます。ということは向こうのランニングコストはゼロになります。灯油代だとか含めてゼロになります。あそこはひょっとしたら土地は売れるかもしれない。そうなれば高齢者の方々だって字白老にそういう施設があれば余り矛盾が起きないと。やっぱりそういうことを含めて人口規模に合わせた、1万8,000人のときは多分ここでみんなやっていたはずなのです。もちろんそれよりいろいろな施設が必要だとは思いますが、具体的にいえばそういうことでランニングコストだけでもものすごく違うと思うのです。そういう形で動いていくということがすごく大切なような気がするのです。そういう例を含めて僕はお話をしているのです。これは人から聞いた話なのだけど本当にそういうことを考えれば矛盾は余り起きないですから、ぜひそこら辺は検討してほしいのですけどどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 具体的にこういうふうに進んだという事例はなかなかないのですが、ただ検討としては今のが一案だとすれば、例えば検討したのが学習センターの今入っている部門が逆にいうと教育委員会に入ってというような検討だとかそういうようなことはしました。それから今庁舎のところもある程度スペースが出ているところがありますからそこをどう活用できるかというようなことも。いずれにしても各施設が先ほどいいましたとおり廃校、統合等でそういうふうになっている。それから今活用しているけれども老朽化している。その施設を今後維持していくのにランニングコストが非常にかかるということになれば、やは

り施設の統合といいますかそこに入れてというのは今事例としてお話ありましたが、私どももそういうような検討を検討項目の中に入れて今後もやっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩いたしたいと思います。
休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時00分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。最後の質問に入ります。同僚議員の質問もございましたからそこははしよりながらやりたいと思いますけど、白老町の財政健全化プランと国の象徴的空間の整備の年度は全く同じなわけです。当面2020年度に一般公開、慰霊施設は前倒しで設置となるということなるわけでもちとのかかわりが近い年度に発生するというふうに思われますけれども、周辺整備のすみ分けこういう方向が出されるのがいつ頃と考えていらっしゃるかお尋ねをしたいと思います。

またその範囲は第1問目の答弁でいただいた範囲でしか現段階としてはわからないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。
休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時01分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 象徴空間はこれから具体的な計画といいますか事業に入っていくわけですが、基本的にすみ分けといいますと国とそれから地方という形になります。当然国のほうは基本的にはエリア内、エリアといわれている区域内ということで当初の段階で構想で示したとおり今の博物館がある区域とプラス今公社が所有している土地、あの区域をゾーンという形でもっていますのでその中を整備すると。1答目でも答えていますけれども国立の博物館という建物と、それから周辺は公園的な活用にする。それから今の博物館のほうは体験ゾーンということなものですからその区域は国が責任を持って整備すると。ただそれから外れるゾーン以外の部分、駅裏だとかそこら辺の整備、それと道道とポロト白老線そこについては北海道あるいは白老町の中で整理をするというようにゾーンの中と外というふうに分けてもらえばいいかというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。慰霊施設があそこのところに入らないとしたらその整備を含めてその周辺はどういうことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど他の議員のほうにもお答えしていますけれども慰霊施設は基本的にはあのゾーンの中にというふうな考え方は持っていないで他の区域というふうに押さえています。ある程度の検討をした中で国とも協議させてもらっていますが、今の想定している部分については所有としては民間の土地になります。ゾーンの区域から外に出た部分そういう中で今周辺で適地がないかというのを一部押さえた中で国とはお話を、白老町がどうのこのというのではなくてここがどうでしょうかというようなお話をさせてもらっています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そういうふうになったときにその施設そのものは国がやるのだけれども、その周辺整備のはまちがやらなければいけないということになりますか。そういうふうになるかどうかということなのです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まだその慰霊施設がどの程度の敷地面積でどの程度の施設をとというのは具体的にきていませんので、周辺を整備しなければならないかどうかというのはまだ具体的には押さえていません。ただ国が慰霊施設の大きさと周辺の土地の大きさをどの程度必要とするかということによって最小限度国が必要とするのであれば果たしてその大きさでいいのかどうかというのは町も考えなければだめかというふうには思いますけれども、まだ具体的なそこまでいった答弁にはならないというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。当然まちの財政規模からすると、もう決まってしまったからしょうがないのだけれど国が辺整備もやってもらうのが一番いいのですけれどもそれは今の状況ではなかなか大変だということなのだけれども、現実的に先ほどいったようにうちの健全化プランと年度がかぶっていますから、そういう中でどこまで出せるのかということを含めて道がどこまでやるのかということを含めたすみ分けという意味だったのですけれども、本当にそういうふうになったときにももちろんそれは歓迎すべきことなのだけれども、町の財政とのかかわりで一体どうなってしまうのだろうと。本当に前の年の起債8億円ぐらいの規模でやれるのかと思わざるを得ないのです。例えば特急止めるというぐらいだったらそれは金かからないからいいけれども、例えばインターから4車線にしろといったってはその金額ではないと思うのです。ですからそういう財政とのかかわり合いでそこら辺のすみ分けを含めてどうなるのかということがもうちょっと具体的にわかりたいのと、それがわからないとしたらそういうことがわかるのはいつ頃になるのか。期限決まっています、こちらも財政上の期限決まっているわけだから。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 通常逆算していったどの程度の年度のときに計画が決まって、その事業が進むというようなことは逆算していけばこれからあと2年、3年には進まなければならないというふうに思いますので、時期としては今この場で明確ではないですけどおおむね2、3年後には動いてくるだろうと。そのときにどの程度の規模の施設になるのかというのはまだ活性化推進会議の中でも詰めていきたいというふうに思っています。やはり心配なのは町がどれだけ投資できるのかというようなことだと思いますし、あるいは北海道がどの程度財政支援できるのかというようなことだと思います。具体的な数字云々は北海道とも全然まだ協議していませんけれども、ただ北海道も非常に厳しいと白老町も厳しいというような話で、やはりこれは基本的には国の民族政策だということで財政的支援については非常に厳しいというような姿勢はお互いに北海道とも同じなのかというふうに思っています。当然国のほうが主体的になって整備しますけれども今までの過去の事例からいいますと地元の地方に財政的支援というものもないわけではないので、そこら辺についてはやはり私どもも白老町の財政あるいは北海道の財政を協議する中でそれについては極力ないような形でお話はさせていただきたいと。

それから今質問にはないですけどもやっぱり土地の問題もあるかというふうに思っています。前にもご質問されましたが土地については前にもお話したとおり振興公社が取得したということですから、それだけの土地を購入する経費とそれから維持していくための経費とかかかっていますのでこれをなかったということにはならないですし、当然国のほうには買っていただくというようなことで交渉していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。最後にします。私が思っているのはやっぱり財政的にどうなのか。だから周辺整備も含めて国にやっていただけるものは最大限やってもらべきだというのは国は施設をつくるわけですから、民族政策を反省してつくるわけですから。大学の遺骨の問題もそうでしょう。ですから私はやっぱりそうすべきだというふうに考えているのだけど、しかしもう方向としては出てしまっているからそれをいってもしようがないと思っていなかったのだけど土地の問題も同じです。いずれにしても何度もいいますが健全化プランと象徴的空間整備は同時進行の中でまちのプランが変化するのではだめだと思うのです。健全化プランが変化するのは。若干はしようがないのかもしれないけれども。それで起債制限枠を守り過疎債といえどもその枠内で収めるべきだというふうに考えています。その上で財調や他の基金内で町財政に影響が出ない範囲での運用は仕方がないというふうには思います。ですから町自体も今いわれたように病院の問題を初め山積みするプラン、懸案事項も抱えているわけです。ですからそれぞれの整合性、同時に象徴的施設の整合性を取りながらの取り組みとなるというふうに思うのです。そのことを考えたときに本当にいろいろな形で町民の方々にも協力をしていただくことがどうしても必要だし、まちがきちんと方針を持ち、これは同僚議

員の質問にもございましたけれども、組み立てとしては方針をきちんと持ってそれを町民に示し財政の立て直しをきちんとやりながら今の大きな事業を成功させなくてはいけないというふうになると思うのです。当然そう考えていらっしゃると思うのですけれどもその方向づけと決意を伺って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 当然のことながら財政プランを検討した昨年、象徴空間の話も浮上してきていまして、まだ時期は明確ではないですがいずれにしても白老を象徴空間の当該地区として該当してくるだろうと。プランを立てたときも、先ほどちょっと答弁ありましたけれどもプランを立てたときも後年度にはその事業費も掘り金額ですけれども盛り込みはさせてもらいました。ただその金額が本当に掘り金額ですから何もない中での金額ですから、それがどのような額の大きさになるのかというのは本当にこれからだというふうに思っています。ただ考え方としては財政健全化という期間ですからそのことを当然ベースにした中で、ただこれからまちの活性化になるのだという投資をしなければならないタイミングだというのであればやはり投資しなければならないと思っています。そのときにはちょっと背伸びするか枠内で収められるかちょっとわかりませんが、当然議会のほうにも相談をした中でその予算づけ、事業執行の計画を立てていきたいというふうに思っています。ただ寄った部分からあれですけれどもやはりベースにあるのは財政の健全化というのが私どもも当然このプランを立てたときの気持ちというのは押さえた中でいきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 以上で4番、大淵議員の一般質問を終了いたします。

◇ 吉 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 一般質問を続行いたします。

2番、吉田和子議員登壇願います。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田和子でございます。今回6月定例会で一般質問を通告順に従って質問をいたします。

介護の社会化を目指し2000年4月より介護保険制度が導入され3年ごとに介護保険事業計画を策定し15年度より第6期の計画策定に入りますが、国において医療・介護総合推進法案も今成立しようとしております。今回は改正による影響と対応、2025年10年後に団塊の世代が75歳になる時代に向けて地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。そこで次の点について伺います。

15年度へ向け白老町介護保険事業計画第6期高齢者保健福祉計画の策定について。①、第5期（12年から14年）計画の推進状況と積み残し、地域計画への課題について伺います。

2点目、介護保険事業費給付費は3年の総合計で55億8,356万9,000円と見込んでいるが予算どおり進んでいるのか。

3点目、介護保険法や医療費を見直す医療介護給付推進法案が成立するとしているが、第6

期計画の策定のガイドラインは示されているのか。またいつごろ示されるのか伺います。

4点目、介護保険料の第2号被保険者保険料の更新状況と第1号被保険者の保険料設定額の見込みと所得段階別設定の改正はあるのか伺います。

5点目、団塊の世代が75歳以上になる2025年の高齢化の状況と2025年問題を受け高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が送れる支援サービス（住まい・医療・介護・予防・生活支援）の5つの要請が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」市町村ごとに地域単位で策定するという事になっているがどのように進めなく進められるのか伺います。

それから任意事業の中で1点目、家庭介護支援事業を実施しているが今後在宅介護に重点を置く中で介護者の支援体制をどう整えていくのか伺います。

2点目、認知症対策について、早期発見、早期治療そして徘徊等による不明者、事故等から患者を守るため町としての取り組み状況と今後の支援対策について。

3点目、成人後見人制度について、現在町として取り組んでいる状況と今後必要性が高まる後見人制度の考え方、取り組みを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 高齢者福祉についてのご質問であります。

1項目めの第6期白老町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定についてであります。1点目の第5期計画の推進状況と地域課題と2点目の第5期中の介護給付費の状況については関連がありますので一括してお答えいたします。平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の推進状況ですが24、25年度の介護給付費は計画と比較し約5,100万円の減額となっております。また施設整備計画にある認知症対応型グループホームと特定施設介護つき有料老人ホームにつきましては、医療法人社団玄洋会より本年秋の開設に向けて建設が順調に進んでいるとの報告を受けており全体的には計画どおりに進んでいると考えております。なお地域計画の策定に当たり国の大幅な制度改正が見込まれており、具体的な内容が示されていないためどのように影響が出るかが課題となっております。

3点目の第6期計画策定へのガイドラインについてであります。医療介護保険法等の関連法律の整備等を総称した医療介護総合推進法案は第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定において大幅な改正となり、この改正内容のガイドラインは7月ごろに国から示される予定であります。

4点目の介護保険料の改正についてであります。40歳から64歳までの医療保険加入者の示す第2号被保険者の保険料は医療保険者ごとに保険料率が定められており、全国の介護給付費が増加することで今後保険料が見直しされることも考えられます。65歳以上の第1号被保険者の保険料基準額は第6期計画3カ年の介護給付サービス見込み料等を推計し算定することとなります。国では保険料段階設定について低所得者層を配慮し現行6段階から9段階に改正する予定としております。

5点目の2025年の高齢化の状況と地域包括ケアシステムの策定についてであります。国立

社会保障人口問題研究所における白老町の 2025 年の高齢化の状況は総人口に対し 65 歳以上の占める割合が約 46.39%と推計されております。国が示している地域包括ケアシステムは 2025 年に向けて 3 年ごとの介護保険事業計画の策定を通じ地域の特性を生かし主体性・自主性を持って地域の包括的な支援サービス提供体制の構築を推進するものであります。システムの構築に当たり日常生活圏ニーズ調査の実施、事業の検証、地域ケア会議での地域の実情を把握し量的・質的に分析をした上で町内の関係事業者や地域で活動されている関係者などと連携し検討を重ねる中推進していく考えでおります。

2 項目めの任意事業についての 1 点目、家庭介護支援事業における介護者の支援対策についてであります。本町では家庭で介護している方を対象に社会福祉協議会と連携し、家庭介護教室の開催や認知症サポーター養成講座を開催し地域や家庭での介護活動を支援しております。今後介護者がさらにふえることが見込まれるため社会福祉協議会など関係団体と連携し引き続き支援してまいります。

2 点目の認知症対策の取り組みと今後の支援対策についてであります。認知症対策は家族などからの相談や行政内の他部署あるいは民生委員、町内会など地域からの情報を通じて早期対応をしており、認知症と思われる方は認知症疾患医療センターなどの医療機関と連携し早期診断につなげております。また認知症予防事業としては脳の健康教室の開催などに取り組んでおります。今後についても町内の関係団体や事業者などと連携し地域に根差した支援対策の推進を図ってまいります。

3 点目の成年後見人制度の取り組みについてであります。本町では認知症などにより物事を判断する能力が不十分な方の権利を守ることを目的とし町民からの相談対応や後見制度の申し立てなどの支援、また多くの町民に制度の理解をしていただくため専門職による講演会を開催しております。今後の新たな取り組みとしては今年度において専門職などで構成する検討委員会で住民による後見人を活用する市民後見人制度の構築に向け本町の実情に合う成年後見制度の方針をまとめていただく考えでおります。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。26 年度現在の前期・後期高齢者の数値、それから率、高齢者世帯と単独夫婦世帯の数値と率、介護・要介護・要支援の認定数と率、この数値は全国、全道でどの位置にあるのか。第 5 期計画の推進値と比較してどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今のご質問にお答えいたします。高齢者の数でございますが平成 26 年 3 月末現在でございます、6,977 人、そのうち後期高齢者 75 歳以上の人口でございますが 3,302 人です。世帯の状況でございます。これは平成 24 年 3 月末現在となります。高齢者単身世帯 65 歳以上の世帯数でございますが 2,045 世帯、そのうち 75 歳以上の後期高齢者単身世帯が 1,332 世帯、高齢者夫婦世帯でございますが 65 歳以上になります、1,472 世帯。

高齢者に占める介護認定者の割合の状況の白老町の状況と北海道と全国の比較でございます。26年1月末現在の数字でいいますと白老町18.77%に対しまして北海道は19%、全国は17.77%でございます。認知症高齢者の割合でございますけれども25年度集計で主治医意見書による数字でございます。全申請者に対しまして約47%、そのうち75歳以上の占める割合は約50%でございます。2025年の白老町の状況、これは国立社会保障人口問題研究所によることし3月推計の数値でございます。総人口が1万5,061人に対しまして高齢者人口は6,987人、そのうち75歳以上後期高齢者人口が4,474人というふうに出ております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。介護給付費について伺いたいと思います。総額予算も5,100万円ほどマイナスであったということでこれは大変結構なことだというふうに思うのですが、この介護給付費は白老町は全道、全国に比べて低いというふうに私は認識しておりますがその認識でよろしいかどうか。もし数字が出れば教えていただきたいと思います。この結果として先ほど認定数も全道よりは低い、全国よりはちょっと高いですけれどもそういった状況の中で第1次予防高齢者の介護予防事業だとか、それから給付費との因果関係が予防給付にあると思うのです。そういったことを含めてどのように判断をされているか、また今後増大されるであろう認知症の予防教室をやっていますよね。脳の教室をやっていますけれどもその効果もどのように捉えているのか、今後どのように進めていくのかお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 介護給付費の白老町の状況に対しましての全国、全道の比較なのですけれども今現在押さえてはいないのです、大変申しわけございません。ただ今回減額になったという要因でございますけれども、この2年間の間に介護認定者の数が23年度末と比較しまして10%伸びております。人数で直しましたら120人弱増加しております。また特に要介護度でいけば要支援1から要介護1までの比較的軽い方の増加が主で、そのうち申請者の中では75歳以上の後期高齢者の方が増加している状況でございます。また比較しまして重度化して要介護4、5の方の認定者の方が減少しているという状況でございます。先ほどお話しました介護予防の部分については平成18年度に制度ができてから白老町はさまざまな健康教室、脳の健康教室だとか元気づくり教室だとかそういう予防に関する事業を行っておりまして昨年度の参加者人数も新規の方がふえております。中には継続している方もいらっしゃるということでこのあたりははっきりした数字はその方を追跡調査とか実際はしていないところがあるのですけれども、効果は出ているのではないかというふうに考えております。あと認知症の方につきましての脳の健康教室へ参加している方の改善割合なのですけれども大体6割の方が維持しているか改善されているかという数字が出ております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番(吉田和子君) わかりました。介護保険特別会計の中の介護事業基金ありますよね。これはまだ25年度終わっていませんので基金がどのぐらいになるかというのはわからないと思いますが、24年度までの数値は出ていると思いますが第6期計画の保険料にどれぐらいの金額を崩すことができるとお考えになっているか。

それともう1点はその削減の数値が1人どれぐらいの削減になるのか。その辺どうでしょう、数字が出ていれば教えていただきたいと思います。

○議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 介護保険事業基金の状況でございますけれども25年度の決算状況をお話ししますと、決算剰余金が717万円弱出ております。そのうちこの度補正予算で出している金額を差し引きますと介護保険事業基金に積み立てる金額としましたら229万円弱になっております。積み立てた後の金額になりますけれども約3,800万円ほどの見込みになる予定でございます。ただ第6期の介護保険計画の時に介護保険料に抑制するための財源としましては、実際平成26年度の給付費の伸びにかなり影響してきますので実際どれぐらいの金額が使えるかというのは今見通しがつかないところでございますし、また第6期の今回の制度改正の中に要支援の部分が介護給付費から外れるということがありまして、そこら辺のあたりも人数とか費用とかも今後計算した中で検討していく形になります。以上です。

○議長(山本浩平君) 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番(吉田和子君) 2番、吉田でございます。26年度の決算の分は27年からに生かすことはなかなかちょっと厳しいのではないかというふうに思いますし、かなり基金の積み立てできる金額が少なくなってきたという思いでございました。ということはそれだけ受給者がふえているということではないかというふうに思いますので、今後基金をあてにした組み合わせはできなくなるのかというふうに感じております。

次にいきたいと思います。介護認定を受けていない高齢者のボランティア活動に対して生きがいがづくり、健康づくりの視点からボランティアポイント制事業の実施を検討すべきと私は考えております。全道で初めて苫小牧市が社協に委託をして財源も介護予防事業として充てている。全国的にもいろいろな手法で実施しているところがありますが栗山町もやっております。そういった中で前向きに考えていく必要がある。これから質問していきますけれども今後その力がどれだけ生きてくるかということを念頭においてこの質問をしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 今回国のほうの改正の中の地域包括ケアの中には地域の力、元気な方たちを活用するとかということがありまして、例えば日常生活支援サービスなども今後要支援者の部分が訪問介護、通所介護が外れまして、あともっとサービスの内容が広がるという意味もあります。今後高齢化率も高くなるということ踏まえまして国のほうではそういう地域の方たちを活用するといったところでボランティアの考え方も入ってくると思います。確かにポイント制度が苫小牧市が全道で初めてやっておりますが、白老

町としまして今後そのポイント制度を活用して取り組むかどうかというのはこれからの日常生活支援事業を今回の介護制度の改正の中に含めまして状況を勘案しながら検討していく形になるかと思えます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。このポイント制にはいろいろな対応がありまして、後からもまた述べようと思っていたのですが、町は公は計画を立てる、それを実施していくのは各企業だったり民間だったりそうやっていかないと今後介護制度は続いていかないといういろいろな専門家の指摘があります。そういった面から考えるとやはり元気な高齢者にいかに力になってもらうか。2025年は40何%です。そうすると半分は高齢者ですから20代から40代の女性がいなくなるといわれている時代に今後どうするかということは全部無償だとかそういうことは通らなくなる時代になるだろうというふうに考えておりますので、この点は理事者も含めて真剣に考えていただきたい。これはまた後ほどいいたいと思えます。

日本は世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおります。介護の社会化の役割は大きくなります。今回医療介護制度総合推進計画案で改正される点について伺っていきたくと思えます。先ほどガイドラインは7月に示されるだろうと。それと国の大幅な制度改正が見込まれており具体的な内容が示されていないためどのように影響が出るのか課題となっているというふうにいわれました。私は今課長がポイントの中でおっしゃいましたけれども生活支援はこうなるとかというお話をされています。そういった基本的な部分が出てからやるのではなくて町が何をきちんと点検しなければならないのかを含めて質問したいと思えます。

1点目、現在要支援1、2の認定者は予防給付を受けています。その中の通所訪問介護を新地域支援事業へ移行し国の基準で自治体が指定した事業者、介護報酬、自己負担も全国一律で今まではやってきましたけれども画一的ではなく地域に応じた方法をとっていくということになっております。報酬単価も自己負担も全部市町村が決めるとしてしております。このサービス利用者への影響こういったことがしっかりと示されなければ町民は不安に思っております。負担がふえるのだろうか減るのだろうか、どこまで面倒見てもらえるのだろうかそういう声がたくさん私のもとに届いておりますけれどもどのようにお考えになっているか伺いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回要支援の通所介護、訪問介護の介護給付費、今までは全国一律1割負担で一律のサービスで行われていたものが特別会計の中の地域支援事業費に移行する形になります。その中で今議員のほうにお話したように今後市町村で単価だとかさまざまなサービス内容を組み立てる形になりますが、今現在まずやらなければならない部分につきましてはまず介護地域支援事業費そのものの財源が仕組みとしては介護給付費をまず母体としまして、その全体の数字を出した中で地域支援事業費の負担割合というのは定められますのでそれでどれぐらいの財源になるかまずそこを考えていかなければならないのが1点と、あと白老町の社会資源です。人的なものとか事業所さんだとか、あと民間で行って

いることができることできないことそういうことも全て調べなければならない部分が入ってきます。厚生労働省のほうでチェックシートというものを今後自治体のほうに配信される可能性がありますのでそういうもの活用して今後こういった形でできるのかどうか掌握しながら考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今のお考え、本当にいろいろな人たちがかわり、いろいろな事業所がかわり、そしてどのような事業ができるのかということがすごく大きな条件として出てきます。今おっしゃったようにそういったことを行政がもちろんかわると思いますが、私は特に生活支援サービスこれは新たに個人が希望するものやっていくということなのです。介護給付費の中でどこまでそれが白老町として対応できるのか。そしてほかの町がやっているからうちの町もできるのかといったらそうではないと思います。それと地域が要求する、柔軟にその地域性を見て対応するということになっています。そういったことを考えると全てそれが報酬単価になり個人負担になるわけです。そういったことを考えるとコーディネーター役が必要ではないかというふうに思います。これは職員の中に得意分野の人がいればそれでもいいと思います。全てを見てそれから国のチェックシートを示されるというお話がありましたけど私はそういう話は聞いていません。ただ私の所属する党では全国3,000人の議員がいるのです。地方議員がすごいです。そういったことで地方の課題を今全部上げています。それを1つのものにして国会議員を中心にチェックシートをつくりました。この中で何をやっていくのか何を見ていくのか何が必要なのか。私はチェックシートを示されなくても自治体、白老町がつくるのです。白老町の実態に合わせてつくるのです。国がやりなさいといってもやれないことだってあるわけです。ですから白老町の財源の許す中でどれだけのことができるのかということを中心に先ほどから質問に出ています在宅とかいろいろなことを入れていったら大変な問題になります。それをしっかりとコーディネートできてどういうふうに町のものの中でやっていくのかということをやっていく必要があると思いますがその辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今までは一律な介護給付費という枠の中でサービスを行われていたところを今後26年度以降につきましては地域、特に自治体のほうで独自性を出したサービスを組み立てる流れになっていくと示されております。そういった中でまず厚生労働省のほうでチェックシートを示されるというのは配信されてそれを活用して市町村でそのシートに落としていく。どれだけのかわれる人がいるのか高齢者がどの地域にいるのかなど今後うちも地域の世帯数、特に後期高齢者、前期高齢者も含めまして単身世帯、夫婦世帯そういったものも把握していかなければなりませんし、また介護保険の事業所さん以外にやっていただけるようなところも今後そういうところを話し合いながら組み立てていかなければならないところがあります。これからやらなければならない作業はそういうところで行政と

してはそこを組み立てていかなければなりませんし、あと今後その組み立てた暁には生活支援のコーディネーターというものが必要になります。国のほうでは生活支援のコーディネーターというのを制度化して市町村にも配置しなければならないということがありますので、どの時期に配置するのかというのは今年度は計画立てる策定する時期でございますのでちょっとお時間をかけながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今コーディネーターが国から指定されるということなのですがやはりいろいろなことを先取っていくというか、計画をつくるのも行政ですのもう人手が何人あってもたりないのではないかというふうに思いますけれども、しっかりといろいろな情報をキャッチしてどういったことが町民のためになるのかということをしっかりコーディネーターも置きながら、本当に白老町に合った白老町ができる、財政改革プログラムもありますのでそういったことの中で健全化計画もありますのでそれを生かしながらその中でどれだけ介護のことに使っていけるのかということも検討しながらやっていっていただきたいと思います。

次にこれも聞かれるのですが今回の改正の中で介護サービスの利用者の個人負担が一定の所得のある方は15年8月より2割負担になるというふうになっております。この一定の所得というのがきちんと示されているのか。また町のサービス受給者の2割負担となったときにも示されているとしたらどれぐらいの割合の人、何人ぐらいの人が影響を受けるというふうにお考えになっているかと伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今サービスをお使いになる場合一律1割負担ということになっておりますが、ある一定の金額の方は2割負担に自己負担がなるというふうにお聞きしております。今示されているものを若干ご説明したいと思います。合計所得金額が160万円以上である。例えば年金収入の場合でしたら280万円以上の方が該当になります。白老町の平成25年度の状況から見ますと対象者が大体800人弱ぐらい。これは対象者でありましてサービスを使う方はその中に何人いるかというのは把握してございません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。一応数は出しているということでわかりました。その中でこの2割負担については自己負担が高くなり過ぎないように負担限度額がきちんと設けられているというふうに伺いました。今まで3万円かかっていた人が即6万円だということにはならないというふうに伺っているのですがその辺のことはどのようになっているかということ。

それから現役世代40歳から64歳の中でも介護を受けている方もいらっしゃるのです。そういった方はどんなに所得が高くても1割負担のままだというふうに伺っているのですがそれで

間違いないかどうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 2割負担になることによってこの方たちの負担額がかなり重くなるために国のほうでは軽減をするために高額介護サービスといたしましてある一定の負担額以上かかったものについてはかからないという制度がございます。国のほうでは今一番最高のところが3万7,200円、それを1段階ランク上の金額を4万4,400円というランクを設けまして2割負担の方の増額している部分も救済するという措置を今後予定しております。

40歳から64歳までのこのたびの改正の中での負担割合でございますけれども1割負担のままだというふうには確認しております。これもガイドラインがまだ示されておられませんので今そういうような予定になっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。1点お聞きするのを忘れたのですが、この事業の移行について。第6期計画が18年3月に終わります。それまでに全ての市町村で実施をするよというようになっております。白老町としてサービスの提供事業者はそういったことを移行しても不足しない状況にあるかどうかということ、移行は可能かどうかということと、もし移行するのであればいつ頃移行したいとお考えになっているかその点伺っておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今のお話は要支援者の訪問介護、通所介護の分であるかと思えますけれども、国のほうでは平成29年度までには全市町村が実施をしていかなければならないという前段として平成29年4月には一部の部分の対象者につきまして全市町村でやらなければならないということにはなっているのです。本町におきましては今年度に各町内の事業所さんと話し合いしてから来年の4月から実際できるかといいますと大変難しい問題がございまして、第6期の計画中のせめて1年間ぐらひは時間が必要かというふうにご考えております。

また要支援の訪問介護、通所介護の部分につきまして可能かどうかの話でございますけれども、実際既に町内には介護事業者で訪問介護、通所介護をやっているところがございます。価格等だとか内容等については白老町が金額を示した中でやっていただけたところと委託契約のもとで行っていただく形になりますので、それも今後話し合いしながらどういったところでどの時期にやるのかという流れになるかと思えます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 私は西暦でいっていますし課長のほうは平成でいっていますけど、平成30年4月までに実施終えていなければならないのではなかったですか。27、28、29年が

3年です。30年4月までが3年間の中に入ります。その4月以降ができていなくてはだめだということだと思うのですけど。

次に進みたいと思います。地域包括ケアについていきたいと思います。地域包括ケアをやっていくためには問題がたくさんありすぎて本当に悩みました。何枚にもなるのです。それで今回省略しました。ここは理事者の考えをきちんと伺って終わりたいと思います。というのはこの包括ケアシステムを2025年には完結しようというふうにいっているのです。その中で福祉研究所の所長はこのようにいっています。地域包括ケアの掲げる理念は非の打ちどころのないすばらしいものだが実現への道のりは険しい、成功のかぎを握るのは住民の支え合う力、互助というふうに強調されています。

それともう1つ、この2025年には住まい、それから介護、予防、それから医療、そしてサービスと全てに渡って完結するのです。そうなっていくとまず1点は人材です。最近施設に行つて何うと人は足りませんというふうにいっています。この人をどうするのかということ。

それから在宅が伴ってくると小規模多機能が必要になり居宅施設が必要になり24時間の訪問介護等が必要になってきます。全てそういったものを完結しなければならないわけです。そうすると多職種にかかわります。お医者さん、企業もかかってくるかもしれない。サービス付き高齢者向け住宅というのですけど、高齢者の住宅対策ということになるとそういった方々が全部加わってこなければならない。そういう専門家たちの会議も立ち上げていかなければならないというふうに私は考えています。そういうことで三重県の桑名市では条例をつくったのです。もうやっているのです。そして医療支援、住まい、生活支援など日常生活圏で一体何に提供できるか、地域包括システムの構築に向けた協議会の設置を条例をつくって明記したのです。組織形成をして、そして運営方法を定めて多職種の方々と議論をし地域包括センター、社会福祉協議会が事務局となって高齢者の自立支援につなげるサービスの提供について多角的議論をしている。条例が必要かどうかは私は判断しませんが、多職種の方々と連携をとって強化をして一つ一つの課題に専門家同士で取り組んでいくそういったシステムをつくらなければこの包括システムは成り立たないというのですがその辺どのようにお考えになりますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 具体的に私のほうでシステムのこういうような事業をこういうような考え方でこういうような方向性をというようにことの具体的に押さえていない部分あります。ただ今いわれるように多分野といいますかいろいろなところにかかわる、事例として住宅もあれば技術的なことを指導する立場の人にも必要だしいろいろな知識が必要だといろいろな分野にかかわるというようにことといえば、それだけの人材も必要ですしそれだけの組織が必要なのかというようにことでの今のご質問かと思っています。冒頭いいましたとおりまだ十分自分のほうも把握していない部分がありますので、それを対応するのに受け皿としてどういう仕組みが必要なのか、どういう体制が必要なのかこれは十分担当部署とも協議させてもらった上で私どももできる項目でどう対応できるかそういうようなことも十分担当とも話をさせてもらって、白老町としてこういうような仕組みでこういうような体制でというようにことも合わせ

てその中で構築できればしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今副町長がおっしゃいました。これから包括ケアシステムのいろいろなものが出てくる。もう10年前から取り組んでいるところもあるのです。そして今介護とか財政的なこととか病院の話をするとならずこの包括ケアシステムが出てきます。だけど基本は何もありません、これからなのですよということなのです。大きく取り組んで一番最初の包括ケアシステム、そして病院を中心に総合的な包括ケアをしていかないと今後介護は大変になると一番最初に取り組んだのが広島県の御調町です。前にもいっていますが御調町を中心にそのことをしっかり受けとめてやってきたのが岩手県の藤沢病院なのです。藤沢町だったのですが今は一関市に統合してなっています。そこの佐藤院長先生、私もお会いしてきたことがあるのですがこういうお話をしていました。包括ケアシステムの難しさ、どう実行したらいいのかぜひ白老に来て講演してくださいといったら、来てくださいということはあるがたいけれども私には外に待っている院外ベッドがたくさんあるのですという話をされたのです。だからよそへ回って講演するよりは外で待っている患者さんを大事にしなければならない。その院長は全的指定です。そこの管理者となってやっています。本当にそういったところがあるということが町民にとってどれだけ安心かということだと思っております。それは1年、2年で築かれたものではないと思っています。本当にいち早く着目点をきちんと見つけてそういう協議会を立ち上げて、その分野、分野でどうするか。今病院で在宅支援やってくださいといってできますか。できませんでしょう。それで今施設にいます。施設の医療費が下がります。4分の1ぐらいになります。在宅医療の1つとして施設訪問をやろうといったときに今度4分の1に下がる。国の制度もちょっと腹立ちますけれどもそれに負けないとか、白老町に必要なものをきちんとつくっていく。その岩手県の先生の話はこのようにいっています。包括ケアシステムはさまざまな団体事務所が連携し支える仕組みが必要だと。ただ経営がうまくいきそうなジャンルには大勢参入するだろうと、経済的に難しい分野には参入しないとそういうふうになっているのです。市町村は計画はつくるけれどもサービスの提供はしていないのです。そういったことを含めて連携が必要だが全体を統率する責任者が見えていないのだというふうにいわれています。病院であれば全部総括して病院長が全部やっています。町であれば町の最高責任者はだれがなるのかということです。このことが見えていないということなのです。担当課だけでは絶対に無理です。だって多職種を動かさなければならないのですから。病院もそうです、動かさなければならないのです。そういったことを考えると連携から統合へ、足りないサービスは自治体が保障しなければだめなのだというふうにいっています。足寄町で今回役所の裏のほうに福祉ゾーンをつくりました。そして小規模多機能居宅介護施設をつくりました。つどいの場をつくりました。委託されているのは社会福祉協議会です。今度そこにグループホームと高齢者の長屋ができるそうです。私も見てきました。本当にいい場所でした。病院も自分で持っているということでした。そういった中でそれぞれが仕組みをつくり一つ一つ今取り組んでい

るのです。これから10年後に完結させるのに今やらなかったら10年後にできますか。責任者が明確になっていなかったらだれが進めていくのですか。そのことを答えていただきたいと思います。

もう1点、この佐藤院長がやってきたことは地域住民と徹底して話し合ったということです。ナイトスクール、町民に現状を聞くだけではなくこちらの現状もしっかり訴えたということです。町民にしてもらいたいこと町民に努力してもらいたいこと町民に頑張ってもらいたいことをきちんと訴えてきたということです。それで今の総合的なサービスができるようになったということなのです。だから25年完結に向けてだれが先頭に立つのか。包括支援センターの機能の強化、もう1つは運営にかかわる職員に専門性を持たせる必要があるのではないかとということなのです。本当に先進的な面を見て先進地を見て、そして何が町に合うのかということをしつかりと見ていかないと、財政はもちろん厳しいですけども放っておけない。25年には46%、半分です。町長の考えを最後に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今さまざまな事例を出していただきまして、地域包括ケアシステムなのですが私ちょっと勉強不足なのですがこれから超高齢化社会に向けて今の包括システムではもう間に合わない。今病院が中心になって地域包括ケアシステムを構築していかなければならないということがございますが、白老町としても25年といわず喫緊の大きな課題だというふうに捉えております。今担当課とも協議をしながら地域包括ケアシステムの構築、白老町に合った構築を目指したいというふうに考えております。まだ細かい部分では協議はしておりませんがこのケアシステムによって高齢者が安心して暮らせる白老町をつくっていきたいと思います。考え方としては以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） だれが先頭になってやっていくのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 行政の責任者は私でございますので私が先頭になってやっていきます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 町長が中心になってやっていくということですので、博物館の問題もあります、財政の問題もあります、大変ですけどもこれは放っておけない題材ですので、まだ勉強不足というふうにおっしゃっていましたが私も十分な勉強はしていませんけれども、勉強しても勉強してもこれでいいということはないのが介護保険制度だと思いますので、いろいろな例をとりながら、いろいろな先進地を見ながら進めて成功しているところをしっかりと見て生かしていただきたいというふうに思います。

任意事業のほうで何点か伺いたいと思います。在宅介護で看護をしている人、町としては年

3回ぐらいの介護知識の習得とか技術習得のための教室を開いているということなのですが、在宅で介護をしている人をケアラーというのですがご存じでしょうか。ケアをしている人をケアラーというのです。白老町は今回第6期計画に向けてアンケート調査をしました。私は本当にこういうことが大事だと思います。町民が何を悩んでいるのか、どういった介護を希望しているのか、これはすごく大事なことですし実施されて評価をしたいというふうに思っています。ただ評価はしますけれども介護をしている方のアンケート調査したことはありますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 実際正式にはしたことはございません。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。介護というのは突然やってくるのです。あした来るとか1カ月後だというのは何もありません。事前の準備、心構えがなく介護する人は泳ぎ方を知らずに海に出るような状況であると大学教授は言っています。それぐらい大変なのだということなのです。介護に疲れ心の病になり虐待をする、そして殺人に至ったり。白老はまだ殺人事件がないからいいのか、そんな問題ではないというふうに思います。いつあってもおかしくない状況の人はいると思います。そういった共倒れしないように、介護している人が亡くなって介護されている人が亡くなっている、事件でなくてもそういうことも今取り上げられています。そういった中で介護保険料はケアラー支援ではないのです。ケアはするけれどもケアラーの支援はないのです。

そういったことから栗山町の紹介をちょっとしたいと思います。私はとりたててすごいことをしているとは思っていません。ただ栗山町は人口1万2,980人、白老町よりちょっと少ないのですが高齢化率が34.2%、単身世帯が1,300世帯、夫婦のみが950世帯というふうになっています。この間栗山町の社会福祉協議会の事務長の吉田さんという方の講演を聞いてきました。いろいろな資料もいただいてきました。その中で何をやっているかということまずは20年間社会福祉協議会がやってきた事業全て廃止したそうです。というのは地域に事業者がある程度整ってきたので社会福祉協議会の使命は一つもう終えた。これからは社会福祉の課題解決に向けて切りかえたというのです。その中で1つ何をやっているかということ、まず社協で在宅サポーターを2人配置したそうです。

もう1点は命のバトン。白老町は安心筒を配っています、これは町内会を通じてやっています。でもここは在宅サポーターが命のバトンを持って行ってその方と知り合いになって、そして民生委員さんとか町内会長につないでいるというのです。そして定期的に訪問している。白老町は渡して終わりです。

それと宅配の電話帳です。これは社協でつくったわけではないそうです。全部企業から寄付していただいて、1から10まで生活にかかわること全部、送迎します、配達します、そういうところの業者が全部これに名前載っています。だから床屋へ行きたかったら迎えに来てくださいと電話すればいいのです。そういったものを配ってケアを受けている者、ケアをしている者

が同時に救われる政策をやっています。

それともう1つはケアラー手帳の配布です。ケアしている人が今どういう状態かということ、在宅サポーターが行ったときにきちんと見られる状況をつくっています。それからケアラーズカフェ、集う場、愚痴をいう場、悩みを聞いてもらう場をつくっています。それからケアラーサポーター、今2人ですけれども養成をして多くつくってほしいというふうにやっています。まだまだほかにやっていますけれどもこういったことに今取り組んでケアしている人を守る。在宅どんどん進めます、在宅はいいのです、本当に進めてもらいたいです、在宅したらだれかが見るのです、それをしっかりと心構えてやっていただきたいと思いますがどのようにお考えになりますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 介護をしている人の支援の事業でございますが社会福祉協議会のほうでは認知症の方など認定者の方の介護をしている人を対象にリフレッシュ事業といたしまして家族の集いなどを開催しまして、例えば1泊旅行をしてそこで語り合ったりとかそういう情報交換の共有の場を提供しているというふうにお聞きしております。ただ白老町としましては実際介護をしている方が今後高齢化率とともに夫婦世帯の高齢者の方が実際介護にご苦労されている方がふえていくということも考えられますので、研修会とか何かの機会に調査をした中でその方たちがどういったものを求めるのかというのを把握して、今行っている支援事業以外の必要なものを白老町の実情にあったものを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。ケアラーについて私今回初めて申し上げましたので、今後また時を見ながらいろいろな人の声を聞きながらまちがどう取り組んでいくべきなのかということをもっと質問していきたいというふうに考えております。

次にいききたいと思えます。認知症対策です。2025年には認知症患者が470万人になる。白老町も46.39%になるというふうに推計をしておりますけれども、国として厚労省は13年度の後半からオレンジプランということで具体策として認知症初期集中支援チーム、これは専門員によるのですが専門家によるチームを全市町村に配置していくのだということで確か去年から苫小牧市がモデルとしてやっています。そういったことともう1点は認知症地域支援推進員の配置をしていくと、これも専門家なのです。こういうふうなことで14年度には33億円の予算を計上して、そしてこういったことが少しでも早く手を挙げて進んでいくように、もちろん15年を目標にしていますけれども一日も早くこういうことをつくっていくべきだというふうに厚労省は考えておりますけれども、担当課としてこのことは聞いていると思えますがどのようにお考えですか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 国では今改正予定の中で全市町村に平成

30年度には認知症初期集中支援チームを設置し、支援推進員を地域包括支援センターに配置するというように考えているというふうにお聞きしておりますが、本町といたしましてもこの認知症施策オレンジプランに基づいて第6期の計画の中にどういうふうに組み立てるかというのは今行っている事業、人員の部分、専門職の部分です。どこが足りていてどこが足りないのか、どういう人材を活用するべきなのかということも今後見直しをした中でこの事業をいつやるのか。国では30年とっておりますけれどももっと早めに白老町がやったほうがいいのかというところはこれから考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。オレンジプランの中でもう1つ、認知症サポーターの養成を行っております。これは2008年度より認知症サポーターの養成講座を実施して受講生は認知症の人を支援するというオレンジリングを受けて見守りますという形になっております。この認知症に理解のある人の必要性の高まりというのは企業、団体等にも広がっているというふうに思いますけれども、きのう新聞を見てああと思いました。キッズサポーターをぜひつくるべきだというふうにおおと申したら中学2年生を対象にやっていくということだったので。町はもちろん大人を対象に進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、教育関係でキッズサポーターを要請していくということなのですが、苫小牧もう3年前から小学校5年生を対象に総合学習の中で実施しております。白老町が中学2年生を対象にということなのですがこれはずっと続けていかれるというお考えなのか。それとも1年なら1年という区切りがあってやっていくのかその点を伺いたいというふうに思います。

それともう1つは戻りますが認知症サポーターのことです。この要請を受けた人は私も受けただけでリポンはしまえばなしです。何も使っていません。何をやっていません。それで受けた方を登録して再度講習を受けたりして力をつけて認知症を見守る、認知症の家庭を見守るそういった町民を巻き込んだ地域を巻き込んだものをつくり上げていっているのですが白老町として今後どのように進めていきますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） サポーター養成講座、現在中学2年生に教育委員会、中学校にご協力いただきまして今年度から正式に行うことになっておりますが、今後小学生までも視野に入れまして継続的にやっていきたいと思っております。今核家族が進んでいる中でなかなか認知症の高齢者の方に接する機会がございません。また介護認定高齢者の方にも接する機会がございません。ですからまず知識を入れていただく必要があるというふうに考えております。そういったところで継続してやっていただくということで教育委員会とも連携して今後進めていきたいと思っております。

またサポーター養成講座の活用の方でございましてけれども、今議員がおっしゃっていたようにもう数年前から白老町も毎年養成講座を受けている方がふえている状況でありますがその活用がとてもしっかりしたいというふうなうちの現場の中でも声が上がっております。実は先

日白老町の認知症のグループホーム連絡会がごございますのでそこにちょっと投げかけまして、認知症グループホームの職員の方も講座を受けている方がおりますのでそこが指導者となって地域の方を巻き込んで講座をやっていただく取り組みもお願いしております。また今後介護予防、生活支援などのさまざまなボランティアの必要性、また本町としましては地域でいろいろなさまざまにサロンが必要かと考えております。そういったところで担っていただく人材としてこういう受講している方たちを活用するように今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） キッズサポーターのことは本当に積極的に進めていただきたいと思っておりますし、もう1点ちょっと気になることがあるのです。キッズサポーターは全体を見ていくということなのですが在宅で介護をしている方の子供たちの状況です。これは高齢者だけではありません。障がい者とか兄弟に障がい者がいて親が介護をしていてそれをお手伝いしたりとかそういったことに教育委員会として心配りをされているかどうかです。学業の面でどうなのだろうか。十分に勉強できる状況下にあるのだろうか。介護のお手伝いはどんなことをしているのだろうか。何か教育委員会として支援することはないだろうか。それからサポートすることはないのだろうか。スクールカウンセラー等に会わせてその子供たちを擁護していく必要はないのだろうかということをご検討されたことはありますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 今回の件につきましては具体的に学校の中で子供たちの状況を捉えて、介護のお手伝いをしているからそれに対するケアをどういうふうに行っているかというふうなところまでは実際的にはまだ具体的には押さえておりません。ただ今学校の中における個々の子供たちのさまざまな状況についてはいろいろな形で押さえながらスクールカウンセラーもおりますし、それからスクールソーシャルワーカーというふうなことでかかわる指導員だとか学習支援センターの指導員もただあそこのところにいるだけではなくて回って歩いたり学校の中に入り込むようにしておりますので、そういう中で子供の状況のことは学校と連携をとりながら進めていきたいと思っております。

認知症サポーター講座については以前22年に萩野中学校でやったことはあるのです。それがなかなか次につながっていないというところがありまして、今回子ども憲章とのかかわりも含めて子供たちにしっかりと社会性を育むためにも、それから自分たちが主体的に自立していくときにかかわり、弱者に対する思いやりだとかそういうものも育てていく必要があるというふうな観点から今年度は中学2年生というふうなことで組んでおりますけれども、今課長からもありましたように拡大の方向は十分考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君）　もう1点、徘徊による行方不明者ということで2013年には1万332人というふうになっています。北海道ではまだ亡くなった方というのはいないのです。ただ何年か後に発見されたりとか、前に列車とぶつかりましてその賠償金を請求されて奥さんが今すごく困っているという報道をこの間見たのですが、それが本当に賠償に値することなのかどうなのかということも含めまして今後認知症の方のあり方、守り方、徘徊をどう守っていくかということで何点か取り組んでいるところがあるのです。不明者の情報のメール発信、これは登録者に対してです。苫小牧警察署でやっています不審者が歩いていたら申し込んでいたらメールに入るのです。余り入りすぎるものですから私とめてしまったのです。こういう不審者がいましたので気をつけてくださいということでもかなりそういったメールが入ります。こういった不明者が今こういう服装で歩いていますということのメールを配信する。それからもう1つは千歳は社協で安心登録といってそういう心配がある、子供、障がい者も含めてです、心配のある人の特徴、顔写真を事前に登録をしているということもあります。それから何かあったら一斉にファクス連絡をしますというそういった取り組みをしているところもあるのです。白老町でも前に防災無線が鳴ったということであれは何だったのだろうという話を後から聞きまして、そういう徘徊者が行ったということで防災無線で流したと。その後どうなったのか何の報告もなかったといわれまして心配されていた方もいらっしゃるのです。そういったことを含めて防災無線を使うことがいいかどうかというのは私ちょっとわからないのですが、そういったふういきちんとかいう取り組みをしているということなのですが今後こういう方が多くなると思います。白老町でも何人か発見された方がいると思いますけれどもどういった手法を今後考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）　田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君）　今の徘徊高齢者の方がいた場合につきましてはまずご家族ないし不明の場合は警察に通常いくのが大抵の流れなのです。そうした場合には警察のほうから行政のほうに来るといった流れがございますけれども、東胆振にSOSネットワークという苫小牧保健所を中心に警察署、各包括支援センターとかさまざまな事業者と連携するネットワークがございます。そういったところを活用して徘徊高齢者がいた場合につきましてはこのネットワークを通じた中で連携をとりながら検索するという形と、また白老町内の中で仮に徘徊する方がいらっしゃった場合には防災無線の活用も考えられます。そういったときにはご家族のご了解をもらったもとの防災無線を活用しているが現状でございます。また毎年徘徊者が1名から2名必ず出てきておりますので、今後の対策としましては来月7月に地域見守りネットワークを立ち上げる予定でございます、そこに見守りまたは見守る意識を持っていただいた中で日頃徘徊している高齢者の方がいらっしゃった場合には行政にご連絡していただくという仕組みをまず今後住民の方に浸透させていきたいと思っております。まずそこが最初に地域住民とのかかわりの中を強化した中で今後メールの配信の利用だとかという部分につきましては白老町に合うかどうかの部分をもう実際にやっている市やまちに聞きながら参考にしながら今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。
休 憩 午後 4時24分

再 開 午後 4時35分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。
2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 最後になりますけれども成年後見人制度について伺いたいと思います。成年後見人制度は認知症、知的障害、精神障害などによる物事を判断する能力が十分でない方、本人の権利を守るための制度であり専門職が対応していました。2011年老人福祉法の改正で市民後見人の育成を活用する市町村の努力義務としたところであります。今までは白老町の取り組みとしては講演会をやっていたということで、新たな取り組みとして今年度中に専門家などで構成する検討委員会を設ける。これを聞こうと思ったのです。いつ専門委員会を設けて今後の進め方をやっていくのかということと、市民後見人についていつどのような形で進めていくのかということはここに答弁がありました。苫小牧市はもう3年目になっていてやっておりますけれども、こういった形でやっていくということですのでしっかり取り組んで、なる方も大変難しいです。なってもらう方も認知症という病気ですからそのことを意識しているかどうかということの問題点がたくさん出てくると思いますので今後そのことが難しいと思います。専門家による講演会を開いているということなのですが、もう1つ大事なことは認知症の人に受けなさいというのはちょっと無理ですけれども家族の方とかそういったことを抱えている方たち、面倒を見ている方たちが、苫小牧市は専門家のチームを立ち上げて、その専門家でそういった相談の講座というか教室というか場を開いているのです。そういったことが今後必要ではない。なりたい人ではなく受けたい人側の対応を必要とするのではないかというふうに思います。その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今議員がお話していただいたように国のほうでは今後認知症高齢者の方たちがふえていくに当たって金銭管理だとか判断能力が低下するということが専門職の担い手が少なくなった中で一般住民の方、市民を活用した後見人を研修会を受けさせて要請して、そして簡単な金銭管理程度のものをやっていただくという制度を厚生労働省のほうでは進めているわけなのですが、本町といたしましては今年度白老町の実情に合うものの市民後見人の仕組みを検討していく必要があるということで検討委員会を立ち上げる形になります。5回の開催を考えておりまして1回目は7月中にやる予定で今進めている段階でございます。専門職といいますとやはり権利擁護の部分の専門的かなり高い知識の方だとか、または実際後継人の仕事に携わっている経験者などとか、あとは認知症の施設の方だとか。後見人の部分は高齢者だけではなく障がい者の部分も精神障害の方も入ってくるものですから、精神障害者の施設の方だとかを構成員として入れながら検討委員会も設置す

る方向性で今進めているわけでございます。

市民後見人の養成の関係でございますけれども北海道で実際養成講座を3年前からやっております、これは道の予算でやっているわけなのですけれども昨年度は西胆振で室蘭市中心でやっております。今年度につきましては東胆振として苫小牧市を中心とし白老町も当然入ります。養成講座を苫小牧市で開催するという事で時期的には10月、11月ぐらいで行う予定で、今はまだはっきりした形にはなっていないのですが今後苫小牧市と道との協議の中で進めていく考え方になりまして、希望する方をこれから公募する形になる流れになります。

あと苫小牧市のような専門職のチームを組んで認知症の介護をしている方の相談窓口の開設等の考えでございますけれども、今現在地域包括支援センターのほうでの相談窓口を開設しております、権利擁護の部分では年間171件ほど対応しておりますし、今後地域ごとに広がるということもありますのでこのあたりの相談窓口は視野に入れて検討していきたいと思っております。いろいろなさまざまな形があるかと思っております。職員が出向いてどこかの出張窓口のところへ行って相談窓口を開設するだとかそういうことも考えられるかと思っておりますが、今後第6期の計画に向けてこのあたりも検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今回の質問はまだ改正がきちんと決まっていなくて、でも問題がたくさんあるということでどちらかというと提言型とか問題点を指摘していくことの質問が多かったのですが課長には大変だったと思うのです。まだ決まっていなくての答弁ですので大変だったかと思っておりますが、問題点をしっかり捉えながら一日も早く取り組んでいくことが安心・安全の介護のため、それから地域で安心して最後まで暮らせる、在宅は在宅医療をしながら終末医療、そこで安心して死ぬ、そこまで面倒見るといふことですので課題はたくさんあるというふうに捉えています。そういうことで今後とも取り組んでいただきたいと思っておりますし高齢化になる、老老介護になるということでは先ほどおっしゃったように後見人も地域で相談が受けられる体制をしっかりとつくっていただきたいこのように思います。

それから最後に町長に伺いたいと思うのですが、その前に1つはどうしてもいわせてほしい大事なことがあります。砂川の認知症の疾患医療センターの内海先生という方が中心になって深川とか広域的に認知症の対応のための場をつくっているのです。この先生が実験したといったらおかしいですけど20人の軽度認知障害（MCI）ですから本当の初期症状の方、でも写真を撮るとアルツハイマーの傾向が出ている方そういった20人の方の日常生活をどういうふうに変えるかと5年間見守ったのです。きちんとした早期の対応をしたのです。早期治療、早期対応が大事だということで早期治療に取りかかったのです。そのうち17人は自宅で暮らし続けることができたというのです。そして1人は外出するのも難しくなって、あと2人は施設に入った。そのうち6人は介護認定すら受けなくて今現在自立した生活を送っているというのです。ですから今後認知症も多くなる、あれもこうなるというのはいいけど、先ほどもいいましたけど一歩でも早く手を打つということが大事だということなのです。それで私今までずっと

質問をしてきて先頭に立つのはだれですかということを伺いました。町長ですというお話をされました。これは私の考えですからこうすれということではないのですが、今までずっといろいろな資料を読ませていただいて勉強してきました。栗山の例も挙げました。全部社会福祉協議会が中心になってやっています。計画を立てるのが町です。でも社会福祉協議会がバックになってそれを受けて、それではその地域に何が必要かということをしっかり学びながらそれを広げていっているのです。社会福祉協議会が今やっていることがだめだとかいいとかではなくて社会福祉協議会ももう切りかえの時期にきていませんかということなのです。白老町は介護サービス業者がいろいろふえてある程度整ってきているというふうに思うのです。ですから社協がやらなくてもいい仕事が出てきているのではないかと。町長は先頭に立つ責任者として社協の状況をしっかり把握して、社協としっかり話し合いをして今後の社会福祉協議会のあり方、福祉の課題は何なのかということその現場を一番よく知っているサービスを実施しているその元である社会福祉協議会としっかり懇談をして今後の方向性をしっかりと示していくべきではないかというふうに考えますが、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 全般的なお話だったと思います。高齢者福祉について今社会福祉協議会のお話も出ましたが、1問目の答弁でも答えているように町だけではなくて社会福祉協議会や関係団体と一緒に連携をしてこの問題に取り組んでいかなければならないと考えております。成年後見人とかの市民後見人制度も制度としては本当に理想だと思うのですが、現実的にやるとしたらそれが大きな犯罪につながらないかなどいろいろな問題があると思います。それらも含めて高齢者福祉についてはきちんと高齢者が元気づちに次の対応ができるように仕組みをつくっていきたいと考えておりますし、今ご助言いただきました社協のほうとも今まで以上に連携を深めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

◇ 山 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 一般質問を続行いたします。

ここであらかじめ宣告いたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではそのようにさせていただきます。

11番、山田和子議員登壇願います。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田和子でございます。通告に従いまして質問いたします。

白老町の政策形成と政策決定のあり方等についてであります。戸田町長が就任し町政運営をされて2年半が過ぎました。厳しい財政運営の中、財政健全化を進めながら笑顔と安心のまち

づくりに取り組んでおられると理解しております。町は 26 年度地域力創造の元年と位置づけしてスタートし 2 カ月が過ぎました。町民と行政による協働のまちづくりの深化のために広く町民の声を反映する場とするため民族共生の象徴となる整備による白老町活性化推進会議や白老牛生産販売戦略会議、協働のまちづくり推進会議を設立し白老町の来たるべき将来にさまざまな立場の方たちが方向性を話し合える場となっていることと思います。町民が安心・安全に暮らせるまちづくりのためさまざまな分野の課題に対し積極的に取り組んでいくことがさらに強く求められており、課題調査、政策立案、情報公開、住民参加、政策決定といった手順が非常に重要なものであると考えております。このため各種会議から上がってくる提案、方策をどのように庁内で検討し財政支援、人的支援をこの財政健全化計画期間中の 7 年間にどのように取り組まれていくかをお尋ねするものであります。

(1) 各種会議を設置し政策を検討していると理解していますが、そのうち民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議、白老牛生産販売戦略会議、協働のまちづくり推進会議について伺います。①それぞれの会議の役割と町長が期待する成果、現在の検討状況について伺います。②これらの会議の検討内容や検討資料等について議会及び町民に随時公開する考えについて伺います。③これらの会議の検討結果等をどのような手順を踏んで最終的な政策に反映しようとしているのか伺います。

(2) 3つの会議からは町民の政策的提案が上がってくると思います。協働による政策形成のあり方については公平かつ透明性が担保された一定の手順、判断基準に基づいて決定され議会や町民に説明責任果たしうる明確な根拠に基づいたものでなくてはならないと思います。町民に将来のまちづくりを議論していただく以上提案された方策の実現を目指さなくてはならないと思います。話だけ聞いてお金がないからできませんというのでは町民の信頼を得られず協働を深化することもできません。重要な政策について町民が政策形成過程に参加することが重要と考えますがその対応について伺います。①政策形成過程に議会や町民が参加するシステムの構築は考えられているのか。また具体的に住民参加により進めようとしているものは現時点であるのかお尋ねします。②財政健全化プランの財源確保は町民負担も想定されます。今後の検討方法、進め方についてお尋ねします。

(3) 政策形成過程の中心にいる職員の政策立案、形成能力が重要であると考えます。その能力向上に向けた町長のお考えについて伺います。①白老町第 3 次集中改革プラン（案）の中に取り組み項目として職員提案制度の推進があります。平成 26 年度は再検討していくとありますが検討はどのように進められているのかその進捗状況について伺います。私はこの制度は職員の意識改革と能力を引き出し職員みずからの創造力の向上、改革意識が高揚が図られ町民サービスの向上や組織の活性化につながると大いに期待するものであります。職員提案制度の具体的な内容について検討されているのであればお聞かせください。②人材育成の具体的な方法について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 政策形成と政策決定のあり方等についてのご質問であります。

1 項目めの各種会議についてであります。1 点目のそれぞれの会議の役割と期待する成果、検討状況について。白老町活性化推進会議は象徴空間整備に伴う効果を最大限に高め、活用していくために官民一体となって主体的に取り組みを推進し地域経済や地域活動を活性化していくとするものです。本会議は本年度に入り全体の情報共有を図るための学習会の開催や部会での具体的な方針を定めながら今年度中に推進構想、来年度に推進プランを策定し事業推進していくものであります。また白老牛生産販売戦略会議は白老牛を将来に渡って安定的に生産し販売できる体制の確立を図り、関係機関が一体となった取り組みを推進することにより農家所得の向上と地域経済の活性化を促進することも目指しております。観光分野として海外に対応した取り組み、商業分野として新商品の開発や販路拡大、消費者ニーズの把握、先進地における流通体制確立のための研修などさらなる生産販売体制の充実に向けた検討を行っております。

協働のまちづくり推進会議は理事者及び関係課長で構成し白老町自治基本条例等に掲げる協働の精神を深化させて自主的な町民活動や民間への行政支援を促進することを目指しております。推進会議によって決定した活動事業を若手職員で組織する推進班が推進役の中心を担い職員の協働に関する意識を高め町内の共同の深化に向けた継続的な取り組みを進めております。

2 点目の会議の検討内容や資料等を公開する考えについては情報公開条例に基づいて会議は原則公開としております。会議録等を作成している会議は文書公開できると考えておりますが、随時会議録等を発信する公開にはさらなる文書精査が必要となり業務が煩雑になると予想されることからそのシステムやルールなどの検討と体制整備が必要になると考えております。

3 点目の会議結果をどのような手順で政策に反映していくかについて。白老町活性化推進会議や白老牛生産販売戦略会議は官民一体となる会議であることから、協働の実践として民間の意見を反映しながら民間と行政が取り組むべき内容等を精査し役割分担により各事業を実施することで目標や政策に反映してきます。また行政内においては政策に反映する事業構成案を政策調整会議や政策会議、または予算編成会議等において決定していく手順をえて実施に移されます。

2 項目めの重要政策への町民参加の対応についてであります。1 点目の町民参加システムと具体策については行政だけではなし遂げられないまちづくり政策などは政策形成過程から会議への直接参加や説明会などを通じた意見交換を行い、計画や条例などの制定にはパブリックコメントによる意見提案の参加機会を設けることとしております。現在町民参加により進めようとしているものは白老町活性化推進構想及びプランや地区コミュニティー計画の策定などがあります。

2 点目の財政健全化プランの財源確保の検討方法についてはプランでは使用料・手数料や下水道料金、水道料金の見直しを予定していることから、これらの見直しによる新たな町民負担の発生が見込まれます。使用料・手数料の見直しについては受益者負担の原則を基本にルールの一統化を図りながら 27 年度に見直すこととしており、下水道使用料については今後の下水道事業計画及び経費の見直しを行った上で審議会に諮り 27 年度に開設する予定となっております、水

道料金については 27 年度に基本料の減額措置が終了するために 28 年度に見直しをすることとしております。

3 項目めの職員の能力向上に向けた考えについてであります。1 点目の導入しようとする職員提案制度の内容については過去に事務改善をしたいとした制度を設け一定の成果を上げてきたところではありますが、現在職員の意識改革と能力を引き出すための 1 つの手法として職員みずからの創造力向上を図り組織の活性化につながる新たな職員提案制度の構築に向け検討しているところでもあります。

2 点目の人材育成の具体的な方法については町民に信頼される行政を実現させるためには必要な人材を確保し育て生かすことを基本に町政を支える人的資産を輝かせる人材育成が重要であると認識しております。このため白老町人材育成基本方針に基づき人事評価制度の確立、多様な人材確保としての採用試験の改善、自己啓発研修支援や専門性を高めるための職場外研修の実施などにより職員のやる気を引き出す制度を充実させること、また職員提案制度などを含め意欲維持、向上が生かされる組織風土の醸成など職員のやる気を育てる組織風土、職場環境をつくっていくものであります。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。2020 年国立博物館の開設に向けて地域経済や地域活動の活性化を図るため官民一体となった組織で情報推進部会、活性化推進部会、基盤整備推進部会、教育・学習推進展開と 4 つの部会に分かれそれぞれの会議の取り組み内容に着手したばかりで今年度中に推進を構想を策定すると聞いております。それぞれの部会から上がってくる推進構想を集める構造となっている総合的地域内連携推進の具体的内容と政策上の位置づけについてお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただ今の活性化推進会議の総合的地域内連携推進についてでございます。これは組織の概要に示している内容でございますけれども現在設定しております 4 部会、24 団体が参加して会議が行われておりますが今後さらにその 24 団体以外の団体組織とも連携をしなければならないし、さらに各部会内での連携も図っていかねばならないということで総合的に地域内の連携を強化していかねばならないということでございます。そのために町内の資源を最大限に活用するための連携ということで、またそこに参加している個々の町が持っている魅力を高め理解・協力と支え合いによる地域力の向上を図るという意味での総合的な連携という意味でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 11 番、山田和子です。政策上の位置づけというところはどういうことになるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 政策上の位置づけと申しますか、この推進体制自体がオール白老ということをやっているというので、この参加 24 団体だけに限らずという意味の位置づけでございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。私は昨年 6 月の定例会で民族共生の象徴となる空間整備に伴うまちづくりの考え方を一般質問させていただいております。いろいろな世代の人がまちづくりを考えられる場の設定をすべきである提案いたしました。まさにこの推進会議がその場であると考えております。この会議は将来の白老町のありよう考える重要な会議であると考えておりますけれども、私が耳にして町民からのご意見の中には町民の意見を聞くといってもどうせ行政主導で決まったルールが敷かれている会議になるのではないかとか、財政が厳しい中財源確保にできない方策をいくら話し合っても実現できないのでは意味がないのではないかとといった町行政に対する厳しいご意見もありました。この 5 月 27 日付けの新聞報道で登別市中小企業地域経済振興基本条例に基づく協議会が登別市に設立されたとあります。この協議会が人口減少や少子高齢化を見据え登別市が策定する総合型ビジョンの柱となる基本的な方向性や施策を協議し市に提言する官民連携組織だそうです。官民連携の組織は名称が元気まち 100 人会議として白老町が先駆的に取り組んできたものであります。今般民間組織の日本創生会議の人口減少問題検討分科会から 26 年後の西暦 2040 年には約半数の自治体が消滅するとの推計が発表されました。この報道を受け全国の多くの自治体がかんがいの危機感を持たれたと思います。どこの自治体でも生き残りをかけて今まで以上に高齢者支援策、子育て支援策を打ち出し移住促進を図ってくると思います。このような中、人口減少や少子高齢化が急速に進む白老町にとってまちの将来ビジョンを早急に議論することは重要事項であると考えております。このことから白老町の活性化推進会議はまさに協働のまちづくりの議論の場であり、まちの将来の方向性を決める議論が可能な場であると大いに期待しているところであります。理事者の活性化推進会議に対する期待と見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 昨年 9 月に官房長官が 2020 年ということによって発表されました。その発表を受けまして地元としてどういう受け皿でどういう地域の活性化につなげていくかというように思いの中で活性化推進会議を呼びかけました。当然のことながら 1 つには象徴空間の周辺整備というようなことなのですけれども、その中には白老町全体として観光客をどう導くかということにつながっていきますので構成メンバーの中には字白老だけではなくて虎杖浜・竹浦を拠点とする組織も参画させての声かけをさせていただきました。当面は今いうように象徴空間の決定を受けた受け皿として周辺をどうしましょうかと、それから観光客の受け皿をどうしましょうかということによって話の中心がそこに行くと思いますけれども、次のステップになると思いますけどやはりそういうような団体が一堂に会する場面というのは今までなかなかなかったのです。商業の部分は商業だとか、観光の部分は観光だとか、商業と観光が一緒になったり、

漁業協同組合だとか農協だとかその分野ではあるのですが、言葉を借りれば先ほどいったオール白老というかそういう中でまちづくりの全体に考えようというふうに考えてもらえる全体的な組織がなかなか今までなかったの、自分としては象徴空間の推進会議の中での当面の問題としての周辺整備は当然やっていますけれども、その後にはやはり全体的なまちづくりという視点の中でいろいろな専門分野の方々が組織の中に入っていますのでそれをどうまちづくりにつなげていくか。ベースは象徴空間のことでスタートしていますけれども、その後はある程度のプランなりそういうことができた次の段階では全体のまちづくりの、このネーミングはそのまま白老町活性化推進会議でいいと思います、そういう中での新たな取り組みを考える組織に育っていったらというふうには思っています。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） まさにそういう会議になっていただきたいと私も期待しているところであります。この会議を充実させると例えば大町商店街をどのように活性化させるかとか、食をテーマとした活力あるまちづくりにどうつなげていくかとかそういうさまざまな民間のアイデアが出てくると期待するところでありますので、そこでやはり行政マンがファシリテーター的な役割をそこで町民の意見を引き出せるような人材であってほしいと願った意味を込めて今この質問をしているのですけれども、とりあえず次の白老牛のほうにいかせていただきます。

白老牛の生産販売に関する農業・商業・観光関係団体の組織は初めてと思います。この白老牛生産販売戦略会議ですけれども昨年の2月に設立され以後数回の会議が持たれているようですが、この会議の中で具体的な課題が出てきているのか。またその課題解決に町としてどのような考えを持っているのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますけれども白老町の中でこのような会議を持ちましたのは平成25年2月でございますけれども、この中には販売戦略会議というふうに名を打っておりますけれども、白老町、道を含む7団体が入って構成をしている団体でございます。その中で今白老牛の生産体制の基盤整備が必要だということも実際には出てきておりますし、それに対してその生産基盤をどのようにこれから構築していくのかというところの検討もしている状況でございます。その中で白老牛をこれからブランド牛として確立なものにしていくための生産基盤の体制をきちんととる方向性を見出す会議という形で位置づけをしておりますし、そのような形で今現在進んでいる状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。白老牛は先日の牛肉まつり、あいにくの雨模様の中でも3万人の来場者を迎えてブランドの知名度も上がり白老を代表する食材として確立しています。しかし個人の肥育農家は減ってきていると聞いております。白老の基幹産業として畜産農家の方の生活が成り立つ経営システムを支援していく必要があると思います。この支援

策を検討するために職員の専門性の確保が重要な課題ではないかと考えますが町長のご見解をお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 職員の人材育等含めての専門性なのですけれども今までどちらかというと例えば土木だとか建築だとか、それから保健の関係の保健師だとかという資格を有する専門分野の採用が多かったように思います。過去数年前には方法として観光に特化してとか観光の分野でとか、それから酪農にというようなこともやりましたし、それからその専門の学校の卒業生そういう方も採用してございます。役所のほうはなかなかその専門職でその部署を1カ所というのは、前にもお話したことがあるかもしれませんが非常に難しい、一般行政職の職員であれば非常に難しい人事のこともあるのですが、やはり重要期間といいますかそういう中での人の採用、あるいはそういう分野で特化して職員を育てるというのは、例えば今の人事制度の中で新規採用職員を採用するのか、それからその重要な期間だけ特任で採用するのかというような仕組みも今ありますので、そういう中ではその制度を活用していくというふうに思っています。一般行政職で先ほどいうとおりある程度の期間という経過しますとその部署である程度の知識を有するのですけれども、なかなか10年も何年も1カ所にとというのはなかなか難しいような今までの人事のこともありますので、今いわれた部分もちよっと今後どうしようかということでは検討させてもらおうかというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。財政が厳しい中限られた人数で多様化、高度化する行政ニーズに対応するためには質の高い人材を幅広く確保することが極めて重要で、研修等による内部人材の育成も重要ですが短期間での専門性の育成は困難で当該分野に精通した人材を即戦力として新たに採用するほうがより効果的、効率的であると考えます。今副町長に答弁にありましたように即戦力になる人材を中途採用してはいかがかという提案なのですが、岡山県倉敷市などが情報処理、観光企画などの分野で選考による民間経験者の中途採用を行っているようです。白老町においては畜産農家への支援やこれから力を入れていくであろう農業の分野において専門的知識を要する人材を採用する弾力的な中途採用システムの構築がぜひ必要ではないかと考えております。例えば松坂牛の松坂市から専門的知見をお待ちの市の退職職員であるとか、松坂牛の生産システムにかかわっていた民間の方などを短期間3年とか5年とかで採用してはいかがかと考えております。このような選考による中途採用について町長の見解をもう一度お尋ねします。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどの答弁で若干そこに触れたかと思えますけれども今の人事制度の中で一般的に今新規採用職員の枠の中でも社会人枠といいますか、その枠は現実には設定していませんけれども採用年齢を上げて社会人経験者を雇用するというような仕組みも入れています。それから専門職となると先ほどいいました任期つき採用ということで、例えば重要

期間を3年とか何年だというようなことで本当の専門知識を有した方を採用するのは今の制度の中にもありますので、そういう中の活用の中で今いわれた部分が必要になってくればそういうことも検討しなければならないというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。小さい自治体ほど行政が地域産業振興に果たす役割は大変大きいと考えておりますので、ぜひどういう人材を入れていったらいいのか。どういう仕組みをしたらいいのかということ行政中心になって考えていただきたいといます。

それでは地域担当職員制度についての再質問です。地域担当職員制度が導入されて地域の情報や課題を共有し地域が必要とする情報をわかりやすく提供するなど地域と行政が連携した地域まちづくり活動の促進により地域住民が主役の住みよい地域をつくるための取り組みが進められております。パソコンやスマートフォンの普及に伴い精神的に未発達でコミュニケーション下手な人間がふえ、その結果として無差別殺人やネット上のなりすまし犯罪などが多発し社会の不安定化が増幅しているのではないかと危惧します。地域まちづくり協議会の取り組みは地域住民がひざを突き合わせてコミュニケーションをとり互いを理解し合うことが重要かつ普遍的な価値をつくり出すものであり次の世代にも継承していきたい地域のあり方だと思っております。26年度内に地区コミュニティー計画の策定、公共施設の見直しの議論をする終了するスケジュールとなっております。財政健全化プラン期間中はソフト中心の計画づくりとしましたが今後公共施設の見直し等には財源が伴うハード事業の要望も出てくるに違いありません。まちづくり全体を考えると地域まちづくり協議会からの提案のなり要望は協働による政策提案であると考えます。要望事項をどのように具体的に組みんでいくのか町長のお考えをお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいまのご質問にお答えをいたします。まず地域まちづくり協議会というものは現在まだ存在しておりません。現在町内会を中心として町内会活動を中心とした活動、協働のまちづくりを進めております。近い将来協議会のようなものを目標といたしております。それに向かひまして現在町内会を中心とした地区のコミュニティー計画等の策定に今年度取りかかるということとのご質問についてのお答えであります。これら地域の方たちが考えるまちづくり、ここに出てきますさまざまな声こういったものを整理した中で対応させていただくわけでありまして。今後これらの声を聞いたまちづくりこれは決して町内会だけではなくて白老町のこれまで町内会中心のまちづくり、町内会活動が中心でありますがこの町内会活動に加えて地区にありますほかの関係団体を巻き込んで1つの地域での地域まちづくり協議会という考え方になるわけですが、そういった意味で白老町にはそのような組織、協議会というのは現存しておりませんので今後地区コミュニティー計画策定等の議論を経てそういったものに向けて取り組みを進めるという考えでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。まだ設立されていないことはわかっておりますけれどもこの取り組みがすばらしいということの評価するとともに多分ここから公共施設に対する要望等が出てくると思われまますので、それをどのように財政健全化中に政策に反映していくのかという質問だったのですけれどもよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公共施設についてはその地域の方々の中できちんと話し合いをして責任の中で例えばこの公共施設は残すもしくは更地にするとか極端な話ですけど、そういうことを行政が中に入りながら地域の人たちがどのぐらい今までの生活館とか公民館とかいろいろありますけどそういう施設が必要なのか。今段々人口が少なくなってきて高齢化になってきているのですが、高齢者が集う場としてどのぐらいふさわしいのか等々を聞いた中でその施設を何年かけて直しましょうか、もしくは廃止してこちらのほうにお金をかけましょうかという声を聞きながら政策に反映していきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） その政策決定のあり方についてなのですが昨年6月定例会で政策決定の組織体制について質問させていただきました。そのときの答弁は財源や事業の適正化について検討を行い事業計画を作成して政策を決定していく、特に必要なことは幅広い情報収集や意見集約を行的確な将来予想と費用対効果を高めていくことであり計画前の事前検討が重要である、また現在の政策決定の組織体制については各課からの政策提案を検討とする政策調整会議を経て修正、改善された政策案を理事者が入る政策会議で決定する体制としてのご答弁いただきました。各課からの政策提案を検討する政策調整会議と先ほどの協働のまちづくり協議会の上のほうに協働のまちづくり推進会議というふうに乗っかってくるのですけれども、その政策調整会議と協働のまちづくり推進会議は政策を判断するときどのように違うのか。また町長にとってどちらに政策決定の優位性があるのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただ今の政策調整会議と協働のまちづくり推進会議の違いとか優位性についてでございますけれども、まず政策調整会議、今お話ございましたように政策各分野ごとに分かれていまして、その事業計画なり実行を考えていくという会議なのですが、政策についてよく私も表現するのは例えば環境分野、福祉分野、教育分野という分野があるということでその中で事業を決定していくということでございますが、協働のまちづくり推進会議につきましては基本方針に協働の3つの柱ということで情報の共有、それから町民参加、町民活動の促進、それに行政の支援策というのがありますけれどもそういう中で情報共有・参加ということとか町民や職員の意識というもののことを横やりで表現します。縦の政策にその政策ごとにどのような情報公開と共有、そして参加ができるのかということを考えるのが協働のまちづくり推進会議が担っている役割でございますので、双方の優位性とかそう

いうものではなくて会議の役割ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 縦割り行政のすき間を埋めるというかそういう横に連携した課題をみんなで共有できるというふうに理解しました。

同じく昨年の私の質問に対応するご答弁に行政評価として全ての事務事業のプロフィールを作成し政策等を進める中で事業調書というのを作成・提出して、それを検討して政策決定していくというプロセスを進めているとの内容であったと理解しております。新しい施策に対する事業調書を作成する際、原課の情報収集のあり方や関係各位に意見集約を行うなどの計画前の事前検討も重要であると考えます。町民が直接政策形成のシステムの中に参加できないとしても原課の情報収集のあり方で民意を反映することは十分に可能であると考えております。今年度予算の審議において計画段階で制度設計を十分検討したのか、関係者、利用者の声や意見を聞いていたなどという基本的な職員の政策立案、形成能力の不足が懸念されていた場面がありました。今後の新規事業の予算計上においてこの反省点を受け見直すべき点があると思います。今後の対応についてをお尋ねします。また職員が事業調書や決算後のプロフィールなどの作成に手間が取られ、なおかつ非常に業務負担が大きいと情報収集に必要な時間が取りにくいのではないかと考えますが対策や資料作成の合理化などに取り組まれているのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） よく申します政府のサイクルがありますけれども、プラン・ドゥ・チェック・アクションという流れでございますけれども、今議員がおっしゃられました事前の政策検討の前の情報収集ですとか広く意見聴取をするということにつきましてよくいわれる今のサイクルの前にいわゆる政策の調査・研究というものの熟度によってその後の影響があるといわれております。ですから今申し上げられましたように情報収集をしっかりとやるということはその政策をつくるに当たっての事前の調査・研究をしっかりとやっていくということが重要だというふうに認識しております。今後につきましてもそういうようなことをなるべく政策の広い現状とか課題をきちんと把握した中で進めていきたいと考えております。

後段の事業プロフィール等の関係につきましては岩城総合行政局長のほうからお答えします。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 2点目のプロフィールの関係でございます。毎年各課にそれぞれの事業ごとの必要性ですとかどういう効果があったかプロフィールをそれぞれ作成私どものほうに提出して私どもがそれをさらにチェックしていると。目的はやはり評価という部分があって、今高橋課長からあった改善、ただずっとやるのではなくて評価することによっていい意味で改善されてさらに手間が省けていくというメリットがありますから、この事業はそういう部分でプロフィールをどう改善して活用しているかは理解いただきたい。ただご質問にあったその作業自体に時間を要して職員がみんな大変になっているというお話ですので、私もその辺は時間をかけないようなプロフィールの仕方または評価の仕方、現在見直し作業中ですので今年度においては事務事業評価の見直しという位置づけでもう一度そこは整理したいと考え

ております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 次の質問の回答をいただいていたのですが一応用意してきたので質問します。三重県の事務事業目的評価表の作成について。①行政の行う事務事業には評価になじみにくいものも多い。②事務事業の成果を数値化できにくいものまで成果指標として数値化させている。③評価表の記載項目が多くて作成に時間を要する反面、その結果が予算編成作業に反映されていないなどと職員の一部から指摘されました。県はその後職員アンケートや職員インタビューなどを通じて課題の整理を行いこれらを踏まえてシステムの見直しを行いました。ということで今総合行政局長のほうから事務事業の見直しを行うということですので、こういった政策形成上のシステムの見直しを職員提案でどうするという事は同時に職員の資質向上に帰するものであると考えております。人材育成の観点からも必要ではないかと考えますけれども職員提案によるシステムの改正について町長のご見解をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 職員提案制度の関係でございます。職員提案につきましては先ほど山田議員のほうからのご質問にもありまして、白老町第3次集中改革プランの中でも26年度検討・実施ということになっておりまして、この提案制度の検討につきましては実は第2次からも引き継がれている状況でございます。それで職員提案については町長の答弁にもあったとおり、以前事務改善を中心としたが職員提案制度を設けておりまして職員からの募集を行ってそれを実施に向けたという経緯がございます。しかし時代の変遷とともにそれがなかなか継続できなくなったということで今現在は機能しておりません。それで新たな提案制度を検討しなければならないということなのです。これまでの提案制度の考え方というのは職員の新たな発想構想により町民のための事業を推進する仕組みをつくっていこうということで、例えば職員が提案して実際それに職員でプロジェクトチームをつくってこれを政策だということで決定した場合はそれに予算をつけていくというようなことでその制度の確立に向けて動いていたわけなのですが、なかなか財政上の問題もありましてすぐ予算がつきづらいというようなことで検討も中断していた状況でございました。それで今年度は新たにその辺の検証と合わせて新たな事務改善といいますか、それによって職員の提案でやる気を起こさせその改善を真剣に町側としてもやっていくような提案制度も必要ではないかということで、その辺も改めて検討し制度設計をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。職員提案制度による業務改善の一例ですが、さいたま市の取り組みで平成21年に1職員1改善提案という改善の制度をつくり、業務改善件数の推移は制度導入前である20年度の398件から24年度は1万件を超えたそうです。なぜこんなに定着したのかというと全員参加の業務改善をスローガンにし市長を含めて全ての職

員が必ず改善を行って、それを庁内のイントラネットで事例を共有化することによってどこの部署が何の改善をしたのかを見える化しています。それによってやらされ感から自発的に取り組む姿勢に変わったということです。改善サポーターという職名の女性の職員なのですけれども、その担当者の地道な声かけがあったからこそということも重要な要因です。こういった取り組みは日々の業務に向き合う意識も変わりモチベーションアップにもつながると感じました。

もう1点職員のモチベーションアップにつながるといわれるものに人事評価制度があります。市町村の実施率は総務省の資料から平成24年度で32.7%と大変低くなっております。人事評価制度についてはさまざまな検証結果が出ているようですが、人事評価制度が職員のモチベーションアップにつながるかということと白老町においては必ずしもそうであるとは断言しにくいと思っております。事実白老町では現在人事評価は十分には行われていないと聞いております。この点このさいたま市の取り組みは自分の提案が業務を改善しやりがいにつながれば仕事に向き合う姿勢も変わりますし、自己啓発につながり政策形成能力にもつながり、ひいては町民サービスの向上に寄与します。組織で取り組む具体的な人材育成の手法の一つといえるのではないのでしょうか。ぜひ白老町でも1職員1改善提案制度を取り入れるべきではないかと考えますがこの点についてももう一度お伺いします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ご提案ありがとうございます。さいたま市の取り組み、職員1人1提案制度ということでございましたけど、以前このような制度的なものではないのですが、財政再建の計画をつくる段階で職員に広く歳出削減の対策を募集したというようなこともあって、額的にはそんなにはならなかったかもしれないですけど件数はかなり多く出てきたということをお記憶してございます。今後においてはこのようなものを制度としてきちんと取り組んだ上で職員に周知して今のちょっと閉塞感があるような業務体系も見直して、もっと職員が自信を持って仕事ができるような体制にしなければならないとは思っておりますので今の山田議員のご意見も参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。さいたま市で導入されている庁内のイントラネット、これは白老町の地域担当職員制度の地域の課題について職員の情報共有にも使えると思いますし、現在の組織体制のグループ性にも有効に使えると思いますが白老町ではないようなイントラネットの導入状況についてはどのようになっているのか伺います。庁内LANをフルに使った情報の共有は行われているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 庁内の情報の関係ですけど、これにつきましてはほとんど全ての職員にパソコンがあたっていて、その中でグループセッションというようなソフトを使って各課がそれぞれの情報を提供したり、あるいは各課間のやりとり、ショートメール的なものもできるような形にもおましてその辺は十分活用しているかというふうに思っております。

また今現在は機能していませんけど例えば電子会議みたいな形で1つの案件について意見を募集したりというなことも可能でございますのでその辺の活用も含めて活性化したいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。今グループ制はうまく機能しているのでしょうか。現時点のグループ制のよいところと課題はどのようなものがあるのかをお尋ねします。

また一時的な業務繁忙期にグループ内での人員のやりくりはもとより庁舎内で効率のいい短期人事異動も行うべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） グループ制につきましては平成17年からグループ制を導入して今に至っているという現状でございます。メリットとしましてはやはり今まであくまでも縦のラインでしか仕事をしていなかったところを横に広がった段階で担当がいなくても別の者が対応できるというようなことでこの辺についてはかなり浸透しているというふうに考えております。ただ人材的な部分を含めてグループ制のリーダーたるものがかなり幅広いところを見なければならぬというところもあってその辺の職員の能力向上ですとかそういった部分がまだまだ必要かという部分と、いまだにグループ制といいながら今までの係制という部分が抜けきれないというような状況も見受けられますので、その辺については再度グループ制の導入した経緯も含めてメリットをさらに効率よく活用できるような形で進めていきたいというふうに考えております。

もう1つ短期の人事異動等の話でございますが、現在各課間の応援体制、例えば一時的にこの課が忙しいときはほかの課が手伝うというような制度を設けておまして応援体制の確立ができております。ただ短期的な人事異動となりますと職員のモチベーションといいますかその辺もちょっと不安なところもございまして、その辺につきましては今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。人が少なくなっている以上とても忙しい部署には手の空いているところが手伝いにいってチームワークで乗り切るというのがうちのまちの行政の雰囲気合っているのではないかとすごく考えるので、忙しいところに短期人事異動というのはぜひ行っていただきたいと思います。

それでは最後の質問です。どんなに優れた首長でも職員の力がなくしてみずからの政策は成し遂げられません。職員の皆さんの力があって初めてリーダーシップを取りまちづくりが進められていくと考えます。これからの公務員には地域のさまざまな主体との幅広い人的ネットワークを築きながら、それぞれの力をうまく引き出すファシリテーターとしての役割がとても強く求められています。地域からの前向きな提案を意味あるものにしていくには行政が調整役と

なり公共ニーズと合致させることが大切です。町民の気持ちの変化をつくり出すのも行政の仕事だと思います。粘り強くかかわらなければいけない場面もあるでしょう。職員みずからが白老町を盛り上げたいと思う気持ちを大切に育てていくべきと考えております。それにはまず職員が元気になることが一番大切とっております。職員一人一人の意見を十分に吸い上げる庁舎内のパブリックコメント体制、改善点を1つでも2つでも直していく自己改善体制をつくり上げるためにも職員が人づくりには町長には力を注いでいただきたいとっております。議会や町民の意見を聞きながら行政が中心となって政策形成していくこと、首長のリーダーシップのあり方を含めて町長の政策形成と決定に関するご意見をお聞きして最後の質問といたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず職員の人材育成のお話であります。白老町も含めて実際はすごく課題が山積している中、職員も一所懸命働いているところと認識をしております。効率よく仕事をするためには1人でできないし私1人の力でもできないので職員が一丸となって仕事を進めることが非常に大事だと思っておりますので、その構築に向けていろいろな提案等もいただきましたのでこれから検討していきたいというふうに思います。

また職員も合わせてまちが元気になるためには政策形成の改善というお話もあったのですが、町民の声がいかにかまちづくりに反映していくかということは町民に情報を公開して一緒に参加していくということが大前提だと思っております。町が調整役のときもありますし町が方向性を示して町民に理解をしてもらういろいろな場面があると思うのですが、その中心になるのは行政の仕事だと思っておりますし民間ができないことが行政が担うということでもありますので自治基本条例にもありますとおりまちの主役は町民でありますのでそのサポートを行政としてしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、11番、山田和子議員の一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。